

令和6年度第5回船橋市子ども・子育て会議

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策に
ついての計画（案）

令和7年度～令和11年度
（2025年度～2029年度）

船 橋 市

はじめに

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の位置づけ	6
(1) 法的位置づけ	6
(2) 計画体系における位置づけ	8
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	9
1. 船橋市の現状	11
(1) 人口等の状況	11
(2) 出生の状況	14
(3) 女性の就労の状況	15
2. 地区コミュニティと行政ブロック	16
3. 市民の満足度	18
第3章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念	21
2. 基本方針	22
第4章 施策の展開	25
基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実	27
基本施策2 こどもの健全な育成の充実	30
基本施策3 特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	37
基本施策4 母子保健の充実	41
基本施策5 親子のふれあいの場づくり	45
基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実	49
基本施策7 ひとり親家庭等の自立支援の推進	54
基本施策8 経済的支援の実施	63
基本施策9 子育てを支援する地域社会づくり	68
基本施策10 児童虐待防止対策の充実	71
基本施策11 仕事と家庭の両立支援の推進	76

横断的施策 こどもの貧困対策	79
----------------------	----

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

87

1. 子ども・子育て支援新制度の概要	89
(1) 子ども・子育て支援新制度の創設	89
(2) 新制度の概要	90
2. 新制度における認定区分等	91
(1) こどもの認定区分	91
(2) 幼児教育・保育の無償化について	92
3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	93
(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	93
(2) 事業別の教育・保育提供区域の設定	93
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	94
(1) 量の見込み算定の考え方	94
(2) 確保方策算定の考え方	95
(3) 保育（3号0歳、3号1歳、3号2歳、2号）	96
(4) 教育（1号、教育利用希望の2号）	105
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	106
(1) 利用者支援事業	106
(2) 延長保育事業	108
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）	110
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	113
(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	114
(6) 養育支援訪問事業	115
(7) 地域子育て支援拠点事業	116
(8) 一時預かり事業	118
(9) 病児保育事業	124
(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	127
(11) 妊婦健康診査事業	128
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	129
(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	129
(14) 子育て世帯訪問支援事業	129
(15) 児童育成支援拠点事業	130

（16）親子関係形成支援事業	130
（17）産後ケア事業	131
（18）妊婦等包括相談支援事業	131
（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	132
第6章 計画の推進	133
1. 計画の推進に向けて	135
2. 計画の推進とともに対応を検討する事項	135
資料編	137
1. 用語解説	139
2. 計画策定の体制と経緯	148
（1）計画の策定体制	148
（2）船橋市子ども・子育て会議条例	148
（3）船橋市子ども・子育て会議委員名簿	151
（4）船橋市子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要綱	152
（5）策定経過	154
（6）子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要	155

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

○ こども家庭庁の創設とこども施策の推進

国においては、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて進めていくために、各府省庁に分かれていたこども政策に関する調整権限を一本化し、新たな司令塔として、令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁が創設されました。こども家庭庁創設と同日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」の規定に則り、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が令和5年（2023年）12月に閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

○ 少子化の進行と対策

わが国では未婚化や晩婚化、経済状況の低迷等さまざまな要因から少子化が進行しています。国では、仕事と子育ての両立支援などこどもを産み育てやすい環境づくりに向け、対策を進めてきました。平成15年（2003年）には次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」を制定し、同年には少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため「少子化社会対策基本法」を制定しました。

しかし、近年、合計特殊出生率の減少傾向が続き、国は、令和2年（2020年）5月に第4次となる「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針を示すとともに、令和2年（2020年）12月には「全世代型社会保障改革の方針」を策定し、総合的な少子化対策を示しました。

また、令和5年（2023年）6月には、次元の異なる少子化対策の実現に向け、「こども未来戦略方針」を閣議決定し、若年人口が急激に減少する令和12年（2030年）までが少子化の傾向を反転させるラストチャンスだとして、今後3年間で集中取組期間とし、若い世代の所得を増やすこと、社会全体の構造・意識を変えること、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念として掲げています。

○ 子ども・子育て支援新制度の創設と待機児童解消対策

平成22年（2010年）の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定に合わせて少子化社会対策会議の下に「子ども・子育て新システム検討会議」を発足、新たな子育て支援の制度の検討を進めました。こうして平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

1. 計画策定の背景と趣旨

法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。

その後、平成28年（2016年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により「仕事・子育て両立支援事業」が創設され、多様な就労形態に対応するため保育サービスの拡大等を実施することで、待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿確保に対応することになりました。

少子化に加えて核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくないことや、希望する保育所に預けられない等の待機児童が生じていること、共働き家庭が増加する一方で仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと等が問題となっています。

国では、平成30年（2018年）9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定、令和2年（2020年）12月に「新子育て安心プラン」、令和5年（2023年）12月に「放課後児童対策パッケージ」を公表し、保育所や放課後児童クラブ等の待機児童の解消と女性の就業率の上昇に対応できる社会を目指しています。

また、令和6年度（2024年度）末まで延長された「次世代育成支援対策推進法」が改正され、令和16年度（2034年度）末まで再延長されることにより、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られています。

○ 幼児教育・保育の無償化等

令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の成立により、幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべてのこどもに質の高い幼児教育を保障するため、また、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から実施されています。

○ こどもの貧困対策

令和4年国民生活基礎調査によると、わが国では、令和3年（2021年）の「こどもの貧困率」（17歳以下）は11.5%となっています。

こどもの将来が家庭の経済状況等によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援等、さまざまな支援が求められています。国では、すべてのこどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成26年（2014年）8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。令和5年12月（2023年）に、「子供の貧困対策に関する大綱」を含む複数の大綱を一元化した「こども大綱」を策定し、これにより「子供の貧困対策に関する大綱」は廃止となりましたが、こどもの貧困対策は「こども大綱」に重要な施策として位置づけられています。また、こども大綱を踏まえて、令和6年6月（2024年）に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が公布されました。この改正により、こどもの貧困対策がより包括的かつ効果的に進められることが期待されています。

○ 児童虐待に対する取り組み

児童虐待については、こどもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、その防止については社会全体で取り組むべき重要な課題です。平成28年（2016年）以降、国は「児童福祉法」を累次改正し、こどもが権利の主体であることを明確化、また、児童虐待防止対策の抜本的な強化を推進しています。

○ 船橋市における取り組み

本市では、「船橋市次世代育成支援行動計画ふなばし・あいプラン」を策定し、平成17年度（2005年度）から次世代育成支援対策の推進を図ってきました。さらに、「子ども・子育て支援法」、延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）を計画期間とする「船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）を計画期間とする「第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた施策を推進してきました。本市では、待機児童の減少に成果を上げていますが、今後も保育需要の増加が見込まれることから、潜在的なニーズも含めた適切な育ちの環境を確保することが課題となっています。

また、第1期計画策定から10年が経過し、こども・子育て世帯の抱える課題は多様化しています。この間の社会情勢や国・県の動向を踏まえ、市民の新たなニーズを汲み取り、更なる施策を総合的に進めるため、「子ども・子育て支援事業計画」、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「親子のしあわせ応援プロジェクト」を統合して、「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画・第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画・船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。これにより、こども・子育て世帯の多様な課題に総合的に取り組むことが可能となります。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第2条の基本理念を踏まえ、国が定める基本指針に即して策定するものです。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定された「自立促進計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定された「市町村計画」としても位置づけられます。

子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援法は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

2. 計画の位置づけ

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」を最上位計画とすることも・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、福祉分野の上位計画として位置づけられている「船橋市地域福祉計画」や、「船橋市障害者施策に関する計画」「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」「船橋市教育振興基本計画」等の関連する個別計画と調和を保ち策定するものです。

年度									
令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
船橋市総合計画 基本構想 (H12～R3)		第3次船橋市総合計画 基本構想（R4～13）							
船橋市総合計画後期 基本計画 (H24～R3)		第3次船橋市総合計画 基本計画（R4～13）							
第3次船橋市 地域福祉計画 (H27～R3)		第4次船橋市地域福祉計画（R4～8）					【仮称】第5次船橋市 地域福祉計画		
第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画 (R2～6)					第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策につ いての計画 (R7～11)				
第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 (R2～6)									
第3次船橋市障害者 施策に関する計画 (H27～R3)		第4次船橋市障害者施策に関する計画（R4～8）					【仮称】第5次船橋市障害者 施策に関する計画		
第5期船 橋市障害 福祉計画 及び第1 期船橋市 障害児福 祉計画 (H30～ R2)	第6期船橋市障害福祉計画及び 第2期船橋市障害児福祉計画 (R3～5)			第7期船橋市障害福祉計画及び 第3期船橋市障害児福祉計画 (R6～8)			【仮称】第8期船橋市障害福祉 計画及び第4期船橋市障害児 福祉計画（R9～11）		
船橋の教育 2020　―船橋市教育振興基本計画― 教育振興ビジョン（R2～11）									
船橋の教育 2020　―船橋市教育振興基本計画― 前期基本計画（R2～6）					船橋の教育 2020　―船橋市教育振興基本計画― 後期基本計画（R7～11）				

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1. 船橋市の現状

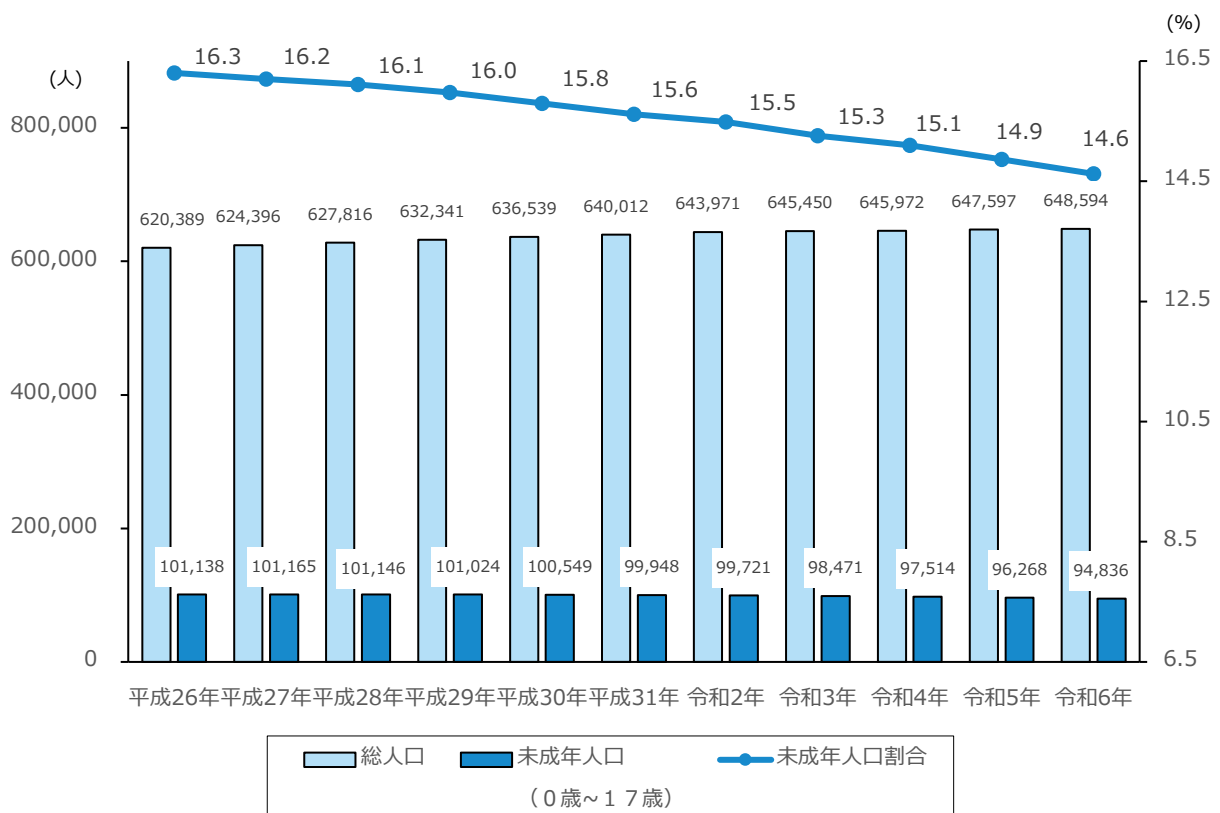
(1) 人口等の状況

① 総人口と未成年人口割合の推移

本市の人口は増加傾向で推移しており、令和6年（2024年）4月1日現在648,594人となっています。

一方、未成年人口（0～17歳）は減少しており、未成年割合は令和6年（2024年）4月1日現在14.6%と平成26年（2014年）から1.7ポイント低下しています。

図表 総人口と未成年人口の推移【船橋市】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

1. 船橋市の現状

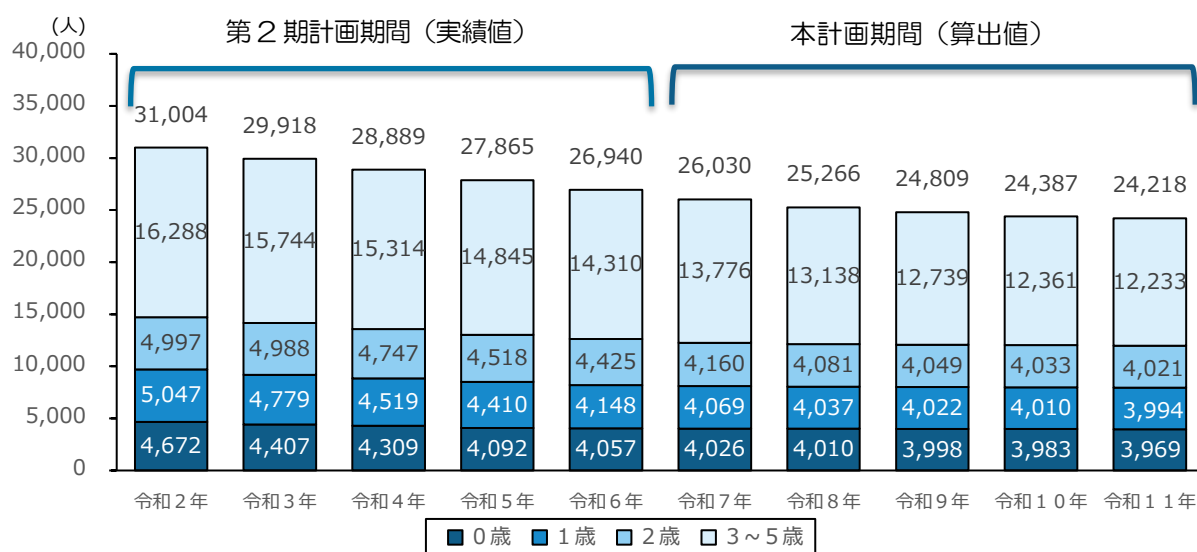
② こども人口の推移及び今後の見込み

第2期計画期間において、就学前児童（0～5歳）人口及び就学児童（6～11歳）人口は減少傾向にあり、令和6年（2024年）4月1日現在、それぞれ、26,940人、32,662人となっています。また、本計画期間における人口推計については、就学前児童（0～5歳）人口及び就学児童（6～11歳）人口をともに減少と見込んでいます。

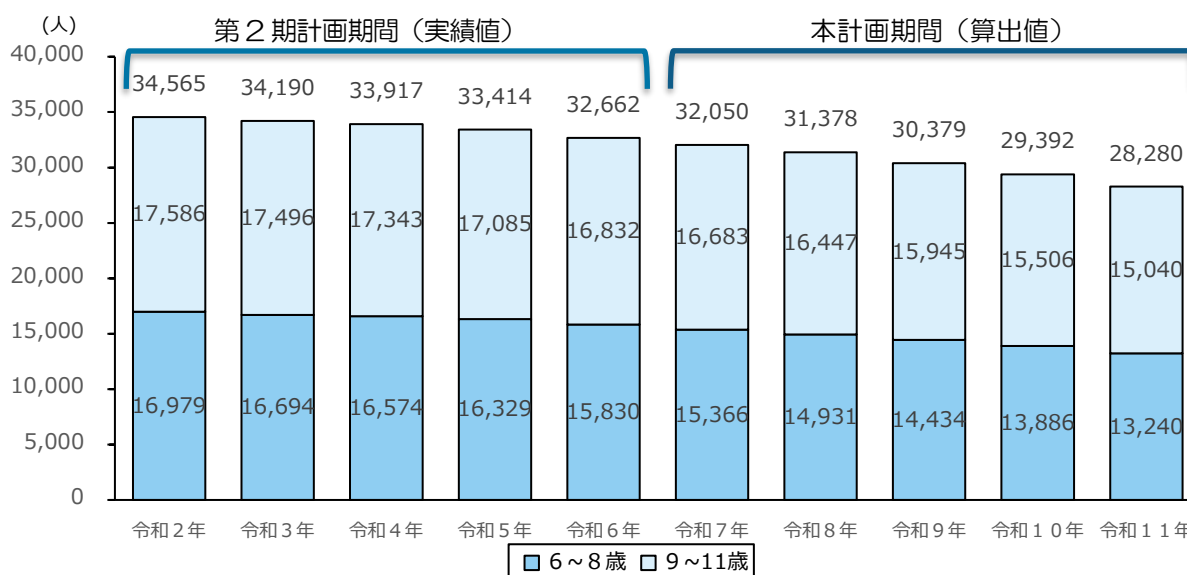
第2期計画期間（実績値）

図表 就学前児童（0～5歳）人口と就学児童（6～11歳）人口の実績値と算出値【船橋市】

就学前児童（0～5歳人口）



就学児童（6～11歳人口）

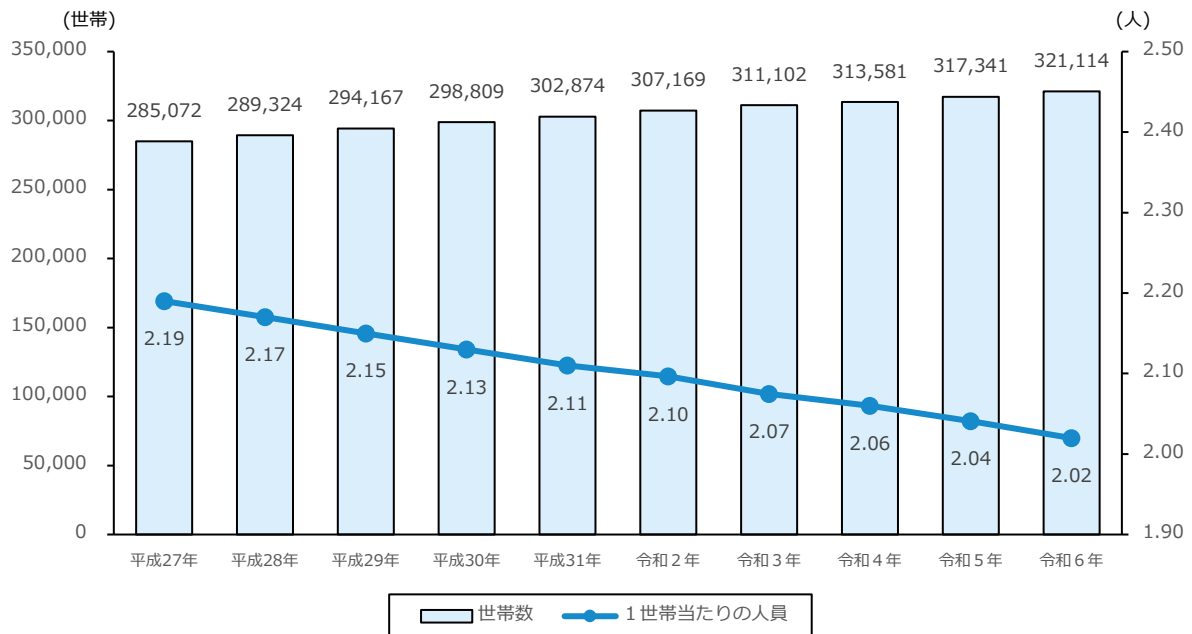


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向で推移しており、令和6年（2024年）4月1日現在321,114世帯となっています。また、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、令和6年（2024年）4月1日現在2.02人となっています。

図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移【船橋市】

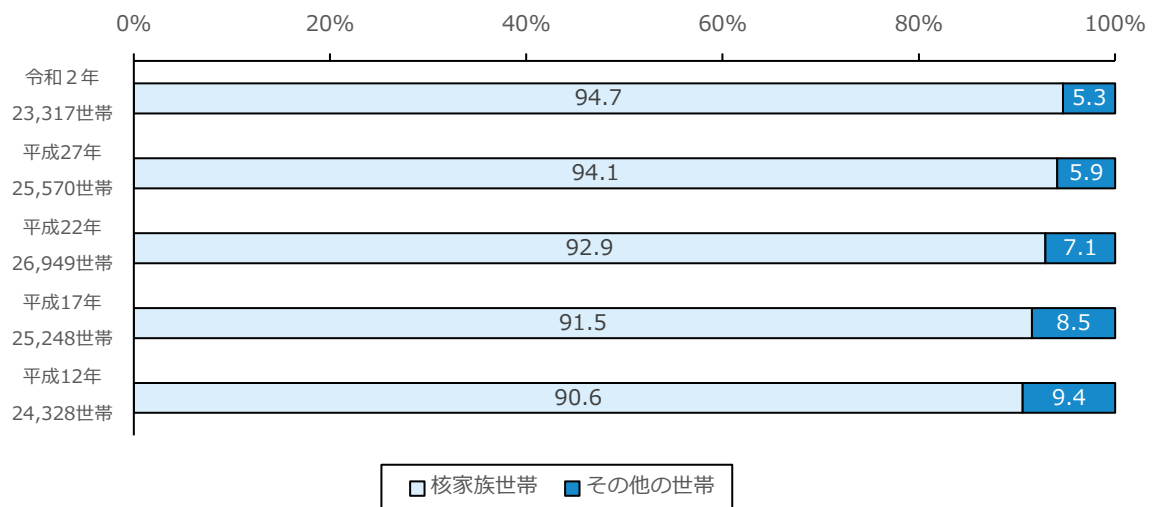


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ こどものいる世帯構成の推移

核家族の割合は増加傾向にあります。令和2年（2020年）国勢調査では6歳未満のこどものいる世帯の94.7%が核家族世帯となっています。

図表 6歳未満のこどものいる世帯の世帯構成推移【船橋市】



資料：国勢調査

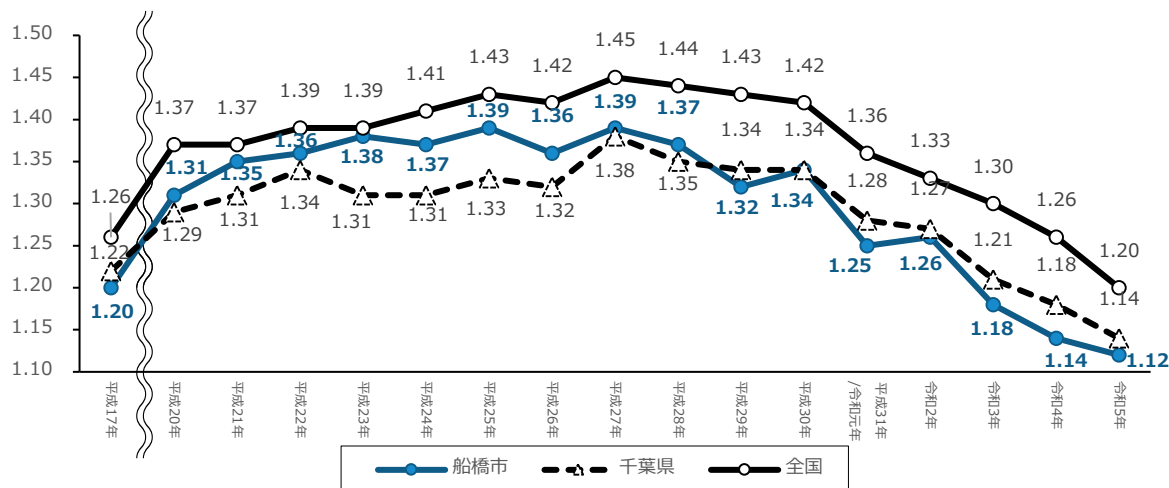
1. 船橋市の現状

(2) 出生の状況

① 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、全国的にも過去最低であった平成17年（2005年）の1.20から回復し、平成27年（2015年）には1.39まで上昇しましたが、令和5年（2023年）は1.12に低下しており、千葉県及び全国を下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移【船橋市・千葉県・全国】



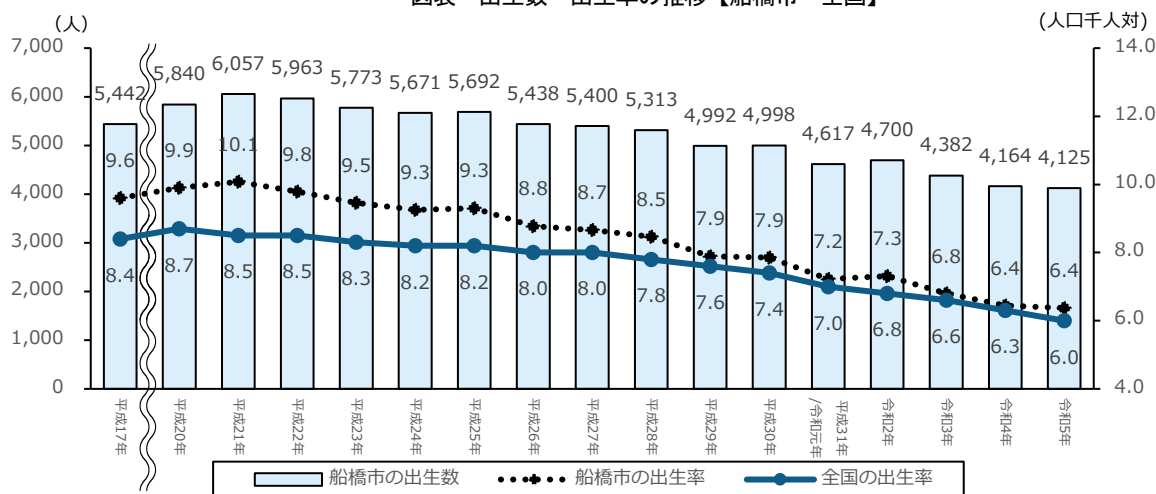
資料：千葉県 合計特殊出生率の推移市町村別

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当する。

② 出生数・出生率※の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）は4,125人となっています。また、出生率は人口1,000人あたり6.4で、全国の出生率より高くなっています。

図表 出生数・出生率の推移【船橋市・全国】



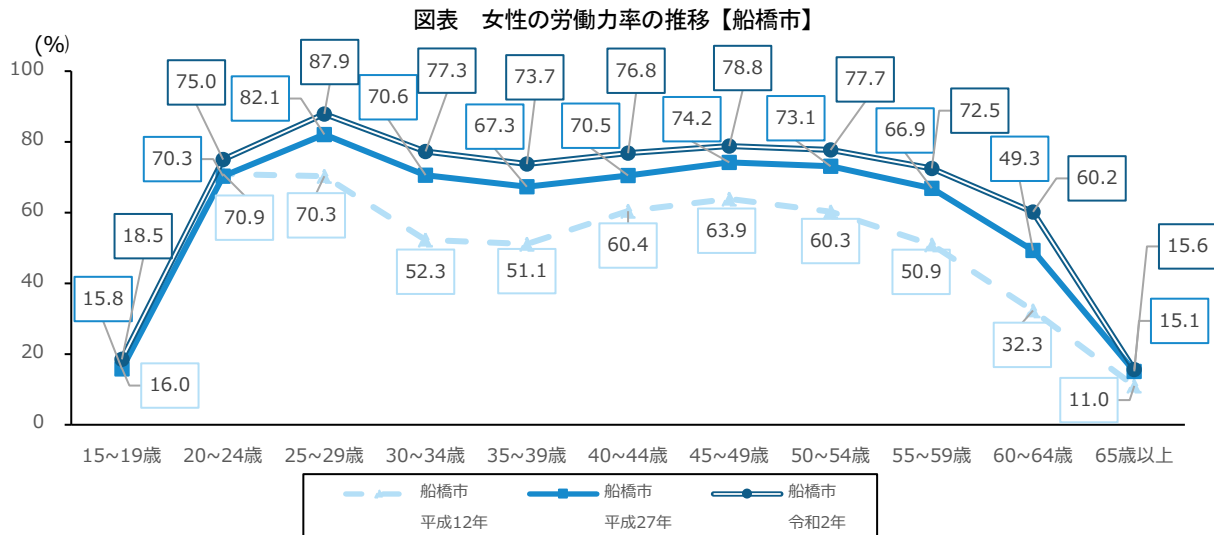
資料：船橋市統計書（船橋市）

令和5年（2023年）厚生労働省 人口動態統計の年間推計（全国）

※出生率とは、人口1,000人あたりの、1年間の出生児数の割合をいう。

(3) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率※は、25歳以上のいずれの年齢階級も上昇しています。出産・子育て年齢である30歳代で一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」は、カーブが緩やかになってきています。

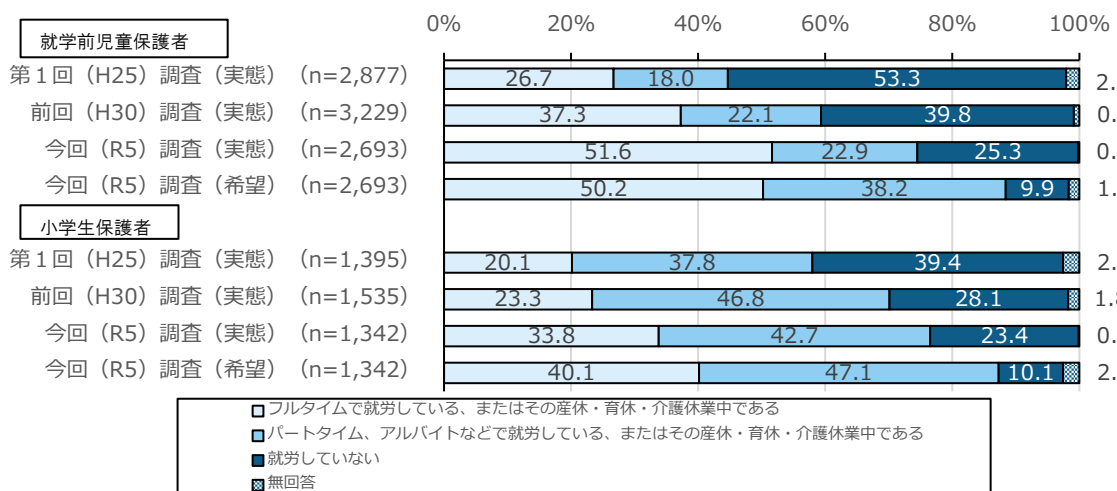


資料：国勢調査

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（休業者を含む就業者と完全失業者の合計）の割合。これに対し、非労働力人口は、家事・通学・その他（高齢者など）となる。

就学前児童や小学生を持つ母親の就労状況については、平成25年度（2013年度）、平成30年度（2018年度）と令和5年度（2023年度）に実施したアンケート調査を比較すると、就労している割合が増加しており、今後の就労を希望する割合は、フルタイム、パートタイム、アルバイトなどの合計を見ると、実態よりもさらに高くなっています。

図表 母親の就労（希望）状況（経年比較）



資料：平成25年度・平成30年度・令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

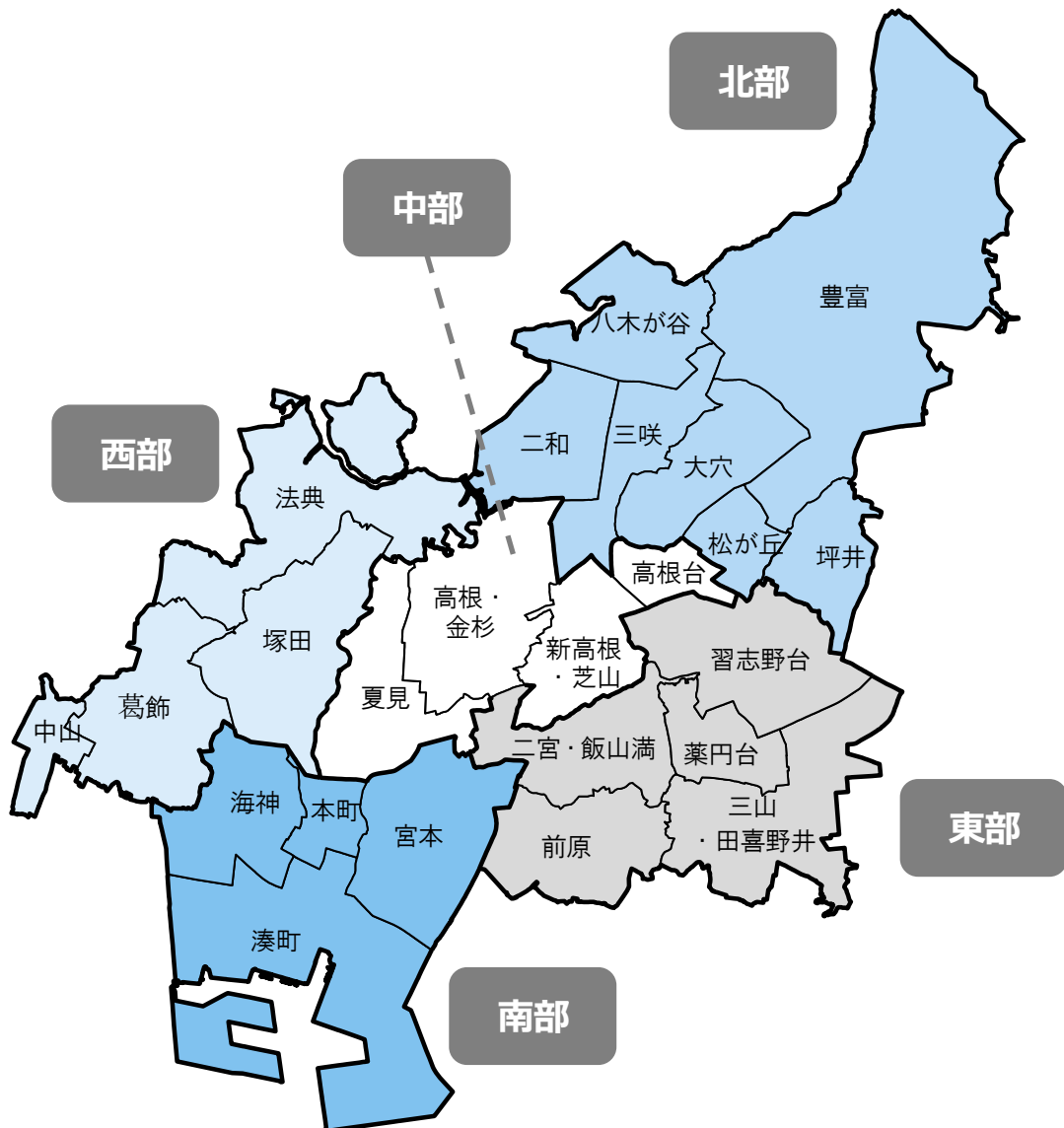
2. 地区コミュニティと行政ブロック

本市においては、地域的な視点にたって行政を行うとともに、地域ぐるみのさまざまな活動を促進するために24の地区コミュニティを設定しています。また、地区コミュニティを束ねる概念として5つの行政ブロックを設定しています。

■ 24 地区コミュニティ別町丁目

行政 ブロック	地区 コミュニティ	町丁目
南部	湊町	本町3丁目、若松1～3丁目、浜町1～3丁目、湊町1～3丁目、日の出1～2丁目、西浦1～3丁目、栄町1～2丁目、潮見町、高瀬町
	宮本	宮本1～9丁目、市場1～5丁目、駿河台1～2丁目、東船橋1～7丁目、東町
	本町	本町1～2丁目・4～7丁目
	海神	海神1～6丁目、海神町2～3丁目、海神町西1丁目、海神町東1丁目、海神町南1丁目、南海神1～2丁目、南本町
西部	葛飾	印内1～3丁目、印内町、葛飾町2丁目、古作1～4丁目、古作町、山野町、西船1～7丁目、東中山1～2丁目、本郷町
	中山	二子町、本中山1～7丁目
	塚田	旭町1～6丁目、旭町（住居表示外）、行田1～3丁目、行田町、山手1～3丁目、前貝塚町、北本町1～2丁目
	法典	丸山1～5丁目、上山町1～3丁目、藤原1～8丁目、馬込町、馬込西1～3丁目
中部	夏見	夏見1～7丁目、夏見台1～6丁目、米ヶ崎町、夏見町2丁目
	高根・金杉	金杉1～9丁目、金杉台1～2丁目、金杉町、高根町、緑台1～2丁目
	高根台	高根台1～6丁目
	新高根・芝山	芝山1～7丁目、新高根1～6丁目、高根台7丁目
東部	前原	前原西1～8丁目、前原東1～6丁目、中野木1～2丁目
	三山・田喜野井	三山1～9丁目、習志野1～5丁目、田喜野井1～7丁目
	二宮・飯山満	滝台1～2丁目、滝台町、二宮1～2丁目、飯山満町1～3丁目
	薬円台	七林町、薬円台1～6丁目、薬園台町1丁目
	習志野台	習志野台1～8丁目、習志野台4丁目（住居表示外）、西習志野1～4丁目
北部	二和	二和西1～6丁目、二和東1～6丁目
	三咲	三咲1～9丁目、三咲町、南三咲1～4丁目
	八木が谷	みやぎ台1～4丁目、高野台1～5丁目、咲が丘1～4丁目、八木が谷1～5丁目、八木が谷町
	松が丘	松が丘1～5丁目
	大穴	大穴町、大穴南1～5丁目、大穴北1～8丁目
	豊富	金堀町、古和釜町、車方町、小室町、小野田町、神保町、大神保町、楠が山町、豊富町、鈴身町
	坪井	坪井西1～2丁目、坪井町、坪井東1～6丁目

■ 24 地区コミュニティと5行政ブロック



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

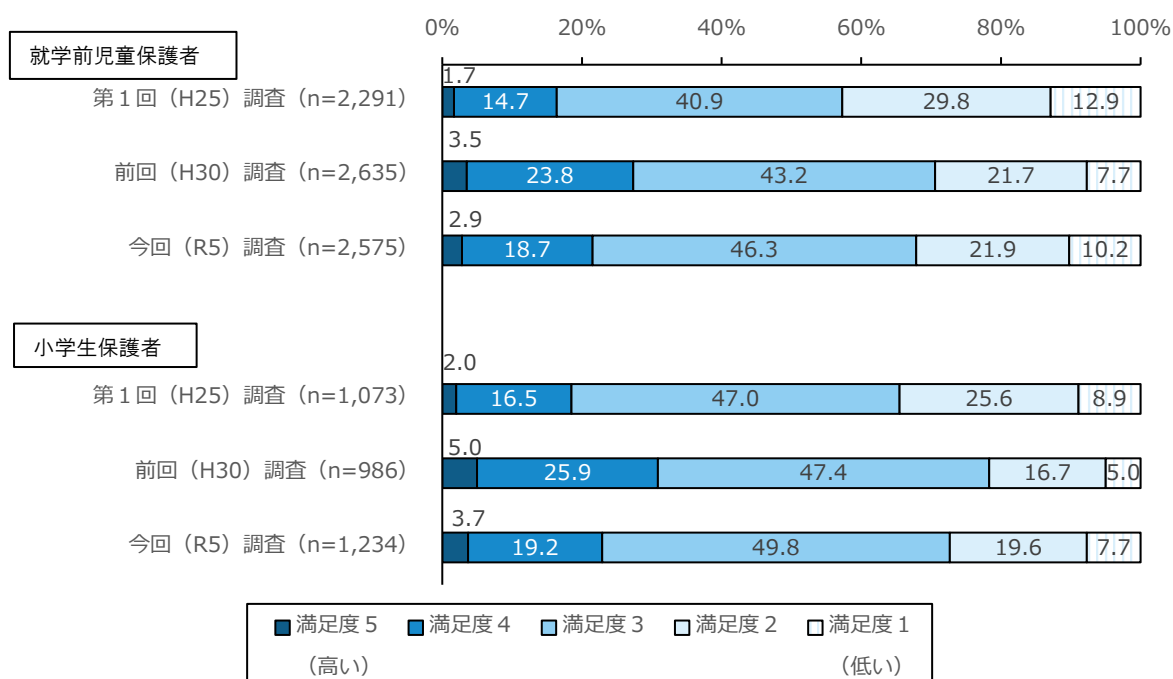
第2章 こども・子育てを取り巻く状況

3. 市民の満足度

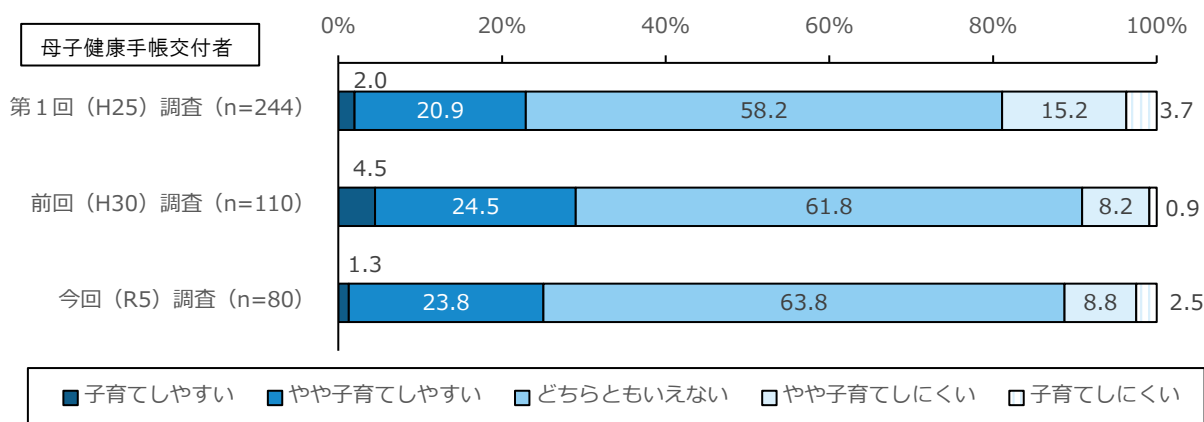
3. 市民の満足度

本市の子育て環境や支援施策に関する満足度について、平成25年度（2013年度）調査及び平成30年度（2018年度）調査と令和5年度（2023年度）調査を比較すると、最新の調査では、就学前児童保護者、小学生保護者、母子健康手帳交付者のいずれも、「満足度4」「満足度5」（高い）又は「やや子育てしやすい」「子育てしやすい」を合わせた満足度は、前々回調査より高いものの、前回調査より低くなっています。

図表 子育て環境や支援への満足度（経年比較、無回答除く）



図表 子育てしやすいまちだと思うか（経年比較、無回答除く）



資料：平成25年度・平成30年度・令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

本計画は、『こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし』をめざして」を基本理念とします。

地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもが心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちをめざします。

こどもはまちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きるこども一人ひとりが伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、こどもと子育て家庭を支援していきます。

2. 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針を「こども」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

また、「基本理念」に沿った3つの「基本方針」から、11の「基本施策」及び横断的施策として「こどもの貧困対策」を推進します。

基本理念

「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして

基本方針

基本方針1

こども

次代を担うこども一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。

こどもが健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこどもが安心して過ごし、きめ細かで充実した教育・保育が受けられる環境を整備する必要があります。本市では、すべてのこどもが瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。

基本方針2

親・家庭

保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。

保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、すべての子育て家庭に適切な支援を行う必要があります。本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。

基本方針3

地域・社会

地域や社会を構成する一人ひとりが、こどもや子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。

こどもの健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こどもの育ちや保護者の子育てを理解し、支え合う必要があります。本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こどもが安心して生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

基本施策

1	乳幼児期の教育・保育の充実	教育・保育施設や地域型保育事業によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。	こどもの貧困対策
2	こどもの健全な育成の充実	こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。	全ての基本施策にかかる横断的な施策として実施。
3	特別な配慮を要するこどもへの支援の充実	発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。	全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。
4	母子保健の充実	出産や育児の不安を抱える家庭が、安心してこどもを産み育て、こどもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。	
5	親子のふれあいの場づくり	子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。	
6	多様な子育て支援サービスの充実	保護者の子育ての負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図ります。	
7	ひとり親家庭等の自立支援の推進	多くの課題を抱えているひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。	
8	経済的支援の実施	児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。	
9	子育てを支援する地域社会づくり	地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、こどもが健やか育まれることができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。	
10	児童虐待防止対策の充実	妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。	
11	仕事と家庭の両立支援の推進	仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力を促進するための啓発や、各種法令・制度の周知等を行います。	

第4章 施策の展開

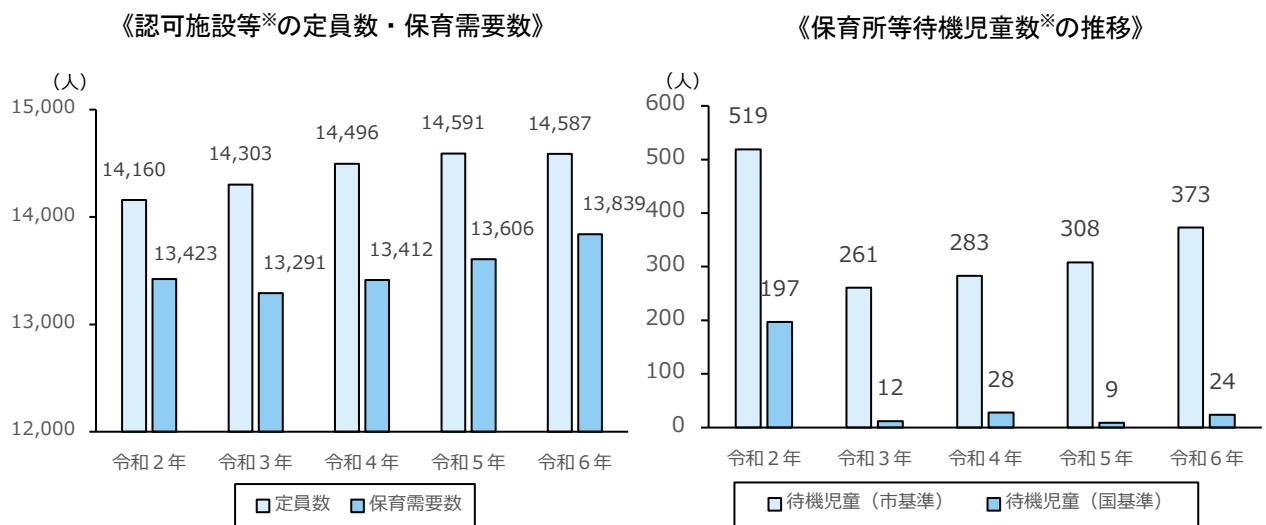
基本施策 1 乳幼児期の教育・保育の充実

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業）によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、併せて地域の子育て支援の充実を図り、こどもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。

現状

本市の保育所等待機児童数（4月1日現在）は、第2期計画初年度の令和2年度（2020年度）に市基準で519人、国基準で197人となりました。その後も女性就業率の上昇などによって、児童人口に対する保育の必要な児童数の割合である保育需要率が増加し続けており、待機児童の解消に向け、保育所などの整備や幼稚園の認定こども園化など、保育の受け入れ枠の拡大や保育士確保に向けた取り組みを実施しました。

その結果、待機児童数は減少傾向となり、令和6年度（2024年度）には市基準で373人、国基準で24人となりました。

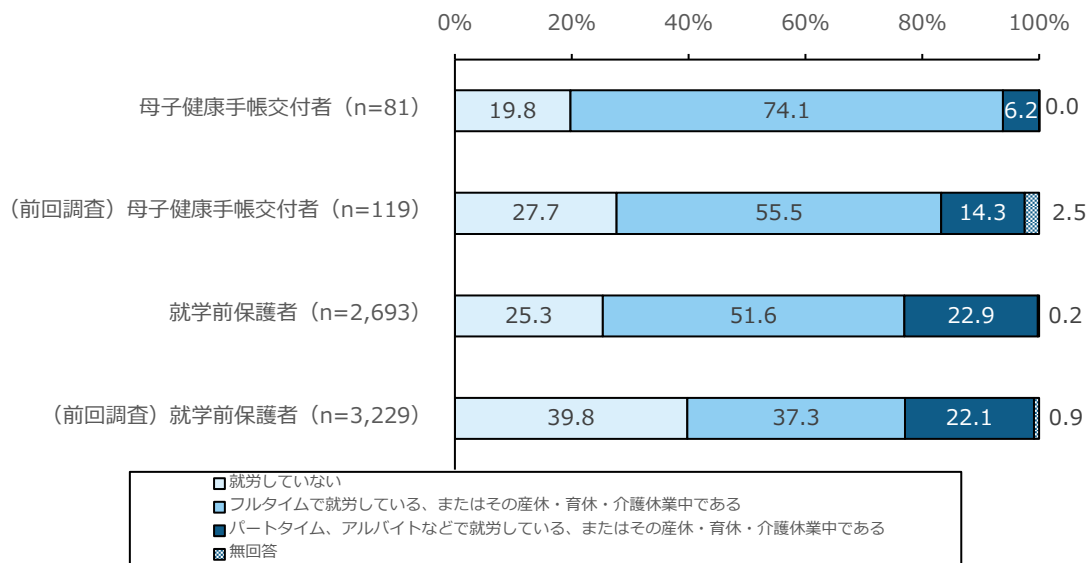


※認可施設等：保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業

※待機児童（市基準）：保育所等の利用申込者のうち、転園希望等を除いた数

待機児童（国基準）：市基準の保育所等待機児童から近くに利用可能な保育所等があるのに特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた数

《母親の就労状況》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 国において令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する「新子育て安心プラン」を策定し、25～44歳の女性の就業率の上昇に対応するとされています。本市においても女性就業率は上昇しており、保育需要が増加傾向にあるため、今後も受け入れ枠の確保が必要です。
- 入所児童数に応じた保育士を配置するため、保育士の確保も必要です。

主な取り組み

● 教育・保育施設等の整備促進

【概要】

教育・保育の需要の更なる増加に対応するため、保育所の整備や、幼稚園からの認定こども園への移行等、教育・保育施設等の整備を促進します。

本市の保育所等待機児童の大半を占める1・2歳児を受け入れる小規模保育事業については、その安定的な実施を確保するため、教育・保育施設等との円滑な連携（保育内容の支援、代替保育の実施、卒園児の受け皿の確保）を図るとともに、教育・保育施設と連携した運営の確保を踏まえた整備を進めます。

【事業】

- ・ 教育・保育施設等の整備
- ・ 小規模保育事業
- ・ 家庭的保育事業

- ・ 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の支援
- ・ 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業（第5章129ページ）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
教育・保育施設等の整備	教育・保育（第5章96～105ページ）		

● 保育士の確保

【概要】

市内保育所等への就職支援や、現在就業する保育士の就業継続支援等を実施し、保育の担い手となる保育士の確保を図ります。

【事業】

- ・ 保育士養成修学資金貸付事業
- ・ 資格取得支援事業
- ・ 就業継続に資する研修事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
保育士養成修学資金の借受者のうち、市内の保育所等への新規就職者数	58人 (R5. 4. 1)	↑	市内保育所等への就職を促進します。

関連する取り組み

● 教育・保育施設等の入所児童の処遇向上

- ・ 幼稚園運営に対する補助
- ・ 保育所等運営に対する補助
- ・ 認可外保育施設に対する補助

● 教育・保育の質の向上

- ・ 保育所等における評価・研修

● 幼保小の連携の充実

- ・ 職員間の合同研修会
- ・ 園児と小学生の交流活動等

基本施策2 こどもの健全な育成の充実

放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）や放課後子供教室事業（船っ子教室）等の充実により、こどもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。

こどもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、こどもの健全な育成を図ります。

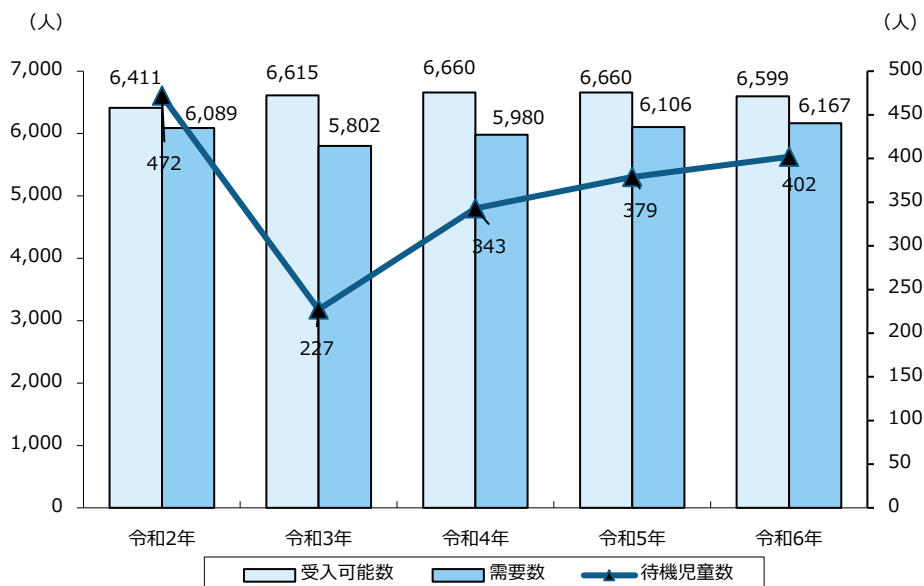
また、こども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。

現状

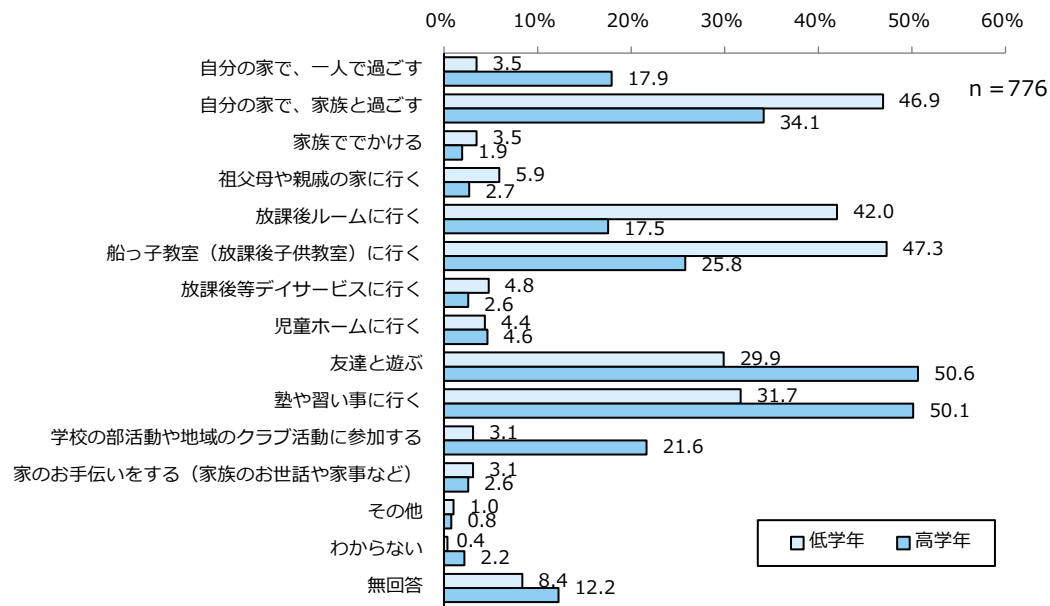
放課後ルームは、保護者が就労等で、放課後家庭でこどもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、こどもの自主性・社会性等の向上や、心身の健全な育成を図ることを目的として、放課後から午後7時まで、夏休み等の長期休業期間においては、午前8時から午後7時まで開所します。

小学校の児童数は減少傾向にありますが、放課後ルームの入所申請者数が増加していることから、令和2年（2020年）4月の101施設6,411人の受け入れ児童数から、令和6年（2024年）4月の104施設6,599人まで放課後ルームの受け入れ児童数の拡大を図りました。しかし、令和6年（2024年）4月1日現在402人の待機児童数が生じている状況となっています。

《放課後ルーム受け入れ可能数・需要数・待機児童数の推移》



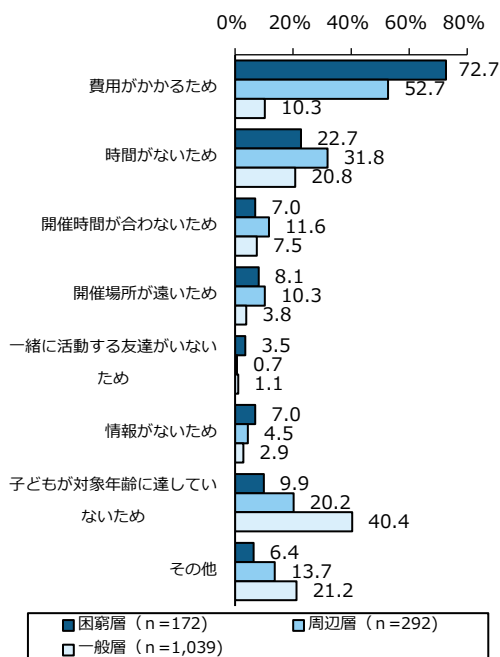
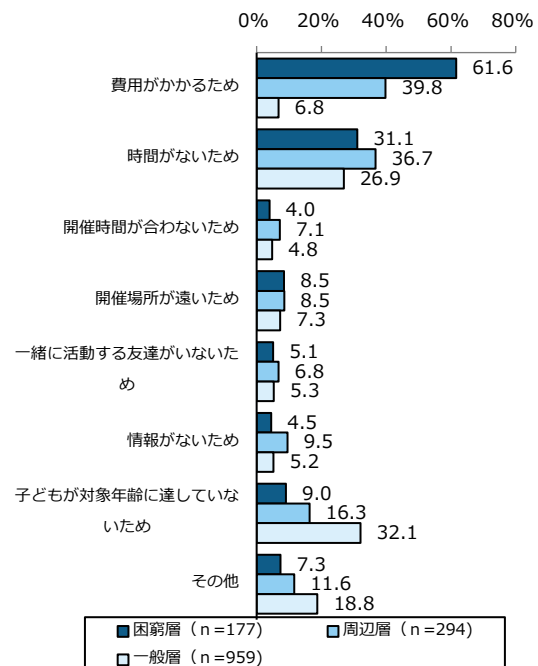
《放課後の過ごさせ方の希望（就学前児童保護者）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

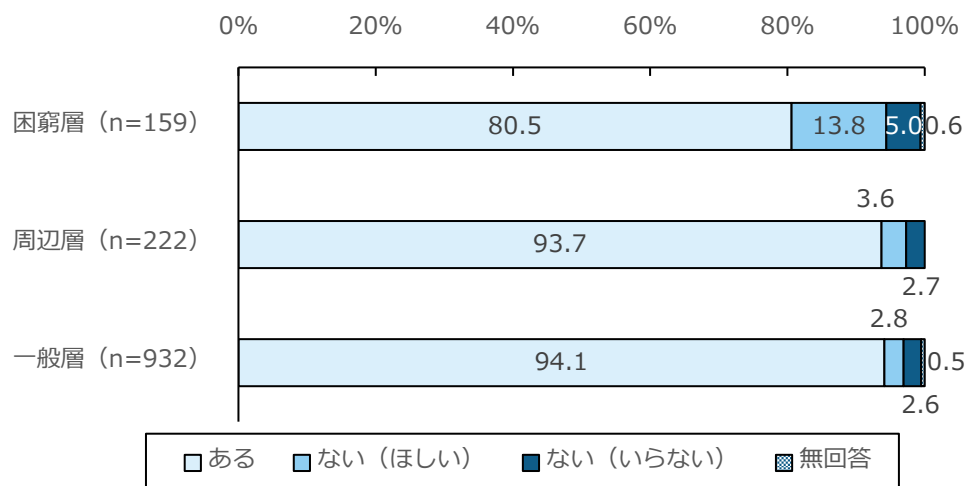
こどもの体験機会や将来の展望について、困窮層になるにつれ、経済的な理由によって色々な体験活動をしたくてもできない、学習面に支障が出る、将来の進学先に影響が出る、こども自身の将来の夢や展望について前向きになれないなどの影響がみられます。

また、困窮層の中高生では、他の層に比べて自宅で勉強することができる場所がないと回答した割合が高くなっています。

《スポーツに関する習い事やクラブに通わせ
たかったが、できなかった理由》《キャンプやバーベキューなどの野外活動を
したかったが、できなかった理由》

資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《自宅での学習スペースの有無（中高生相当）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 入所児童数等に応じた職員数を配置するため、放課後ルーム職員（支援員及び補助員）の確保が必要です。
- 待機児童のいる放課後ルームにおいて、増設等の受け入れ拡大を図る必要がありますが、職員不足や小学校の余裕教室がなく新たな整備が進められていない状況にあります。
- 家庭の経済状況によってこどもの体験機会に差が生まれている状況です。格差解消のため、キャンプなどの野外活動の実施やスポーツや文化活動の機会の提供などに関して検討する必要があります。
- 家庭の経済状況によって学習機会に差が生まれないよう、学習支援などの実施、こどもが自身の将来を考える機会の提供、自習できる環境等の整備に関して検討する必要があります。

主な取り組み

● こどもの居場所づくり

【概要】

全ての児童の安心・安全な居場所の確保のため、全市立小学校にて放課後ルーム及び船っ子教室を校内交流型、又は連携型により実施するとともに、学校、放課後ルーム及び船っ子教室の三者で、定期的に運営委員会を開催し、日々の活動における課題や問題点等を情報共有することにより活動内容の充実を図ります。放課後ルームにおける学びや遊びなど、こどもの生活の場としての様々な活動について、保護者や地域住民に周知します。

また、教育委員会や学校と調整のうえ余裕教室等の活用による放課後ルームの整備や、船っ子教室の受け入れ体制の確保を図ります。

特別な配慮を必要とする児童への対応等については、職員研修を行うほか、必要に応じて増員を行うなど体制の確保を図ります。

誰でも自由に遊べる遊び場を提供するとともに、様々な教室を開催し、子育て支援や児童健全育成の充実を図るため、児童ホームを運営し、利用の促進や、今後の施設の在り方の検討を行います。

【事業】

- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）
- ・ 放課後子供教室事業（船っ子教室）
- ・ 児童ホーム事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）	地域子ども・子育て支援事業（第5章110～112ページ）		
放課後子供教室事業（船っ子教室）の全児童に対する平均利用者数（日）の割合	6.1% （R5年度）	↑	利用者数に応じた受け入れ体制を確保します。
児童ホームの来館者数	699,701人 （R5年度）	↑	児童ホームの充実を図ります。

（「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」（令和6年3月29日付け成環第116号・5教地推第179号こども家庭庁成育局成育環境課長・文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知より抜粋）

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

● 学習機会・学習スペースの提供

【概要】

こどもの将来の可能性を広げるため、学習習慣の定着や学習環境の整備、学力向上のための取り組みや、進路選択の支援の充実を図ります。

【事業】

- ・ 学習支援事業
- ・ 高校生キャリア支援事業
- ・ サポートルーム
- ・ こどもの自習スペース提供事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
学習支援事業の参加者数	中学生303人 高校生8人 (R5年度)	↑	中学生の学習支援と高校進学後の相談支援等を実施し、更なる事業の充実を図ります。
高校生キャリア支援事業	学習支援教室登録者数 41人 キャリア支援セミナー（延べ参加者数）181人 (R5年度ひとり親家庭高校生キャリア支援事業の実績)	↑	高校生等の学習、進学及び就労意欲の向上を図るため、学習支援及びキャリア支援セミナー等の充実を図ります。

● 体験機会の提供

【概要】

公民館等で開催するハッピーサタデー事業や、市施設で提供しているこどもの居場所での各種イベント等により、スポーツや文化活動に親しめる環境づくりを推進します。また、気軽に参加できるイベントの実施など、体験機会の提供を行うことで、体験機会の格差解消に努めます。

【事業】

- ・ ハッピーサタデー事業
- ・ 小中学校一宮ふれあいキャンプ（不登校児童生徒対象）
- ・ ひとり親家庭向けデイキャンプ（親子交流デイキャンプ）（基本施策7参照）
- ・ 青少年キャンプ場イベント事業
- ・ ふなっこ未来大学
- ・ 文化活動普及事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ハッピーサタデー事業の年間延べ参加者数	59,238人 (R5年度)	↑	地域団体等と連携を図り、こどもたちがスポーツや文化活動に親しめるよう事業の充実を図ります。

● 悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援

【概要】

家庭や学校等に関する悩みごとや困りごとがあるこどもに対して、こどもや家庭に寄り添いながら、関連機関と連携し、それぞれの状況に適切に対応し、必要な支援を実施します。

【事業】

- ・ ヤングケアラー支援事業
- ・ スクールソーシャルワーカー事業
- ・ スクールカウンセラー事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ヤングケアラー支援事業	相談件数33件 (R5年度)	—	こどもが相談しやすい窓口となるよう、周知啓発を進めていきます。

関連する取り組み

● 地域団体による居場所の提供

- ・ 子ども食堂等地域団体によるこどもの居場所づくりの活動支援

● 養育環境等に課題を抱える、居場所のない児童等に対する場の提供

- ・ 児童育成支援拠点事業（第5章 130 ページ）

コラム

こどもの声

令和6年（2024年）2月～3月に、こども（小学生～高校生）へ「普段の遊び場や遊び方」、「悩んでいるときの相談」、「大人に意見を伝えることや、大人に伝えたいこと」についてのインタビューを実施しました。ここでは実際に聞いた、主な意見を紹介します。



こどもの居場所

こどもだけで話せる場所がほしい。（小5）
（ちょっとしたおやつがあれば、もっと話がしやすいと思う）

大人に伝えたいこと

学校の校庭は放課後や休日に利用できないので、使えるといいな。（小5）



普段の遊び方

部活などの予定のない日は、家で過ごすか、遊びに行く。（中2）



相談

相談相手は、親や友達がほとんど。塾の先生も話を聞いてくれていて、大人がしっかり話を聞いてくれていると思う。（中2）



大人に伝えたいこと

食べ物や飲み物があり、友達と集まって勉強や話ができる場所が欲しい。（高2）



相談

進路など重要なことは、親や先生に相談することが多く、真剣に話を聞いてくれる。（高2）



基本施策3 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実

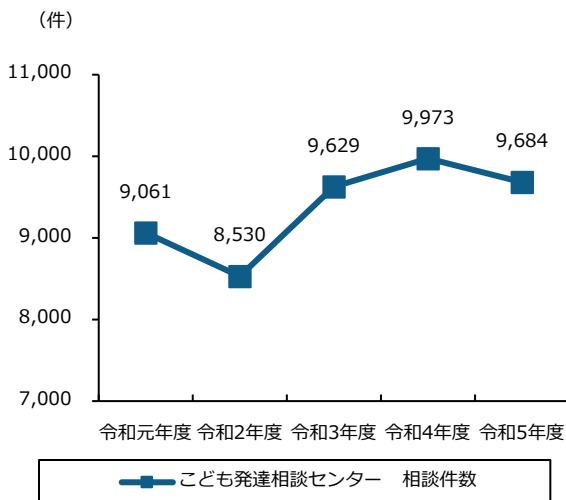
発達が気になる子どもや障害のある子ども等、特別な配慮を要する子どもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。

現状

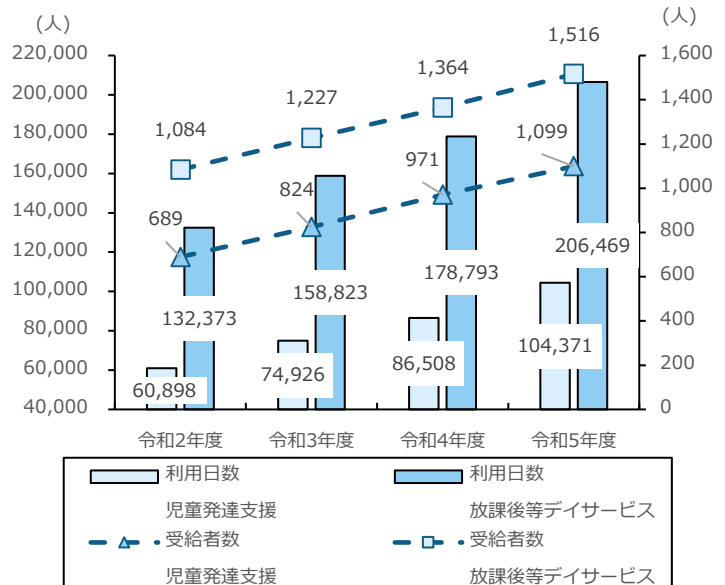
発達障害が広く認知されてきていることに伴い、子ども発達相談センターにおける相談件数は、コロナ禍の影響で一時的に減少しましたが、年々増加傾向となっています。同センターでは、心理発達相談員や言語聴覚士等の専門職が連携して支援できるようにするなど、相談支援体制の充実を図っています。また、幼稚園・保育所などへの巡回相談も実施し、子どもが適切に集団生活を送ることができるよう支援を行っています。

児童発達支援・放課後等デイサービス等の受給者数は増加傾向となっています。令和6年度（2024年度）からは、児童発達支援センターを障害のある子どもの健全な発達における中核的支援機関に位置づけ、市内事業所間の連携会議や研修の開催等を通じて、地域支援体制の整備を図っています。

《子ども発達相談センター相談件数》



《児童発達支援・放課後等デイサービス
利用日数と受給者数》



課題

- 初回の面接後に引き続き担当の専門職が行う継続相談では相談間隔が空き、保護者の希望に応えられない場合も出てきています。
- 令和6年（2024年）4月から、事業者に対し、障害特性や状況に応じた合理的配慮の提供が義務付けられたことにより、特別な配慮を要するこどもを受け入れる体制の整備の一環として、巡回相談の充実が必要です。
- 支援が必要なこどもについては、そのこどもに関わる教育、児童福祉の関係機関が連携し、一貫した支援を行うことが望ましいですが、コロナ禍によって、対面での会議など事業所間の連携の機会が減少していました。今後、地域における障害児支援の質の向上や、発達が気になるこどもやその家族への支援体制強化を図る必要があります。

主な取り組み

● 発達に関する相談体制の充実

【概要】

こども発達相談センターでは相談支援体制の強化と業務の効率化を図るとともに、継続相談の間隔の短縮に努めます。また、合理的配慮義務化によりこれまで以上に民間事業者も発達支援児を受け入れていくことから巡回相談の充実を図ります。

【事業】

- ・ 発達相談
- ・ 保育所等への巡回相談

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
巡回相談の実施回数	169回 (R5年度)	↑	巡回相談を行う専門職の増員を図り、巡回回数を増やす等による相談の充実を図ります。

● 障害児支援の提供体制の充実

【概要】

児童発達支援センターを中核的な支援機関として重層的な支援体制の整備を図ります。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域にある通所支援等を受けられるよう、利用者ニーズの把握に努め、地域全体の障害児支援体制の充実に取り組みます。

【事業】

- ・ 発達状況や障害種別に応じた専門的な支援
- ・ 児童発達支援センターに対する補助
- ・ 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・ 船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	6人 (R6. 3)	↑	地域の実情等を考慮した配置を行い、支援体制の充実を図ります。

● 特別な配慮を要するこどもへの一貫した支援

【概要】

入学や進学、卒業、その後の自立等、ライフステージの移行により、支援者が変わって支援が途切れてしまわないよう、母子保健部門や教育委員会等と連携して相談体制や情報共有のあり方を検討し、切れ目のない支援を提供します。

【事業】

- ・ 一貫した支援に向けた相談体制や情報連携
- ・ ライフサポートファイルの作成

【参考指標】

指標	今後の取り組み
一貫した支援に向けた相談体制や情報連携	入学や進学、卒業、その後の自立等の移行期においても途切れることなく一貫した適切な支援を提供できるよう、関係機関と連携します。

関連する取り組み

● 障害児等の教育・保育環境の充実

- ・ 保育所等職員に対する研修
- ・ 放課後ルーム支援員に対する研修
- ・ 障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助
- ・ 教育・保育施設等の利用支援
- ・ 船橋市特別支援連携協議会の開催
- ・ 就学相談・教育相談
- ・ 就学相談会

● 障害児在宅支援の充実

- ・ 地域生活支援サービス事業
- ・ 障害児を対象とした一時預かり事業
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 障害児福祉手当、心身障害児福祉手当
- ・ 障害者（児）総合相談支援事業

● 心のバリアフリーの推進

- ・ 発達障害の理解啓発を図るための講演会・研修会

基本施策 4 母子保健の充実

出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを産み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。

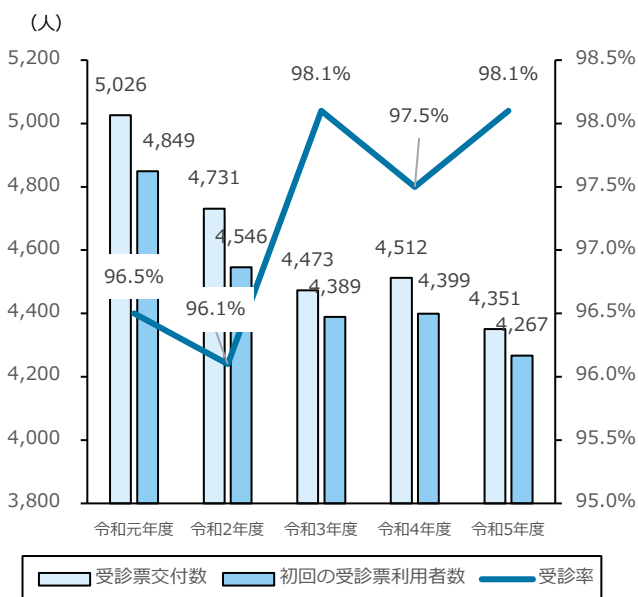
現状

妊娠期において、重要な健康診査である妊婦健康診査は母体や胎児の異常の早期発見・早期治療を図る上で大切な健康診査であるため、健康診査にかかる費用の一部助成を行っています。また、妊娠届出時の母子健康手帳の交付と併せて、保健師等が全ての妊婦と面談を行い、各種支援サービス情報等に関する妊娠・出産支援プランを作成する等の従来からの伴走型相談支援の充実をより図るため、令和5年（2023年）2月より妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円）を一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を開始しました。

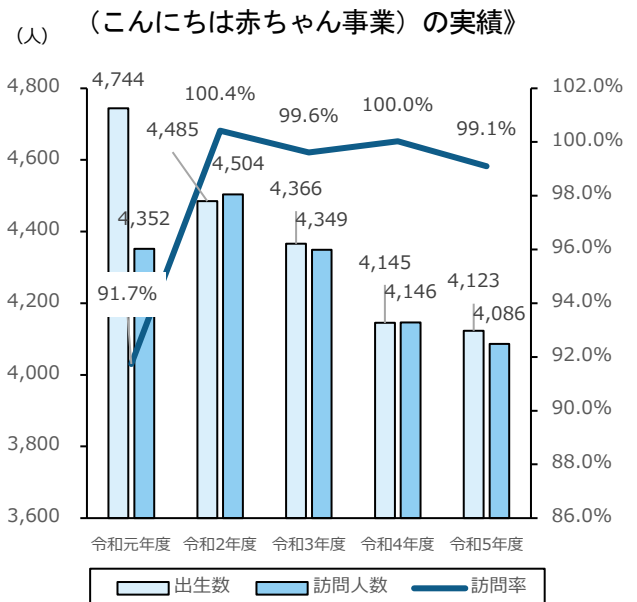
保健師等が原則生後60日までの乳児がいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、親子の心身の状況や養育環境の把握を行い、不安や悩みの相談を受け、養育に関する助言を行うとともに、支援が必要な家庭には適切なサービスにつなげることで、安心して子育てができるよう育児支援を行っています。

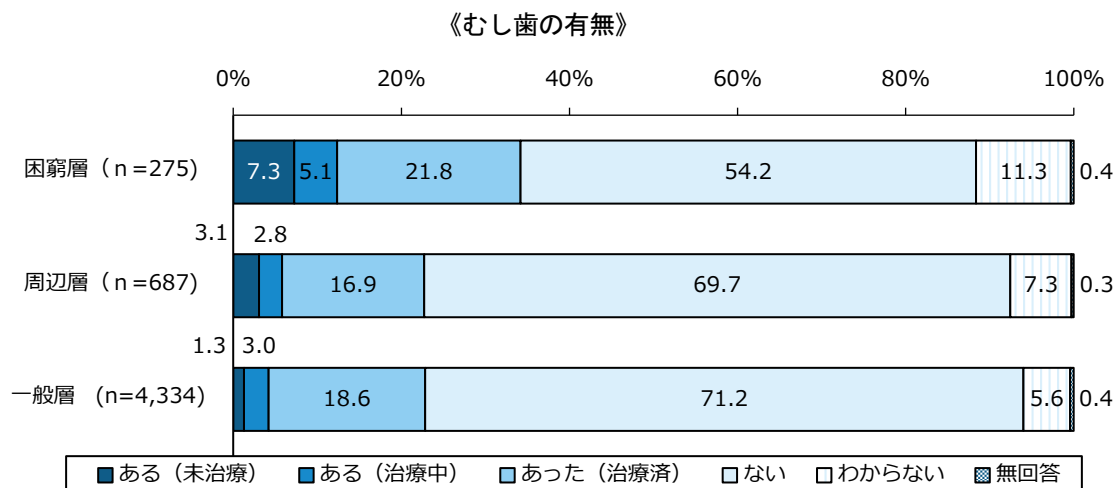
子どものむし歯の有無では、困窮層において、子どものむし歯が「ある」、又は、「あった経験がある」割合が高い状況にあります。

《妊婦健康診査事業の実績》



《乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実績》





資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 出産や育児に伴う不安や負担は、産後うつや児童虐待に繋がる可能性があります。早期に発見し支援に繋ぐためにも、妊娠期や産後間もない時期の健康診査の費用助成によって、積極的に受診を勧奨していく必要があります。
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、保健師等が直接親子に面談することで、心身の状況や養育環境を把握することができます。しかし、里帰り出産や長期入院等の場合は、出産後、面談までに時間がかかる場合や、直接面談ができないケースも生じることがあります。支援が必要な親子について、里帰り先の自治体及び医療機関等と情報共有や連携する体制を整備する必要があります。
- 困窮層ほどむし歯になった経験が多いという健康の格差が認められます。

主な取り組み

● 妊産婦の健康診査の推進

【概要】

妊婦健康診査の受診にかかる費用を助成し受診促進を図るとともに、必要に応じ医学的検査や保健指導を実施します。

また、妊婦歯科健康診査の実施や、出産後の切れ目ない支援のため、産後おおむね2週間とおおむね1か月の時期に行われる産婦健康診査の費用を助成することにより、妊産婦の健康の保持増進と安心・安全な出産ができるよう支援します。

【事業】

- ・ 妊婦健康診査
- ・ 妊婦歯科健康診査
- ・ 産婦健康診査

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
妊婦健康診査	地域子ども・子育て支援事業 (第5章128ページ)		

● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進

【概要】

妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面談や、妊産婦、乳幼児の各種健康診査、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により、支援の必要な妊産婦の情報を把握し、妊婦訪問指導等、個々の状況に応じた継続支援を実施します。

また、関係機関と連携した対応や、情報共有によって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を更に推進します。

【事業】

- ・ 妊娠届出時の保健師等による妊婦全数面談
- ・ 妊婦訪問指導等
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・ 産後ケア事業
- ・ 1歳6か月児健康診査事後フォロー教室
- ・ 利用者支援事業（こども家庭センター型：子育て世代包括支援センター（こども家庭センターに移行後はこども家庭センター））
- ・ 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
- ・ 助産事業
- ・ 初回産科受診料の助成

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章114ページ)		
利用者支援事業(こども家庭センター型： 子育て世代包括支援センター(こども家庭センターに移行後はこども家庭センター))	地域子ども・子育て支援事業 (第5章106～107ページ)		
産後ケア事業の提供体制の整備	地域子ども・子育て支援事業 (第5章131ページ)		
妊婦等包括相談支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章131ページ)		

関連する取り組み

● 乳幼児等の健康診査等の推進

- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 各種予防接種事業

● 母子健康相談の充実

- ・ 各保健センターでの窓口相談
- ・ 4か月児健康相談
- ・ 地区健康相談
- ・ 不妊・不育専門相談

● 母子健康教育の推進

- ・ パパ・ママ教室
- ・ 健康講座、地区健康教育

● 食育の推進

- ・ 保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座（離乳食（3回食）と歯みがきの教室）
- ・ 保育所等における「食を楽しむ」環境づくり、食の体験

● 歯科保健の推進

- ・ 乳幼児歯科保健指導、歯科健康診査
- ・ 2歳6か月児歯科健康診査（フッ化物塗布）
- ・ 小学校におけるフッ化物洗口事業

基本施策5 親子のふれあいの場づくり

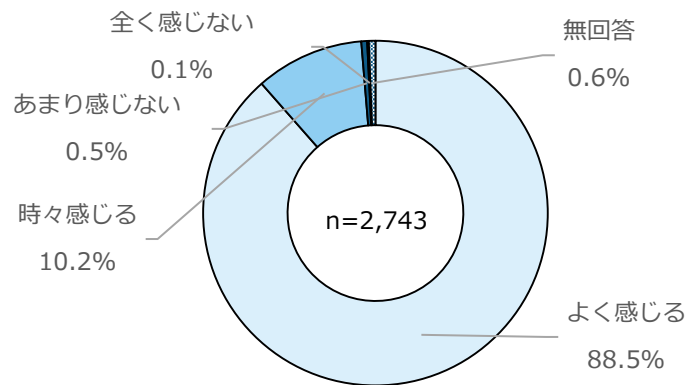
子育て関連施設や、こどもの遊ぶ公園などは、親子のふれあいの場になっています。

子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。

現状

保護者が子育てをする上で感じることにに関する設問の中で、「こどもがいると家庭が明るくなる」について、「よく感じる」と「時々感じる」とを合わせた割合は約98.7%となっており、親子のふれあいが子育てのやすらぎにつながるということがうかがえます。

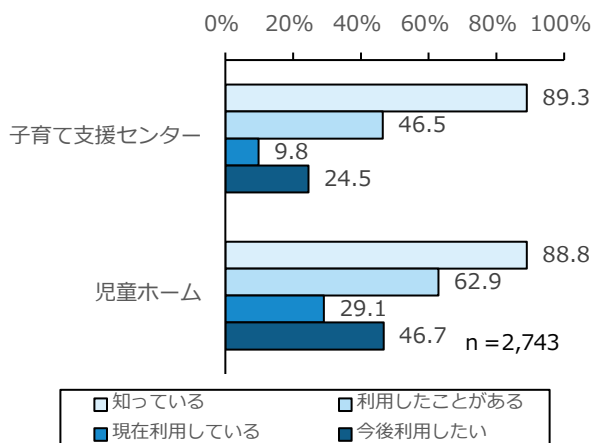
《「こどもがいると家庭が明るくなる」(就学前児童保護者)》



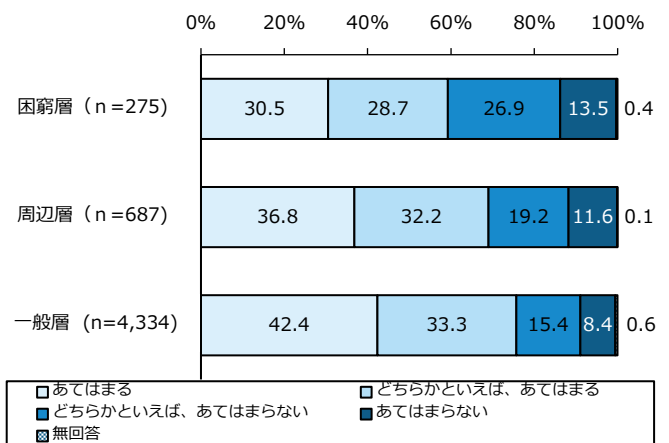
資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

地域子育て支援拠点として、子育て支援センター（2か所）及び児童ホーム（21か所）を設置し親子で遊ぶことのできる場を提供するとともに、保護者同士の交流機会の提供を行っています。

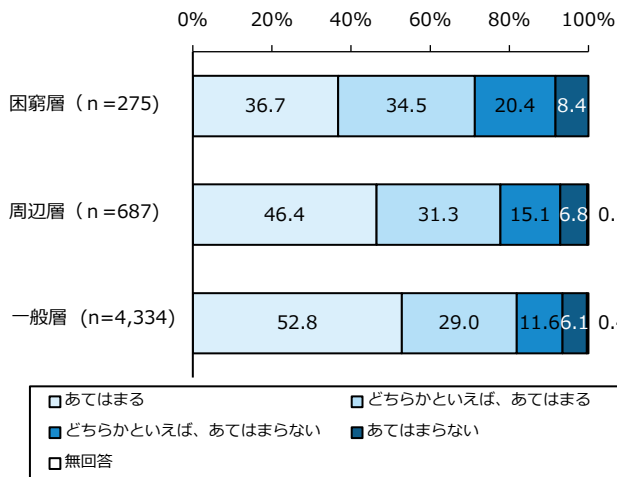
《子育て支援事業の利用状況・希望
(就学前児童保護者)》



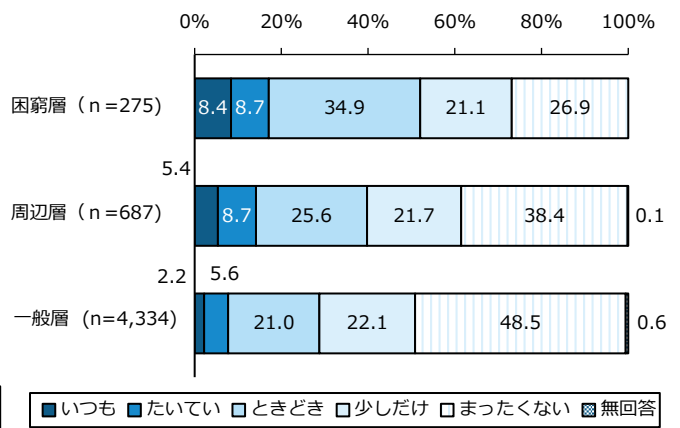
《お子さんに読み聞かせ(読書をすすめる)
をしている》



《こどもと一緒に遊ぶ》



《過去一か月間で神経過敏に感じた》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 就学前児童保護者について、子育て支援センター、児童ホームともに約9割の方が知っていると回答していますが、利用状況については、子育て支援センターが5割弱、児童ホームが6割と認知度よりも下回る利用状況となっています。また、母子健康手帳交付者に対するアンケートによると、妊娠期に子育て支援センター及び児童ホームの存在自体を知らない世帯も多い状況にあります。
- 困窮層では、親子のかかわりを持つことが少ない傾向にあり、保護者の心理的ストレスも高い傾向にあります。

主な取り組み

● 地域子育て支援拠点機能の充実

【概要】

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）を広く市民に周知し、活用してもらえるよう積極的な広報・啓発活動に努めます。

【事業】

- ・ 地域子育て支援拠点事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
地域子育て支援拠点事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章116～117ページ)		

関連する取り組み

● 親子のかかわり促進のための支援

- ・ 保育所等における地域子育て支援事業（園庭開放、育児講座、育児相談）
- ・ 子育てサロン
- ・ ブックスタート事業
- ・ 家庭訪問指導
- ・ 就学時健診時における子育て学習事業
- ・ 家庭教育相談事業
- ・ 家庭教育セミナー

コラム

保護者の声

令和6年（2024年）3月に保護者の皆様へインタビューを実施しましたので、主な意見を紹介します。

船橋市の子育て環境について



子育てサロンのような親子が集えるイベントがあるのでありがたい。このような場がなければ知り合えなかったママ友もできた。

子育て支援センターでは、専門職にすぐ相談・解決することができ、助かる。（離乳食のことを栄養士に相談するなど）



公園が多い。また、遊具も新しくなった。

子育て支援センターや児童館が多く、バスや電車で行ける範囲にあるのでよい。職員も優しく声をかけてくれる。



今後利用したい子育て関連施設について



自宅近くの施設が一番利用しやすい。特に施設にこだわるというより、利便性を重視する。

施設を選ぶときに重視したのは、教育面、家からの距離、給食の回数、見学した際の印象。



基本施策6 多様な子育て支援サービスの充実

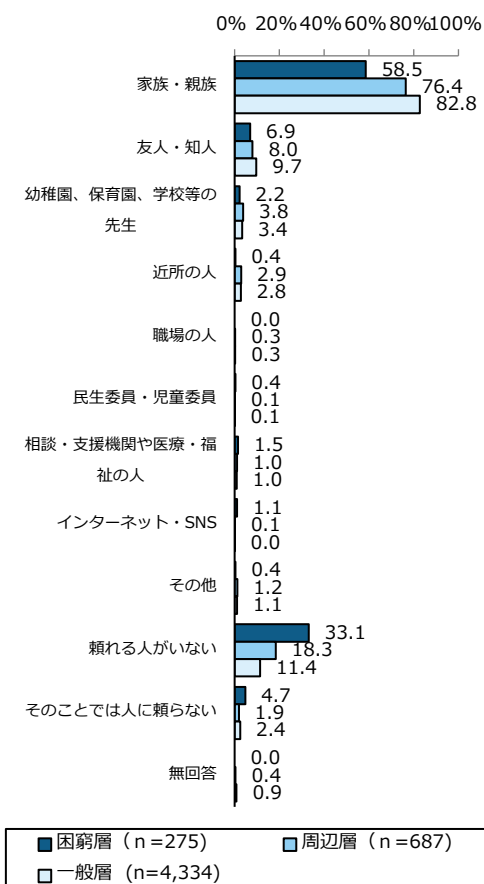
保護者の子育ての負担を軽減するため、延長保育、一時預かり、病児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図り、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

現状

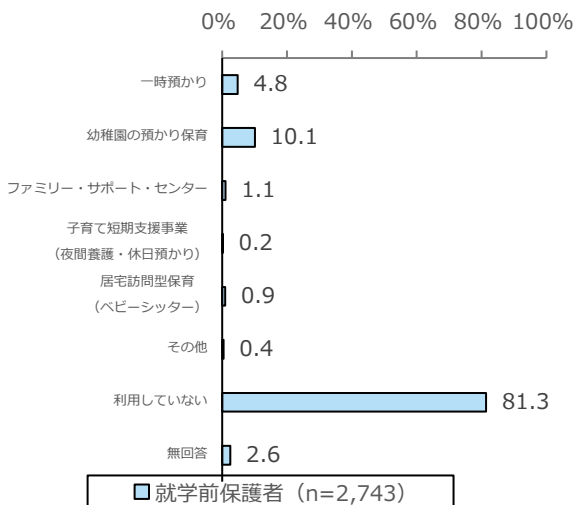
こどもの病気や保護者の用事などの緊急時に頼れる人がいないと感じる割合が一定程度あり、一時預かりなどの子育て支援サービスを利用している割合は低いものの、利用を希望する割合は依然として高い傾向にあります。

市では、多様な子育て支援のニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育等、多様な子育て支援サービスを充実させることにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備しています。

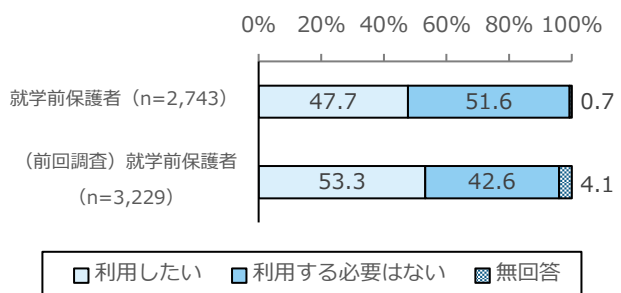
《こどもの病気やご自身の用事などの緊急時に子どもをみてもらえる人》



《一時預かりなどの利用状況》



《一時預かりなどの利用希望》



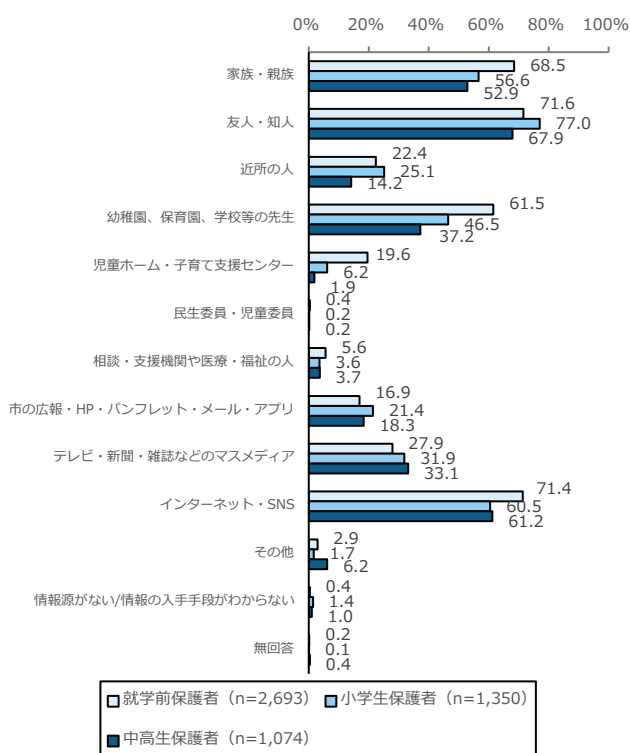
令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子育ての情報源として、家族や友人などの身近な人のほか、インターネット・SNSの割合が高くなっている中で、地域の遊び場や不安・悩みを相談できる場所としての役割を担う地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）や、子育て世代包括支援センター（ふなここ）のほか、保健センター、総合教育センター等に相談窓口を設置しています。

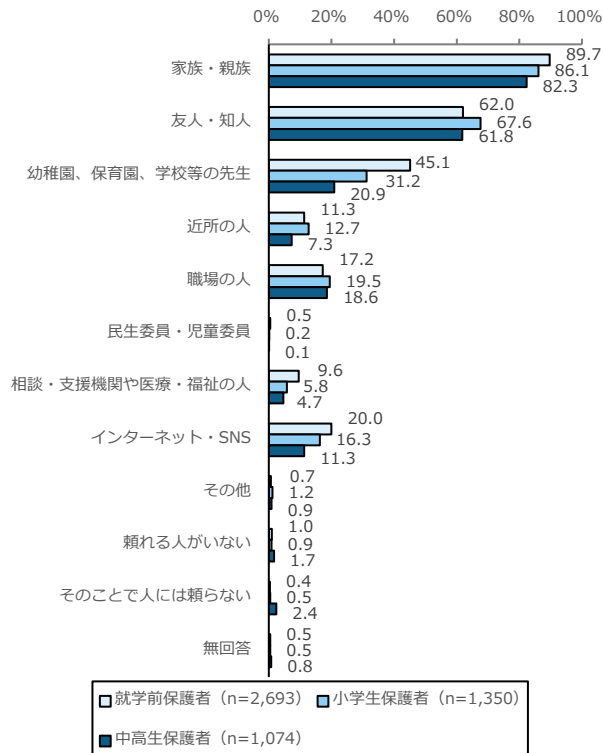
困窮層においては、その他の層に比べて子育てに関する相談相手が身近にいないと答える割合が高い傾向にあります。

また、子育て情報誌「ふなばし子育てナビゲーション」、子育て支援情報メール配信サービス「ふなっ子メール」、子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」、子育て応援・情報アプリ「ふなっこアプリ」など、多様な媒体による情報提供を行っており、それぞれ一定のニーズがあります。

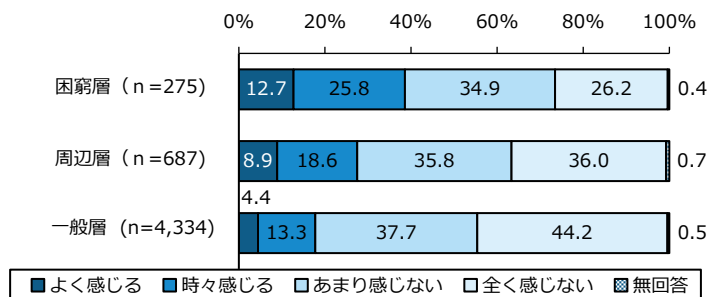
《子育てや教育の情報源》



《子育てに関する相談先》



《子育てに関する不安や悩みを気軽に
相談できる相手が身近にいない》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 就労や日常生活上の突発的な事情、こどもの病気などで集団保育ができないなど、多様な事情による保護者の育児の負担や育児疲れ等による心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要です。
- 実施事業の内容や利用上の手続き等の周知を行い、保護者が事業を活用しやすくする必要があります。
- インターネット・SNSの普及により、多くの情報が得られるようになりましたが、一方で情報過多となることもあり、偏った情報により不安が増したり、知るべき情報を見つけにくくなったりする場合があります。
- 様々な媒体で情報提供を行っていますが、閲覧者数・利用者数を増やす方法や、日本語を母国語としない方への配慮など、より効果的な周知方法の検討が必要です。また、保護者が抱える様々な問題に対し、適切な支援を行う必要があります。
- 相談業務は、職員個人の知識と経験値に頼るところが大きいいため、今後、より包括的な支援を行う際の子育て支援コーディネーター等の役割と力量が求められます。

主な取り組み

● 多様な子育て支援サービスの充実

【概要】

多様な子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

【事業】

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 休日保育事業
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
延長保育事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章108～109～ページ)		
一時預かり事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章118～123ページ)		
ファミリー・サポート・センター事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章127ページ)		

子育て短期支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章113ページ)
病児保育事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章124～126ページ)
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章132ページ)

● 利用者支援事業の充実

【概要】

子育て支援センターと地域子育て支援課窓口では、保育士等の資格を持つ職員(子育て支援コーディネーター)が、子育て世帯の不安・悩みの相談や子育てのアドバイス、情報提供を行い、必要に応じ専門機関へ紹介するとともに、自宅等への訪問にも応じます。

また、保育入園課窓口には保育コンシェルジュを配置し、保育所、認定こども園、幼稚園などの情報提供や利用に向けての支援、相談等を行います。

このほか、児童ホームなどの既存施設を活用し、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる、地域子育て相談機関の実施を推進します。

【事業】

- ・ 利用者支援事業(基本型：子育て支援コーディネーター)
- ・ 利用者支援事業(地域子育て相談機関)
- ・ 利用者支援事業(特定型：保育コンシェルジュ)

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
利用者支援事業(基本型)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章106～107ページ)		
利用者支援事業(地域子育て相談機関)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章106～107ページ)		
利用者支援事業(特定型)	地域子ども・子育て支援事業 (第5章106～107ページ)		

● 相談体制の整備・充実

【概要】

悩みごと、困りごとを抱えるこどもや家庭に必要な支援につなげるため、ホームページやアプリを活用し、情報提供・相談体制を強化します。また、家庭の状況にあった情報交換の場の提供を行います。

【事業】

- ・ こども家庭センター設置による相談体制の強化
- ・ 教育相談
- ・ 民生委員・児童委員による相談支援
- ・ SNS 相談@船橋
- ・ 青少年の問題行動に関する相談
- ・ 帰国・外国人児童生徒の教育に関する相談

【参考指標】

指標	今後の取り組み
こども家庭センター開設による相談体制強化	家庭に関する不安等の解消のほか、適切な支援につなげるための相談体制の強化を図ります。

関連する取り組み

● 情報誌やホームページによる情報提供

- ・ ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌）
- ・ ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト）
- ・ ふなっ子メール（子育て支援情報メール配信サービス）
- ・ ふなっこアプリ（子育て応援・情報アプリ）

● 育児相談の充実

- ・ 子育て支援センターでの子育て支援コーディネーター、小児科医による相談
- ・ 児童ホームでの保育士等による相談

基本施策 7 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の多くは、子育てと生計の確保という2つの役割をひとりで担っており、子育ての悩み、生活や就学費用、住まい、就業等、多くの課題を抱えています。

ひとり親家庭等の支援に関しては、「第1次～第4次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」から継承した5つの重点施策を設定し、各施策の推進を図ります。

- 1 相談機能の強化・情報提供の充実
- 2 子育て・生活支援の充実
- 3 就業支援の強化
- 4 養育費確保等の推進
- 5 経済的支援の推進

現状

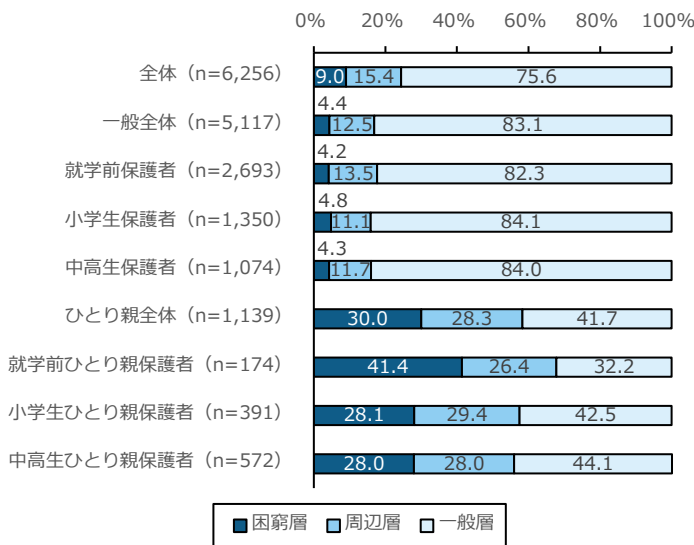
ひとり親家庭は一般世帯と比較し、困窮層及び周辺層の割合が高い傾向にあります。

ひとり親家庭は一般世帯と比較し、悩みや困りごとが多岐にわたっている傾向にあります。

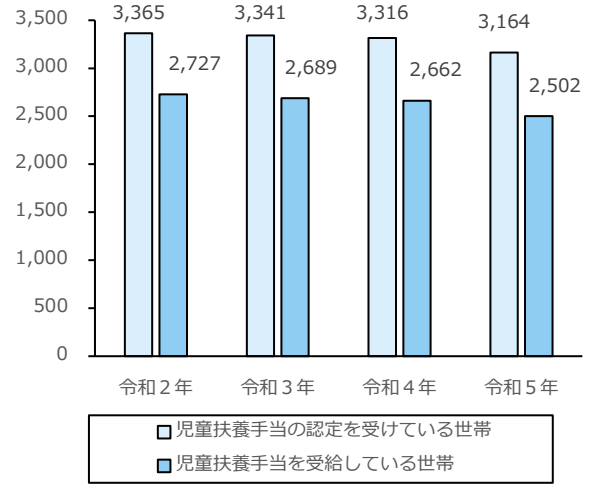
また、ひとり親家庭は手取り収入の少ない世帯が多く、生活のための経済的支援を必要としている世帯の割合が多くなっています。また、就労していない理由では、こどもの世話をしてくれる人がいない他、病気や障害などが挙げられます。

養育費については、4割以上の世帯で「受けたことがない」状況であり、また親子交流については、「親子交流を行ったことがない」世帯の割合も多くなっています。

《生活困難度指標に基づく分類の割合》



《児童扶養手当の認定を受けている世帯及び受給している世帯（船橋市）》

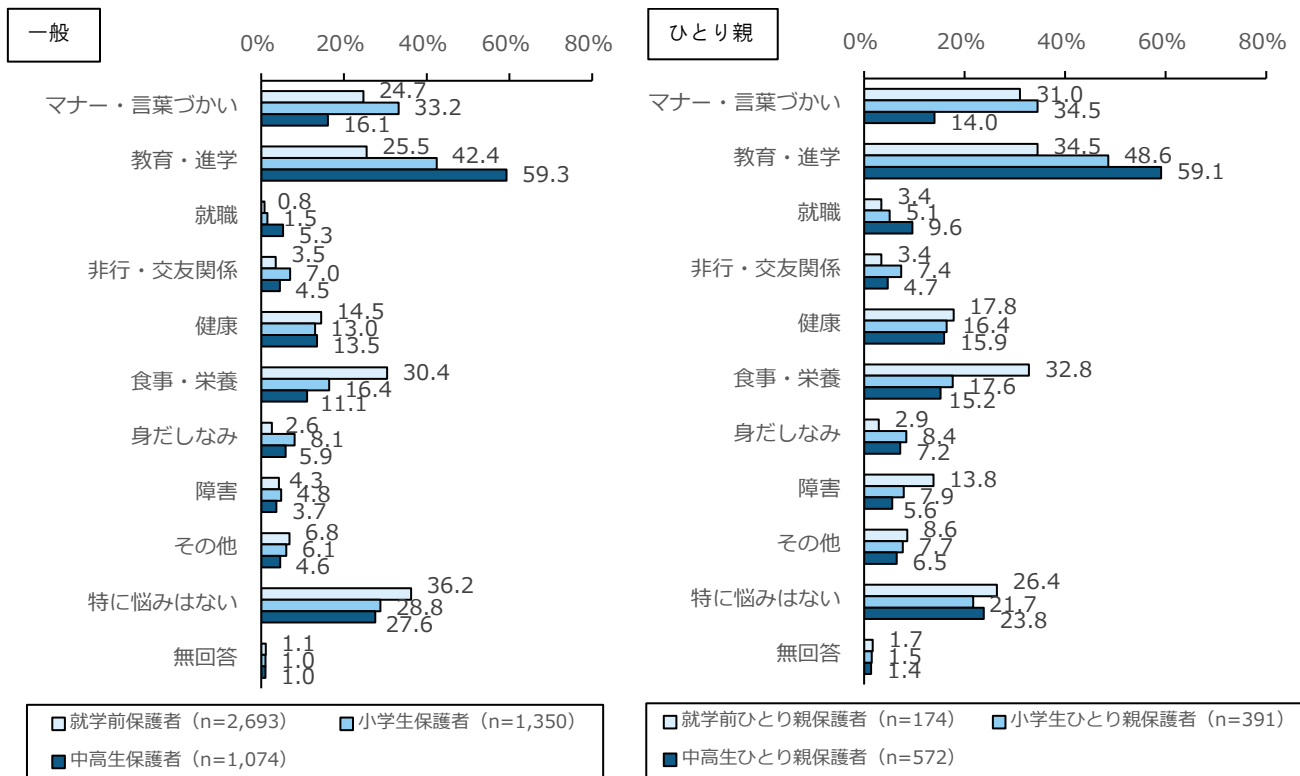


(各年4月1日現在)

※ひとり親保護者とは、ひとり親手当（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・遺児手当）の認定を受けている保護者を指す。

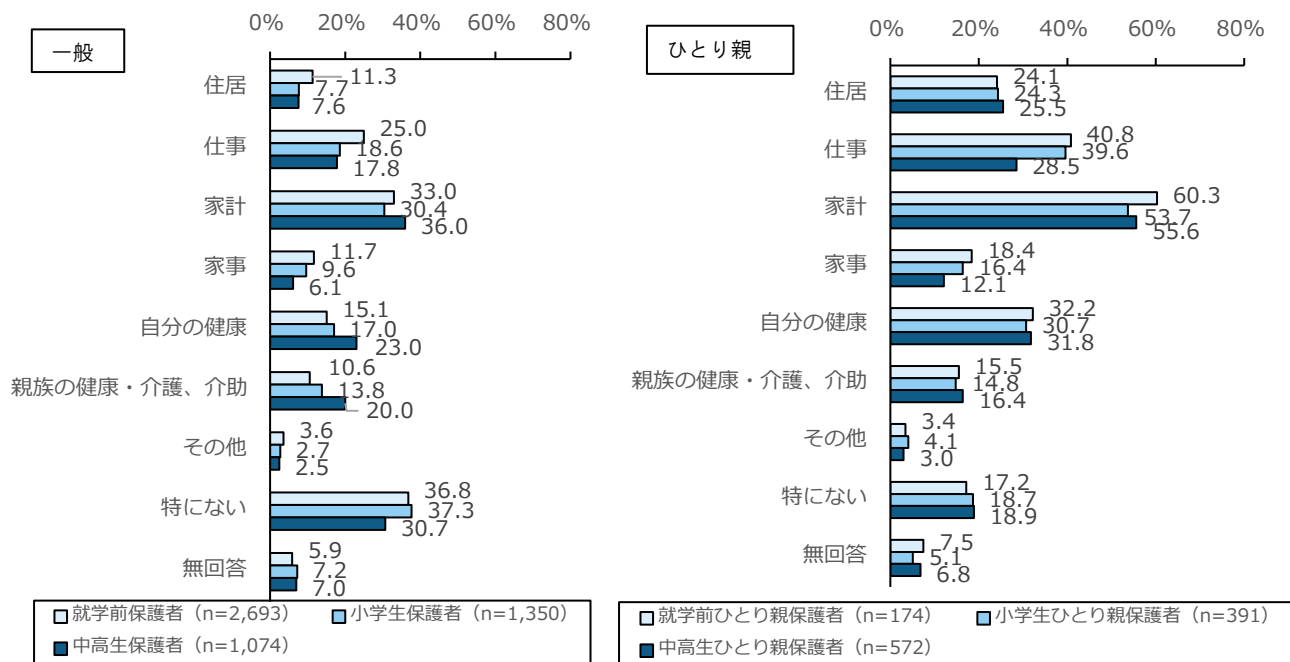
資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《お子さんに関して悩んでいること・困っていること》

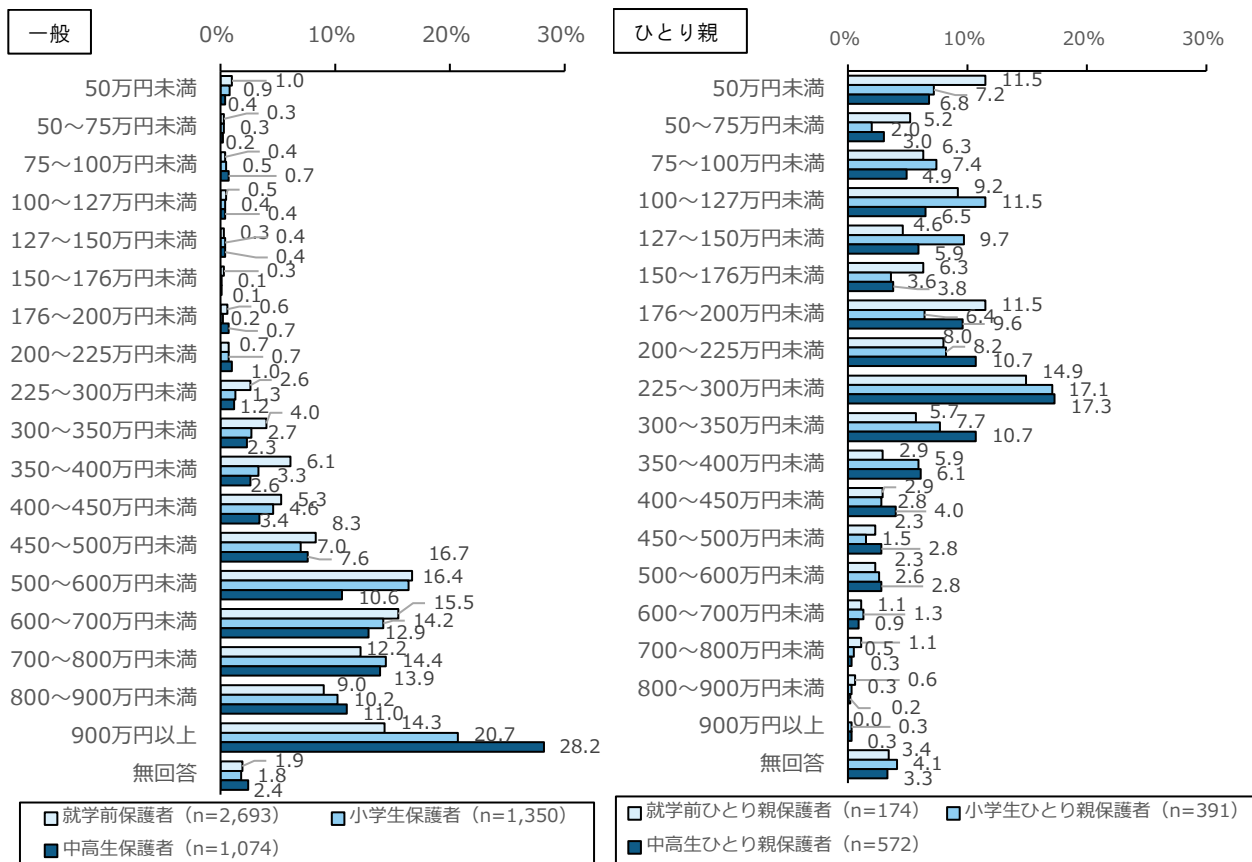


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《その他の悩みなど》

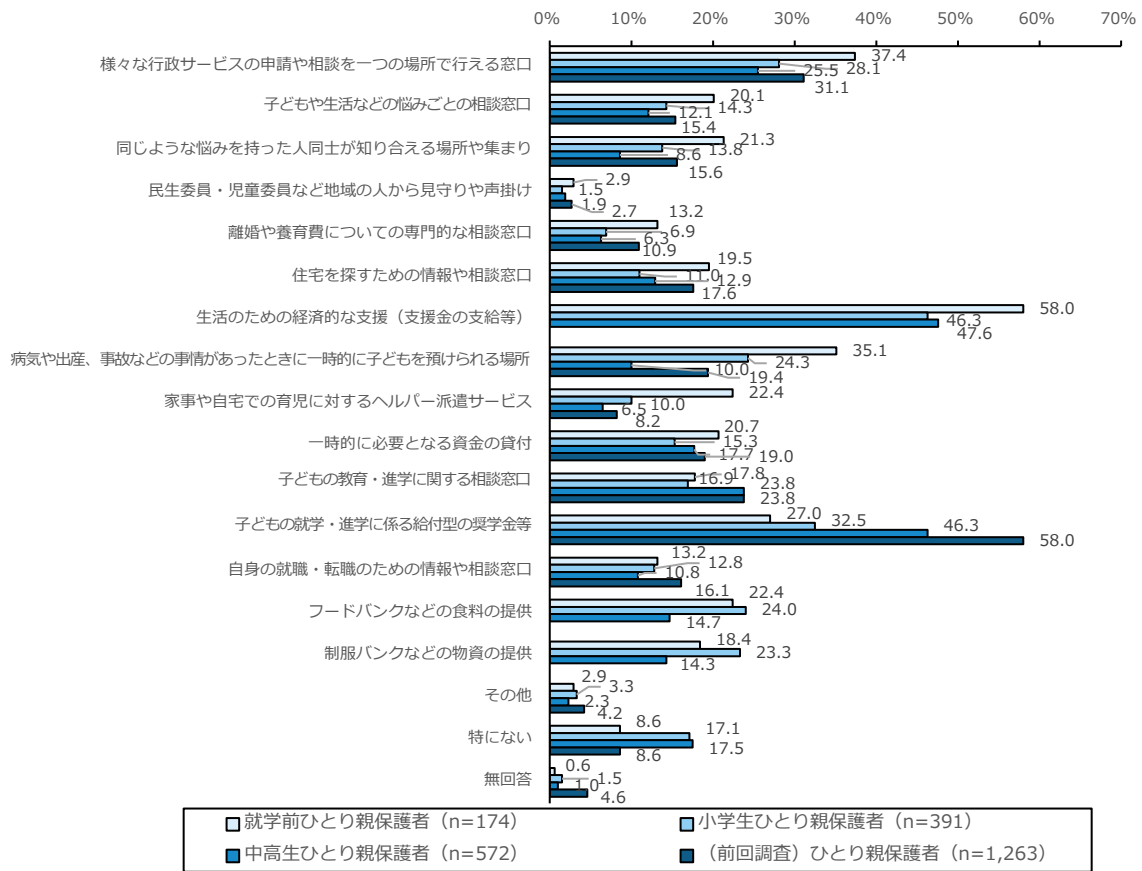


《昨年1年間の手取り年収》

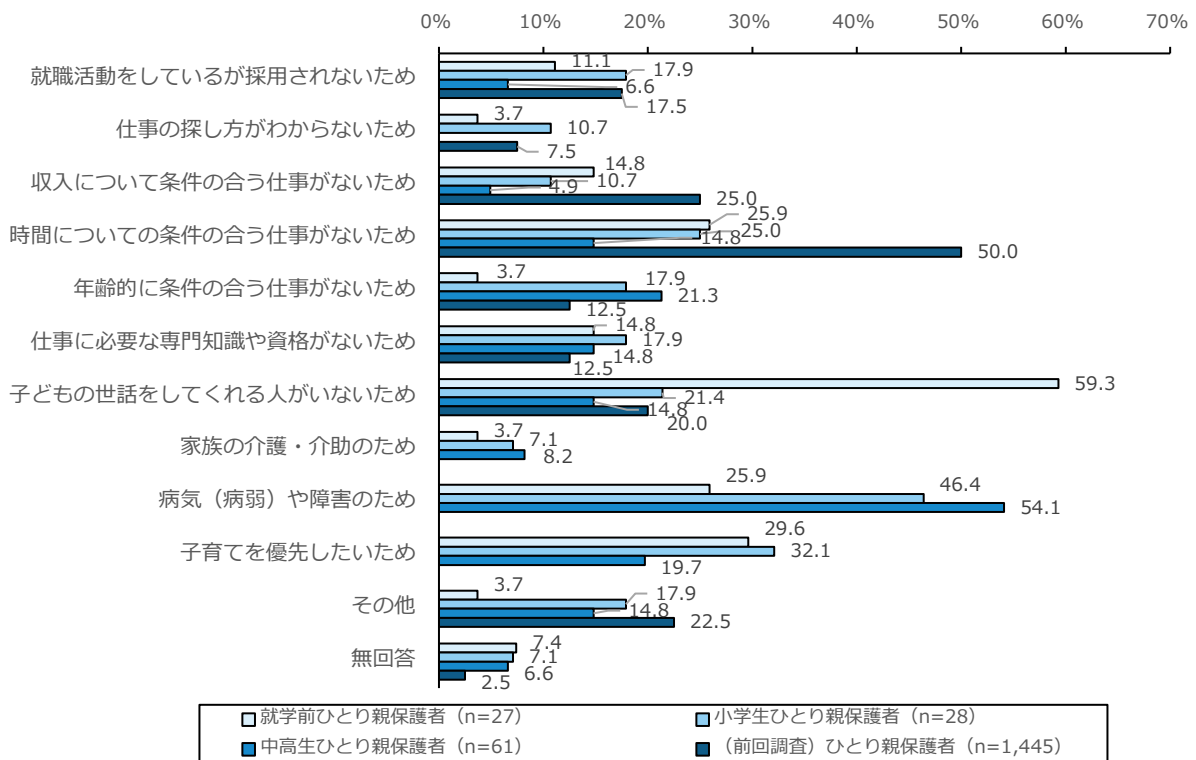


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《現在必要としている支援》

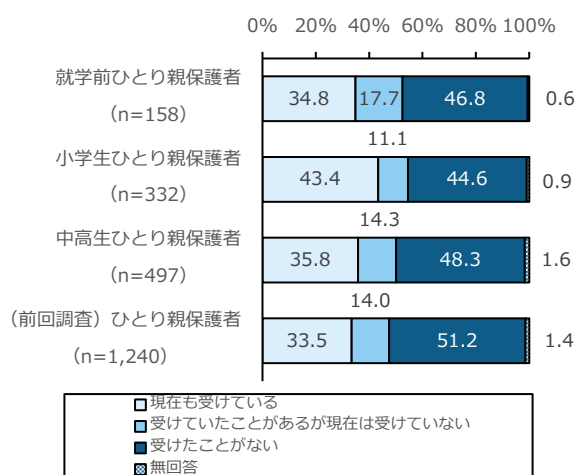


《働いていない（働けない）理由》

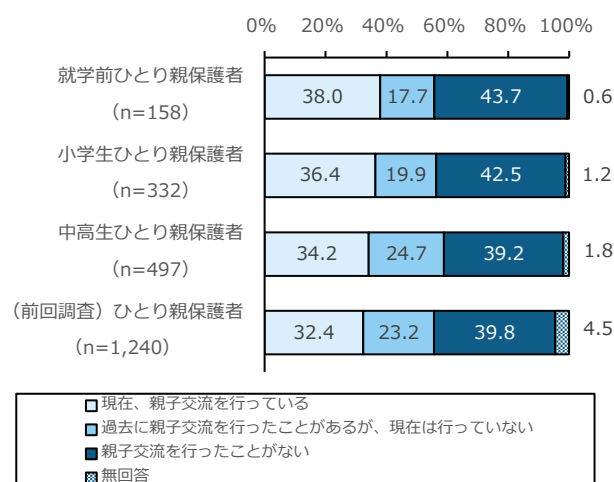


資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《養育費の受給状況》



《親子交流の実施状況》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- ひとり親家庭等の抱える課題が育児、就労、経済面など幅広いことから、きめ細かく対応する必要があります。これらに適切に対応できる母子・父子自立支援員の資質向上をはじめとする、ひとり親家庭等や離婚前で支援が必要な方への相談機能の強化と充実が求められます。
- 就労、家事、子育てを一人で担うこととなるひとり親家庭の負担の軽減につながるよう、多様な保育サービス、家事援助等及び住宅確保のための支援を引き続き提供する必要があります。
- ひとり親家庭等の父及び母のビジネススキルの向上や、より条件の合う仕事への就職、転職、安定した収入を得られる就業につなげる支援をしていく必要があります。また、就業促進につながる知識や技能の習得について、今後もニーズを把握し、事業内容や周知方法について検討する必要があります。
- 養育費の取り決めや受け取りをしている割合、並びに親子交流の取り決めや実施をしている割合が低い現状にあります。
- 現在の民法では、離婚後の親権は、父又は母のどちらか一方を指定するという「単独親権」に限られていますが、「単独親権」に加えて父母の双方を親権者と定める「共同親権」も選択できる「民法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）5月に公布され、公布から2年以内に施行される予定です。国は施行に向けて、関係する府省庁の連絡会議を設け、具体的な体制整備などを検討しています。「共同親権」にかかる国の動向を踏まえ、必要とされる支援を検討していきます。
- ひとり親家庭においては、手取り収入が少ない割合が多く、生活の安定、向上及び福祉の増進に資するための経済的支援が求められます。

- ひとり親家庭等の自立を図るため、また、離婚前で支援が必要な方へ多様な支援制度等の情報が行き渡るよう、的確な情報提供及び周知を行う必要があります。

主な取り組み

● 相談機能の強化・情報提供の充実

【概要】

ひとり親家庭等に対する支援策について、母子・父子自立支援員による情報提供やリーフレットの配布等による周知を推進するとともに、相談に応じる母子・父子自立支援員の資質向上を図ります。

【事業】

- ・ 母子・父子自立支援員による相談
- ・ リーフレットの作成、配布
- ・ SNS での情報の周知

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
母子・父子自立支援員による相談数	8,113回 (R5年度)	—	各種研修会等に参加するなど、母子・父子自立支援員の資質向上に努め、相談者が悩み事を解消できるよう他機関とも連携し、相談支援の充実を図ります。

【その他の関連する施策】

- ・ 法律や生活に関する相談
- ・ 生活困窮者家計改善支援事業

● 子育て・生活支援の充実

【概要】

教育・保育施設等の利用支援、中学生などを対象とした学習支援やホームヘルプサービスの実施等の子育て・生活支援を推進します。

【事業】

- ・ 教育・保育施設等の利用支援（保育所等の入所時における利用調整の配慮）
- ・ 放課後ルームへの入所の推進（放課後ルームの入所時における利用調整の配慮）
- ・ 子育て短期支援事業の実施（利用料の減免）（基本施策8参照）
- ・ 学習支援事業、高校生キャリア支援事業（基本施策2参照）
- ・ 母子生活支援施設
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免（基本施策8参照）

- ・ ホームヘルプサービスの推進
- ・ 生活向上事業の開催（家計管理・育児等に関するセミナー、ひとり親家庭向けデイキャンプ（基本施策2参照）等）
- ・ 市営住宅入居申込におけるひとり親の申込区分の設置
- ・ 家賃債務保証支援事業（基本施策8参照）

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ホームヘルパーの派遣件数	5件 (R5年度)	↑	より使いやすいサービスとなるよう利用要件や支援内容を検討します。
生活向上事業の開催 セミナー・情報交換会の参加者数 デイキャンプの参加者数	セミナー・情報交換会：28人 キャンプ：23人 (R5年度)	↑	対象者により多く参加してもらえるよう、ニーズに合った事業内容や周知方法を検討します。
市営住宅優先入居枠 ひとり親家庭入居数	優先枠8戸 入居7世帯 (R5年度)	→	引き続き市営住宅の優先入居枠を確保し、ひとり親家庭の入居を支援します。
家賃債務保証支援事業助成件数	7件(内ひとり親家庭2件) (R5年度)	—	引き続き家賃債務保証料を助成することで、民間賃貸住宅への入居を支援します。

【その他の関連する施策（基本施策6及び2参照）】

- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 休日保育事業
- ・ スクールカウンセラー事業
- ・ スクールソーシャルワーカー事業

● 就業支援の強化

【概要】

ひとり親家庭等の自立と生活の向上を図るため、就職支援講習会等の開催や資格取得・技能習得の支援を行うなど、就業支援の充実を図ります。

【事業】

- ・ 就業・自立支援センター事業
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ・ 自立支援プログラム策定事業
- ・ ハローワーク等との連携強化

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
パソコン技能取得講習や資格取得講習、就職準備・離転職セミナーの参加者数	パソコン：47人 資格取得講習：17人 セミナー：62人 (R5年度)	↑	対象者により多く参加してもらえるよう、ニーズに合った講習内容や周知方法を検討します。
自立支援プログラム策定数・就職者数	策定数：33人 就職者数：31人 (R5年度)	↑	事業を周知するとともに対象者へのきめ細やかで継続的な支援を行い、就業支援の充実を図ります。

【その他の関連する施策】

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・生活困窮者住居確保給付金の支給（基本施策8参照）
- ・生活困窮者就労準備支援事業
- ・雇用に関する情報提供

● 養育費確保等の推進

【概要】

ひとり親家庭等や離婚を考える父母等が養育費や親子交流に関する情報を把握し、適切に対応することができるよう、弁護士等による相談や啓発活動を推進するとともに、養育費の取得や親子交流の実施につながるよう各種施策を実施します。

【事業】

- ・ 養育費相談の推進（弁護士による相談）
- ・ 養育費・親子交流セミナー
- ・ 養育費確保のための同行支援
- ・ 養育費に関する公正証書等作成費補助
- ・ 裁判外紛争解決手続（ADR）手数料補助
- ・ 養育費保証料補助
- ・ 親子交流支援事業利用補助
- ・ 広報・啓発活動の推進

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
養育費に係る法律相談件数	61件 (R5年度)	—	必要な方が利用できるよう周知に努めます。

● 経済的支援の推進

【概要】

経済的に困難な状況にいるひとり親家庭等に対して自立や生活の向上のための経済的基盤づくりに寄与することを目的として、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付業務の推進など経済的支援を実施します。

【事業】

- ・ 児童扶養手当
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付
- ・ ひとり親家庭等医療費助成
- ・ 遺児手当

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
児童扶養手当の受給世帯数	2,502世帯 (R5. 4. 1)	—	新たにひとり親家庭になった方や、制度改正により新たに対象となる方も円滑に手続きができるよう周知に努めます。
母子父子寡婦福祉資金貸付の貸付数	19件 (R5年度)	↑	様々な貸付の内容を分かりやすく市民に周知できるよう、周知方法の工夫に努めます。

【その他の関連する施策（基本施策8参照）】

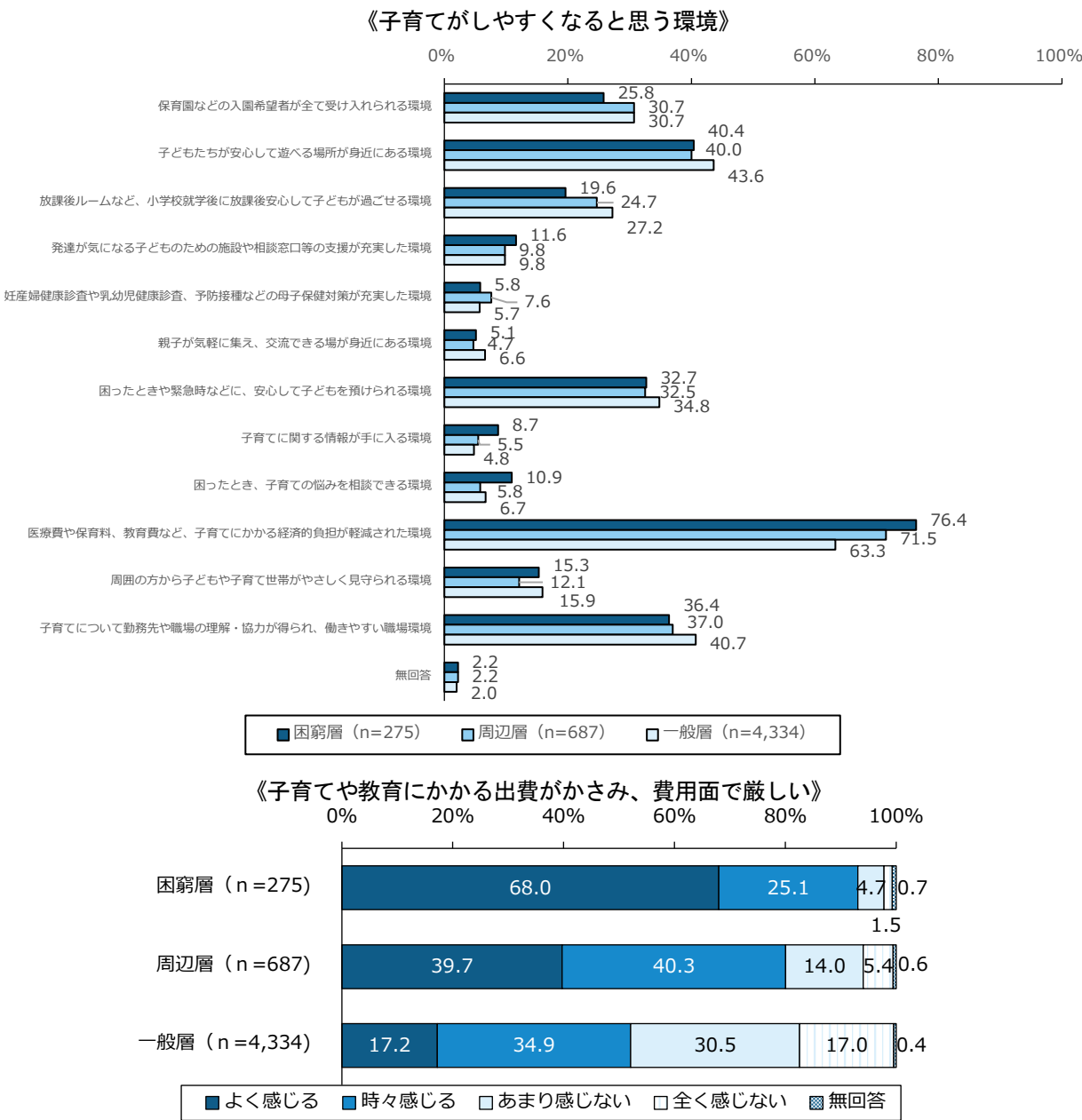
- ・ 各種検診費用の免除
- ・ 駐輪場利用料金の免除
- ・ 保育料の軽減
- ・ 就学援助
- ・ 生活保護

基本施策 8 経済的支援の実施

児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。

現状

子育てにかかる経済的負担の軽減が強く望まれており、特に困窮層ほど負担に感じる割合が高い傾向にあります。



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童を養育している保護者への児童手当の支給と子ども医療に要する費用の全部又は一部を助成する子ども医療費助成事業を実施しています。

《児童手当支給状況》

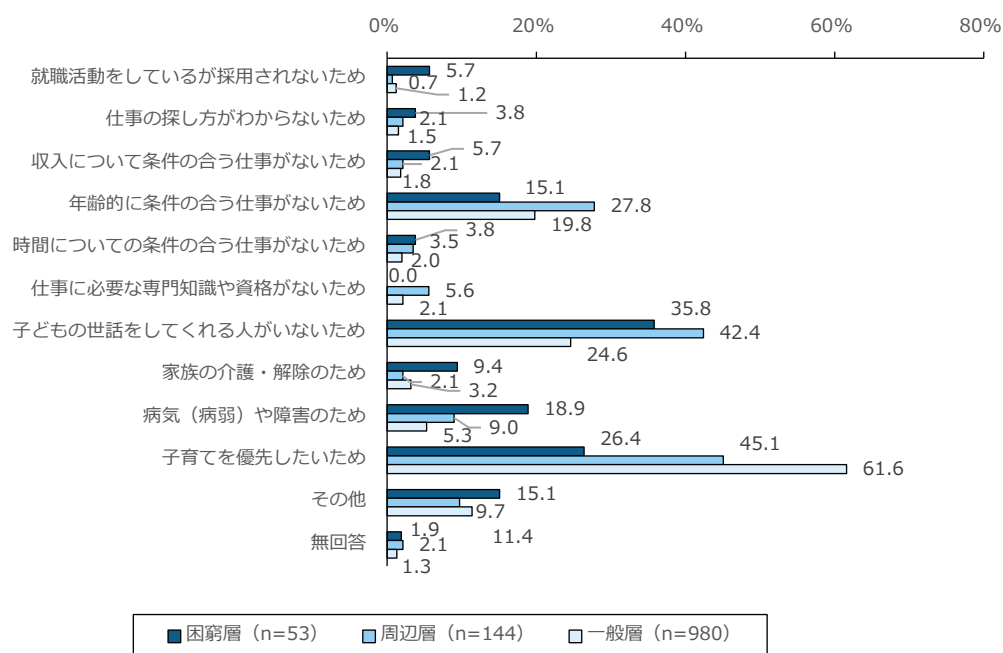
	延べ人数（人）	支給額（千円）
R 元年度	947,455	9,777,830
R2 年度	939,905	9,654,210
R3 年度	924,489	9,474,615
R4 年度	868,417	9,069,275
R5 年度	820,994	8,639,380

《子ども医療費助成状況》

	延べ助成件数（件）	助成総額（千円）
R 元年度	1,281,696	2,225,596
R2 年度	943,636	1,789,517
R3 年度	1,061,362	2,085,041
R4 年度	1,106,189	2,111,597
R5 年度	1,413,997	2,779,209

困窮層の家庭では病気や障害のため、こどもの世話をしてくれる人がいないため、家族の介護・介助のため、といった理由で就労していない人が多く見られます。

《母親の就労していない理由》



課題

- 児童手当や医療費助成を受けるには申請が必要となるため、出生届や住民票の異動届を受理する戸籍住民課との連携や、広報・市ホームページ・SNSなどでの情報提供を行い、申請していない方がないよう周知に努める必要があります。
- 困窮層は、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」として働く親の割合が高く、子育てや教育に係る費用負担がより重く、大きな負担となっていると考えられることから、子育てに伴う経済的負担の軽減策を講じる必要があります。
- 困窮層では、病気や障害を含む家庭内の問題等により就労できていない割合も多いことから、適切なサービスの利用につなげ、就労できる環境づくりを行う等の支援が必要です。

主な取り組み

● 経済的自立への支援

【概要】

安定した収入の確保ができていない家庭に対し、相談や就労支援等、経済的自立へ向けた支援を実施します。

【事業】

- ・ 生活困窮者自立支援制度の推進
- ・ ふなばし地域若者サポートステーション事業
- ・ 就労の支援等に関する講座の開催

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
生活困窮者自立支援計画作成件数	103件 (R5年度)	↑	困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

● 低所得者への経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）

【概要】

低所得の子育て家庭が、経済的な理由から必要な保健医療サービスや教育等を受けることを諦めることがないように、利用料の減免や免除、給付金等の経済的支援の充実を図るとともに、情報提供と周知を徹底し、利用を促進します。

【事業】

- ・ ファミリー・サポート・センター事業の実施（利用料の減免）
- ・ 子育て短期支援事業の実施（利用料の減免）
- ・ 各種検診費用の免除
- ・ 駐輪場利用料金の免除
- ・ 保育料の軽減
- ・ 児童育成料（放課後ルーム利用料）の減免
- ・ 就学援助（学用品費等）
- ・ 特別支援教育就学奨励費
- ・ 奨学金貸付
- ・ 国民健康保険料、国民年金保険料の減免
- ・ 生活保護

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免件数	ひとり親家庭 1,310件 生活保護受給世帯 81件 (R5年度)	—	低所得世帯に対する負担軽減のため、引き続き利用料の減免を行います。

● 住宅の確保支援

【概要】

安心して生活するために、生活の基盤となる住宅の確保のための支援を実施します。

【事業】

- ・ 市営住宅
- ・ 家賃低廉化住宅
- ・ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
- ・ 生活困窮者住居確保給付金の支給
- ・ 生活困窮者居住支援事業
- ・ 家賃債務保証支援事業
- ・ 結婚新生活支援事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
生活困窮者住居確保給付金の新規支給決定件数	37件 (R5年度)	↑	改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、令和7年4月から家賃が低廉な住宅への転居費用を新たに支援します。

関連する取り組み

● 経済的支援の実施（情報提供と周知の徹底）

【事業】

- ・ 児童手当
- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ 認可外保育施設通園児に対する補助
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（第5章 129 ページ）
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

基本施策 9 子育てを支援する地域社会づくり

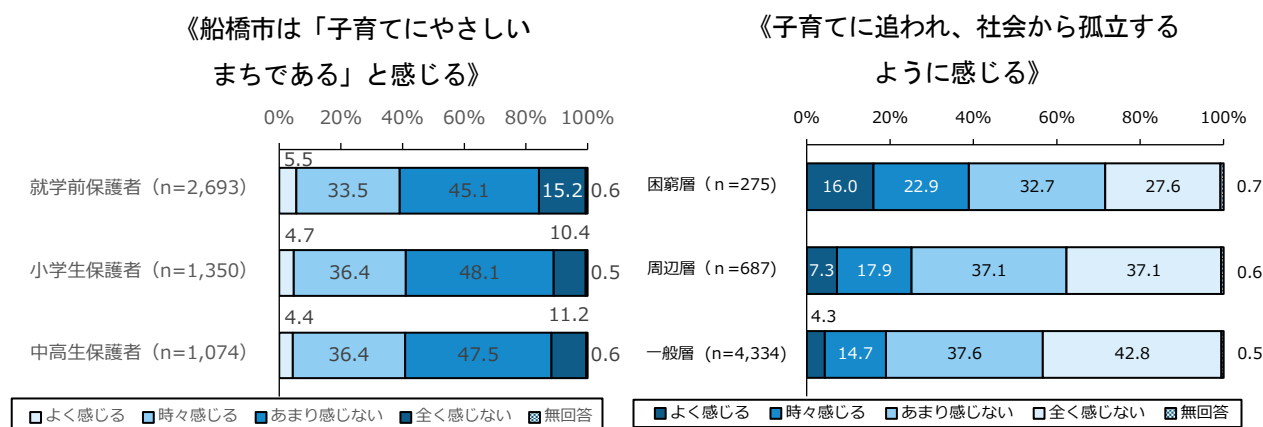
地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもを健やかに育むことができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。

現状

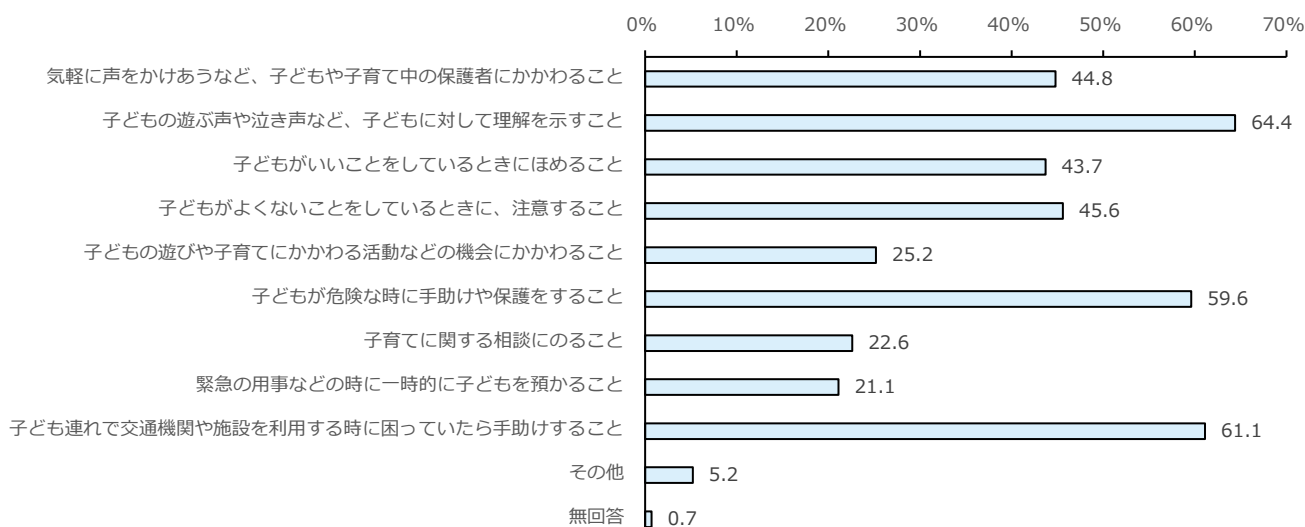
「船橋市は子育てにやさしいまちである」と感じる割合は4割程度で、社会的に孤立感を感じている保護者が一定数います。困窮層においては特にその割合が高い傾向にあります。

地域子育て支援拠点（子育て支援センター、児童ホーム）や地区社会福祉協議会が実施する子育てサロン、幼稚園・保育所などが実施する地域子育て支援事業等と連携し、関係機関のネットワークづくりを推進しています。

また、民生委員・児童委員や主任児童委員、地域活動団体などが、市や関係機関、学校と連携し、地域における個別支援、児童健全育成、子育て支援活動を行っています。



《地域で子育てを支えるために、どんなことが重要だと思うか》



課題

- 少子高齢化の進行、地域のつながりの希薄化が進む中で、こどもの健やかな育ちを実現するために、社会全体で子育て家庭の状況に理解を示すことが望まれています。

関連する取り組み

● 関係機関の連携強化

- ・ 地域福祉活動助成金
- ・ 市民公益活動公募型支援事業

● 子育て支援ネットワークの構築

- ・ 子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や子育て世帯の支援につながる地域活動団体の活動に関する周知の協力及び開催に関する支援等を含む連携
- ・ 包括連携協定やプロスポーツチームとの協働により実施する、体験機会の提供を含めた子育て支援事業
- ・ 民生委員・児童委員の資質向上のための研修会
- ・ 子育て支援センターと児童ホームにおける関係機関とのネットワークづくり

● 地域交流による次世代育成の推進

- ・ 保育所における地域住民、療育施設、高齢者施設等との交流
- ・ 保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ

コ ラ ム

子ども食堂



「子ども食堂」とは、こどもが一人でも安心して、おいしく温かいごはんが食べられる、こどもはもちろん大人も笑顔になれる地域の団らんの場です。本市においても、地域のボランティアの方々を中心に食材の確保や会場の提供等、多くの方々の協力のもと30団体を超える子ども食堂が公民館や飲食店等で開催されています。

食事の提供形式や開催場所、頻度はさまざまですが、その多くがこどもからお年寄りまで、地域の誰もが参加できる多世代の地域交流の拠点となっています。子ども食堂は、こどもにとって単なる食事の場だけでなく、親でも教師でもない地域の大人と出会うことができ、安心して過ごすことのできる居場所のひとつとなっています。

コ ラ ム

プレーパーク



プレーパークは誰でも遊べる野外の遊び場で、冒険遊び場とも呼ばれています。

本市では、令和6年度（2024年度）現在、5つの市民団体により長津川親水公園、薬円台公園等市内の公園や緑地などで活動しています。自分の責任で自由に遊ぶことがモットーのプレーパーク。なるべく禁止事項をなくし、やってみたいことを自分のペースで挑戦できることを大切にしながら、自然の中でのびのびと遊べる場をこどもたちや地域の方みんなと一緒に作っています。

基本施策 10 児童虐待防止対策の充実

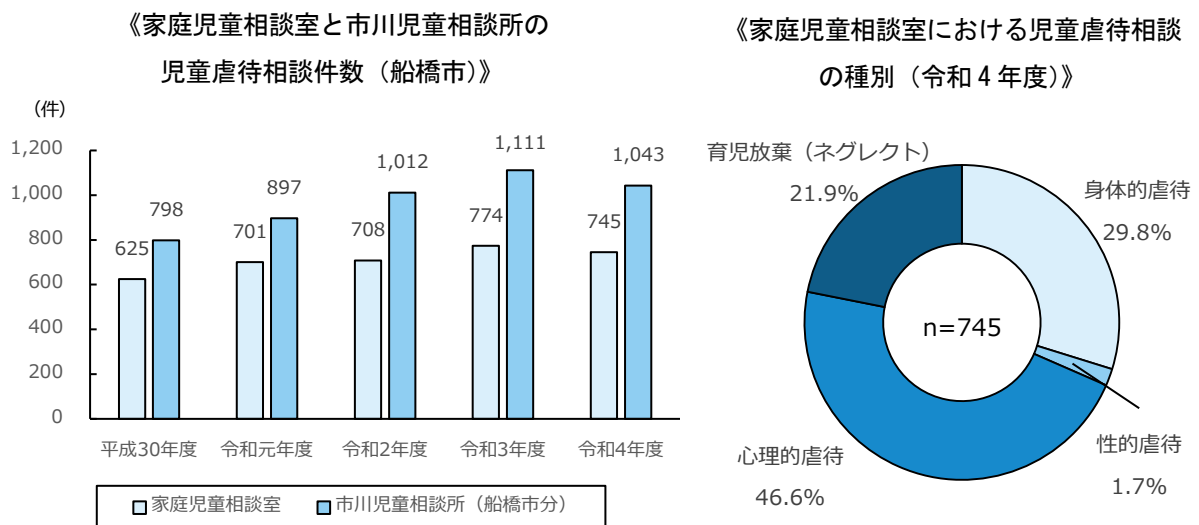
妊産婦、子育て家庭、こどもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、こどもたちの安全で安心な生活を守ります。

現状

全国的に児童虐待相談件数が増加しており、本市家庭児童相談室と本市を管轄する市川児童相談所（船橋市分）の児童虐待相談件数は高止まりの状況です。

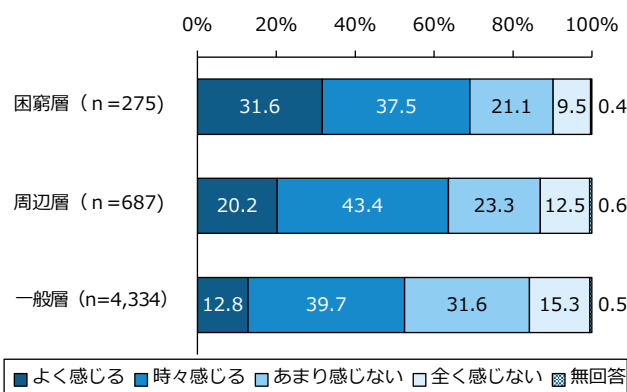
現在、家庭児童相談室はこどもや子育ての悩みに対応する住民に身近な相談窓口として、児童虐待の未然防止・早期発見や家庭における子育て支援等を行っています。特に、こどもと家庭を分離せず、家庭における子育てを支援することで解決すると考えられる場合には、必要な関係機関との連携の下で相談対応や支援を行っています。

また、令和8年（2026年）7月には市独自の児童相談所開設を予定しており、現在、建設や運営方針の検討を進めています。

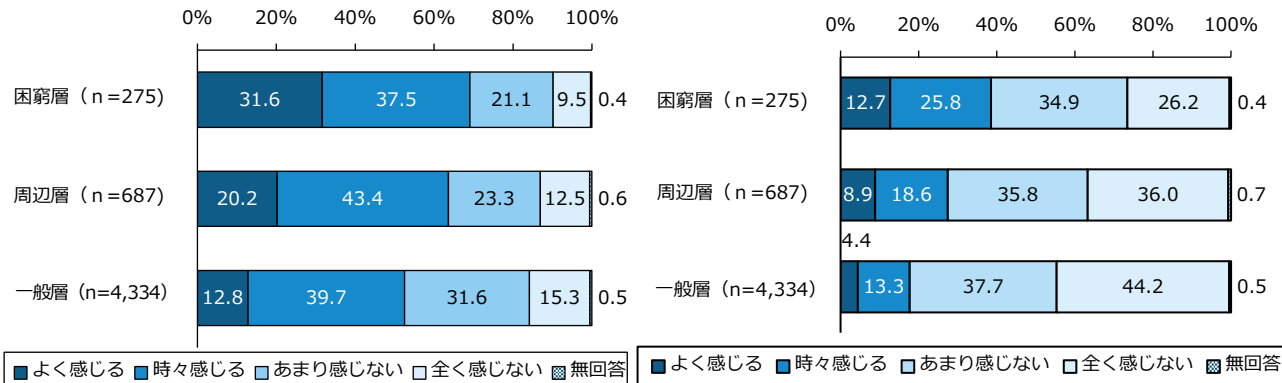


困窮層の家庭では、子育てに不安や責任を感じると回答した保護者の割合が高く、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいないと回答した割合も高くなっています。

《親の責任として、子育てに不安や負担を感じる》



《子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいない（再掲）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 家庭児童相談室及び市川児童相談所（船橋市分）の児童虐待相談件数が高止まりである状況に加え、相談内容も複雑化・多様化してきており、支援期間が長期化しているケースも増えてきています。また、近年子どもを巡る悲惨な事件が発生しており、より適切な判断、より良い支援が求められていることから、職員の体制の強化や、様々な関係機関との密接な連携が必要です。
- 市と県は虐待リスクの重さや求められる専門性により役割を分担し、その上でそれぞれが通告・相談窓口を設けていますが、県に軽微な相談が寄せられることや市に緊急性が高い虐待ケースについて通告されることがあるなど、通告窓口が二元化している状況があります。また、市が担当するケースにおいて、家庭環境の変化等により子どもへの虐待リスクが高まり、一時保護が必要と判断した場合、県へ送致することになり、一貫した支援が行えない恐れが生じています。
- 生活困難度が上がるにつれ、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる相手が身近にいないと感じている割合が高くなっていることから、児童虐待の発生リスクの増加が懸念されます。

主な取り組み

● 児童虐待の発生予防策の充実

【概要】

市内のすべての妊産婦、こども、子育て世帯が安心して地域で生活を続けていくためには、妊娠出産期から行政が子育てに寄り添いながら支援をする「寄り添い伴走型支援」を実施することが重要です。家庭児童相談室と子育て世代包括支援センターを組織的に一体化し、寄り添い伴走型支援の中核として機能させることに加えて、児童虐待発生のリスクを早期に察知し、課題に応じた支援を実施することを目的にDV支援、ひとり親支援、ヤングケアラー支援の相談窓口を統合した「こども家庭センター」を設置し、日常的に生じる子育て等の不安や疑問の解消のほか、福祉的な支援を要する家庭まで幅広い支援を実施します。

子育てに困難を抱えた家庭に対する具体的で効果的な支援を実現するため、ニーズや支援の必要性のある家庭等に対して、養育技術の提供や家事援助、こどもとのコミュニケーションスキルを学ぶ講座などを提供する事業を実施します。

【事業】

- ・ 要保護児童及びDV対策地域協議会
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 親子関係形成支援事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
家庭児童相談室における相談受付件数	1,614件 (R5年度)	—	家庭児童相談室と子育て世代包括支援センターの一体的な運営体制（こども家庭センター）の検討を進めていきます。
要保護児童及びDV対策地域協議会の活用	関係機関との円滑な情報共有を図り、連携した対応を行います。		
養育支援訪問事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章115ページ)		
子育て世帯訪問支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章129ページ)		
親子関係形成支援事業	地域子ども・子育て支援事業 (第5章130ページ)		

● 児童虐待相談体制の充実

【概要】

令和8年（2026年）7月の児童相談所の開設に向けて建設を進めるとともに、開設当初から、円滑かつ適切な相談支援を行うことができるよう、運営方針などの検討を進めます。

市児童相談所を開設することで、危機的状況にあるこどもたちの安全を守るために一時保護等の権限を行使することや、事情により保護者等と離れて暮らしている社会的養護のこどもたちへの支援について市児童相談所が中心的役割を担うこととなります。

効果的な支援のため、市内の関係機関はもちろんのこと、社会的養護の実施における関係機関や司法機関、民間団体などこれまで以上に幅広い関係機関と連携協力体制を構築していきます。また、ICTの活用や相談援助フローの工夫等により、こども家庭センターと一体的でシームレスな相談援助体制を実現し、虐待の再発防止体制を充実させます。

児童相談所の運営にあたっては、こどもの権利を保障することが重要です。その上で、こどもの意見表明権が十分に保障されているかという視点を常に考慮しながら支援を実施します。

【事業】

- ・ 里親制度の周知・普及
- ・ 意見表明等支援事業
- ・ 一時保護児童の教育及び学習環境の整備
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業

【参考指標】

指標	現状値	目指す方向	今後の取り組み
児童相談所における虐待相談件数	1,043件 (令和4年度)	—	市児童相談所開設後に十分な支援を実施できるよう運営等の検討を進めます。

関連する取り組み

● 児童虐待防止啓発事業の実施

- ・ 学校への相談啓発ポスター配布、こどもたちへの相談窓口の周知啓発
- ・ 虐待防止ポスターの配布、自治会、医療機関等への周知
- ・ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間（11月）の啓発

● 家庭支援事業の充実

- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 児童育成支援拠点事業（第5章 130ページ）

● 被虐待児童の支援

- ・ 児童家庭支援センターなどの相談機関の設置検討
- ・ 乳児院・児童養護施設等の施設整備の検討

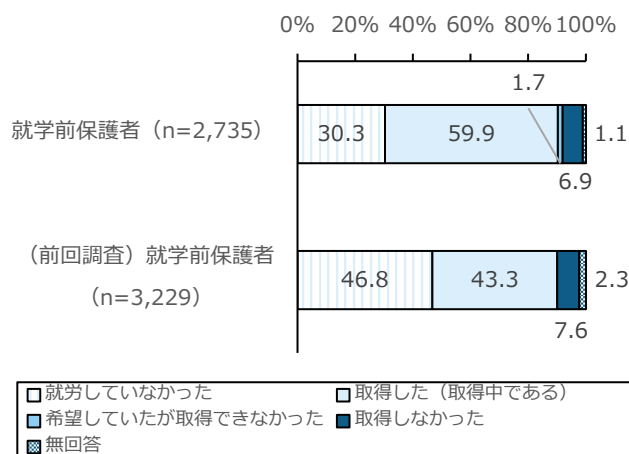
基本施策 11 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力が重要です。そのため、企業及び市民に対して仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発や、実現のための各種法令・制度の周知等を行います。

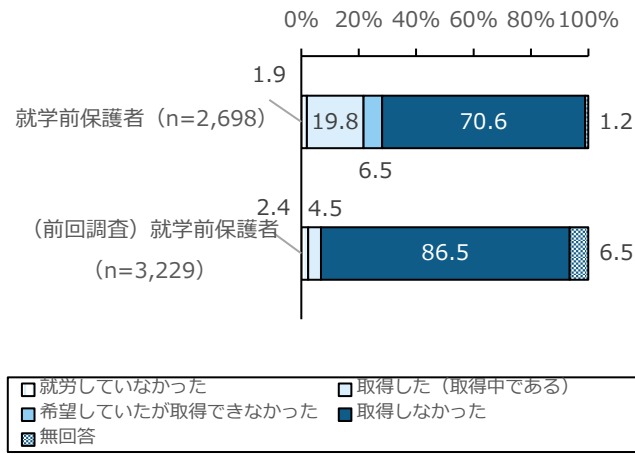
現状

女性の就業率が上昇している中で、母親、父親ともに育児休業の取得率は上昇傾向にあります。仕事と家庭の両立のためには、職場の理解が求められており、企業に向けて、従業員の仕事と子育ての両立を図り、働きやすい労働環境の整備に取り組むための、次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定促進を図っています。

《母親の育児休業取得状況》

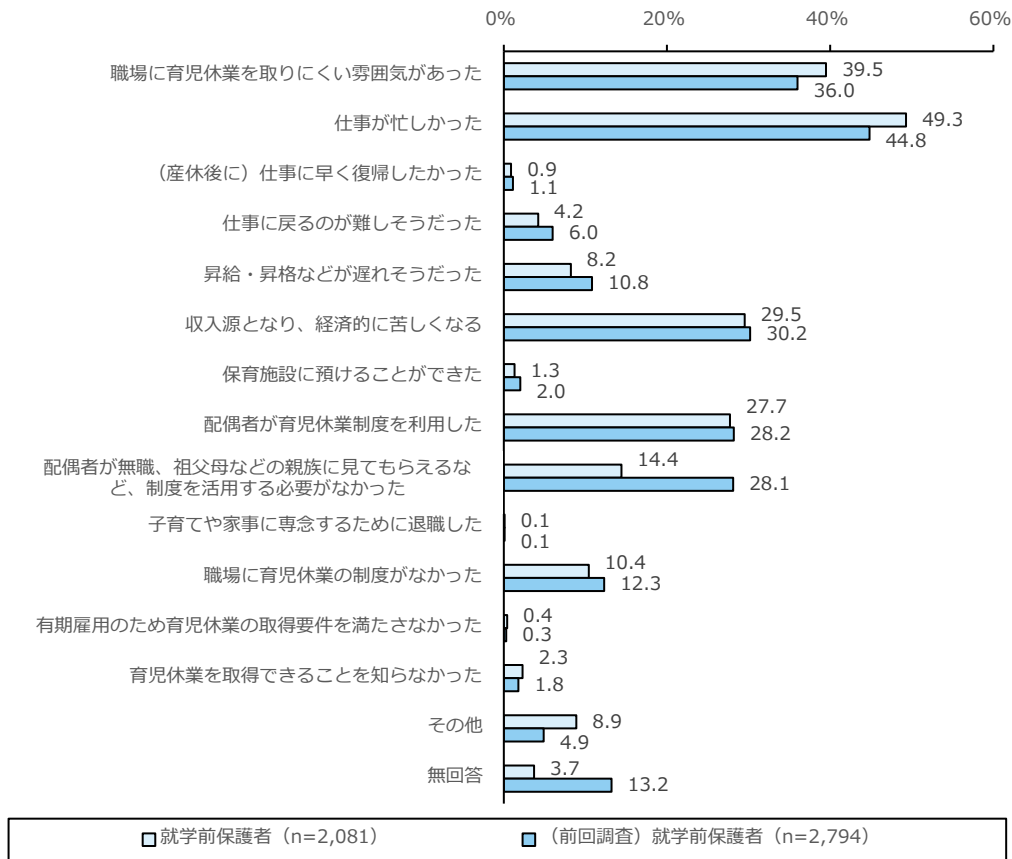


《父親の育児休業取得状況》



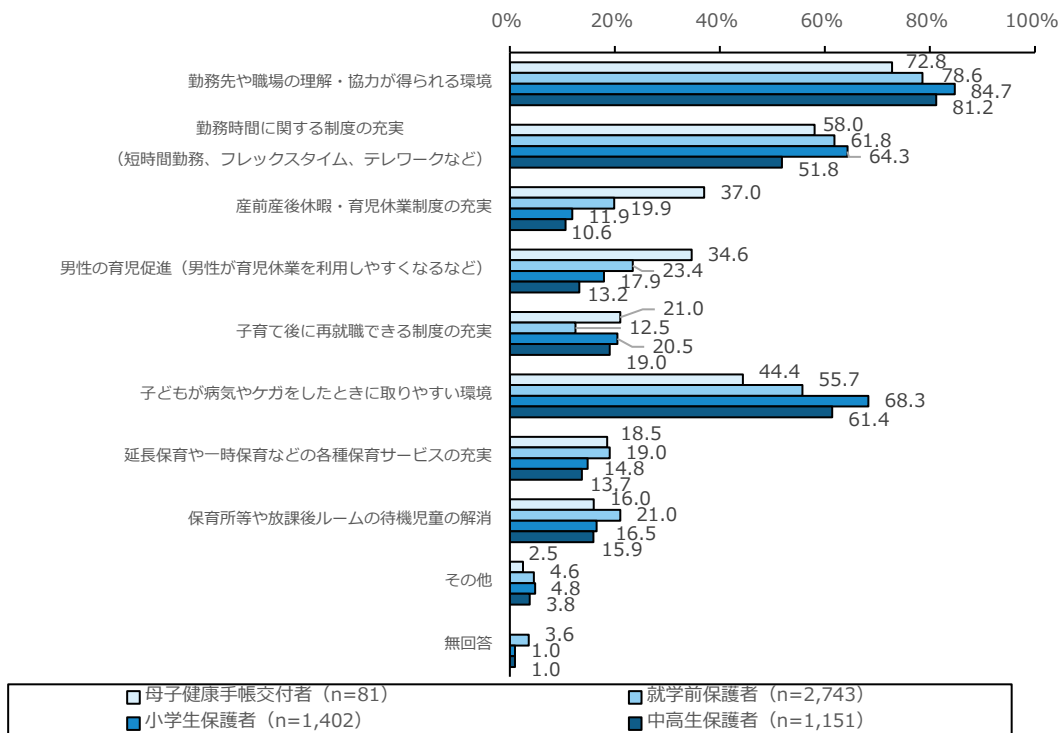
資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《父親の育児休業を取得していない理由》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《仕事と子育ての両立のために必要なこと》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

課題

- 父親の育児休業の取得率は上昇傾向ではありますが、女性と比べると低い数値であり、取得できない理由としては「仕事が忙しい」、「職場内で取りにくい雰囲気がある」という理由が多く、就業環境の改善が求められています。
- 仕事と子育ての両立のために職場環境の整備が必要とされており、時代とともに働きやすさの内容も変わってきていることから、企業内におけるさらなるワーク・ライフ・バランスの普及に向けて周知・啓発を続ける必要があります。

関連する取り組み

● 男女共同参画の推進

- ・ 情報誌の発行
- ・ 男女共同参画の推進のための講座等

● ワーク・ライフ・バランス実現のための啓発

- ・ 市民向けのワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のための講座等
- ・ 企業向けのワーク・ライフ・バランス推進セミナー
- ・ 一般事業主行動計画策定の推進のための周知

横断的施策 こどもの貧困対策

全てのこどもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

こどもの生活状況に関する現状（「生活困難度」指標に基づく分類について）

令和5年度（2023年度）に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果をもとに、下表①～③の3つの要素について、該当する要素の数に応じて、以下の3層に分類後、結果の分析に用いました。

『困窮層』＝2つ以上の要素に該当

『周辺層』＝いずれか1つの要素に該当

『一般層』＝いずれの要素にも該当しない

※『一般層』には各要素を判別するための設問で不明・無回答により判別不能であった対象を含む

①低所得要素	保護者票中の世帯の手取り収入と世帯人数の設問から算出した簡易的な等価可処分所得が「令和4年国民生活基礎調査」から算出される基準未満（127万円未満）の世帯。 等価可処分所得＝世帯の可処分所得※÷√世帯人数 ※収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする （例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～75万円未満」であれば62.5万円とする。なお、「900万円以上」は950万円とする。） 【対象設問】あなたの世帯の昨年1年間の手取り収入の額を教えてください。 【対象設問】お子さんと同居し、生計を同一にしているご家族の構成と人数をお答えください。単身赴任中の方や学業のために世帯を離れているお子さんがいる場合には、ご家族の人数に含めて教えてください。
②家計のひっ迫要素	保護者票中の家計のひっ迫度をはかる設問8項目中、1つ以上が該当する場合。 【対象設問】あなたの世帯では、過去1年の間に、経済的な理由で、以下の費用・サービス・料金について、支払えないことがありましたか。 ①必要とする食料（お酒やコーヒーなどの嗜好品を除く） ②必要とする衣服（高価な衣服やアクセサリーなどを除く） ③電話料金 ④電気料金 ⑤ガス料金 ⑥水道料金 ⑦家賃 ⑧住宅ローン
③こどもの体験の欠如要素	保護者票中のこどもの体験に関する設問10項目中、費用面での不能理由（①費用がかかるため）が2つ以上ある場合。 【対象設問】あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。「したいができなかった」場合はその理由を下の理由欄の番号を記入して

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

ください。

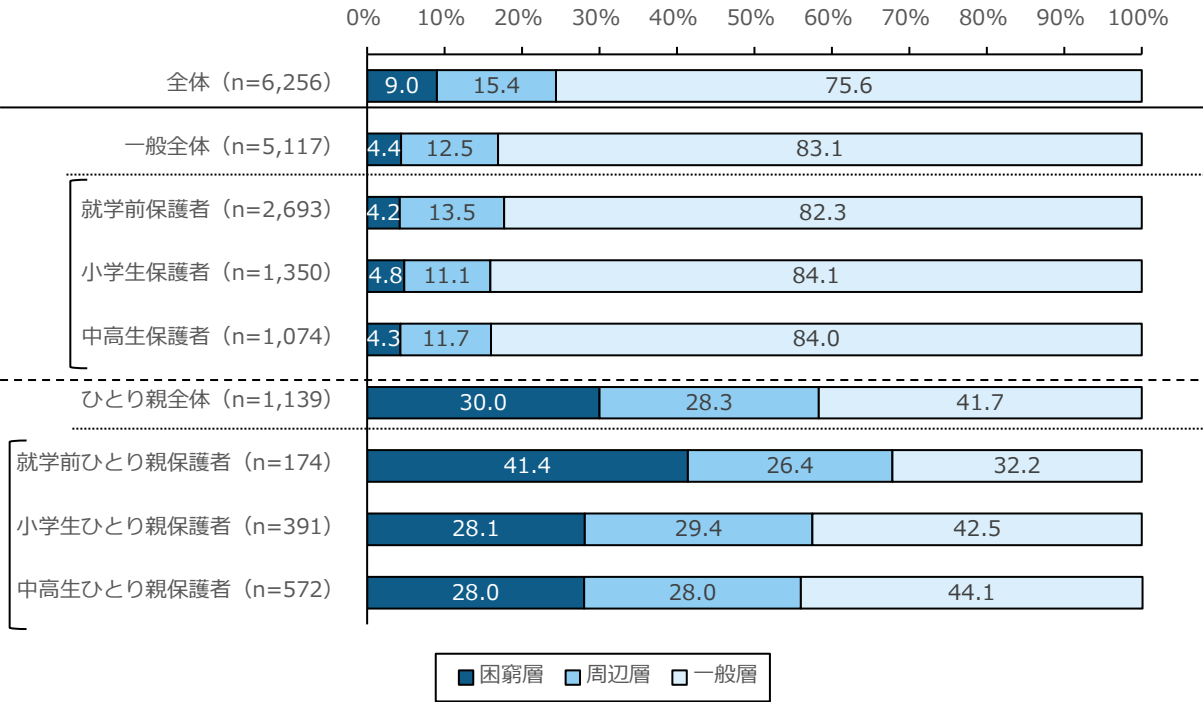
- ・スポーツに関する習い事やクラブに通う
- ・音楽、習字、絵画等の習い事やクラブに通う
- ・学習教室に通う（または家庭教師に来てもらう）
- ・キャンプやバーベキューなどの野外活動をする
- ・旅行に行く
- ・美術館、博物館、科学館に行く
- ・スポーツ観戦や劇場に行く
- ・遊園地やテーマパークに行く
- ・公共施設などで行われる、無料の教室やイベントに参加する
- ・誕生日祝いやクリスマス・お正月などの季節の行事を行っている

<理由欄>

① 費用がかかるため	⑤一緒に活動する友達がないため
② 時間がないため	⑥情報がないため
③ 開催時間が合わないため	⑦こどもが対象年齢に達していないため
④ 開催場所が遠いため	⑧その他

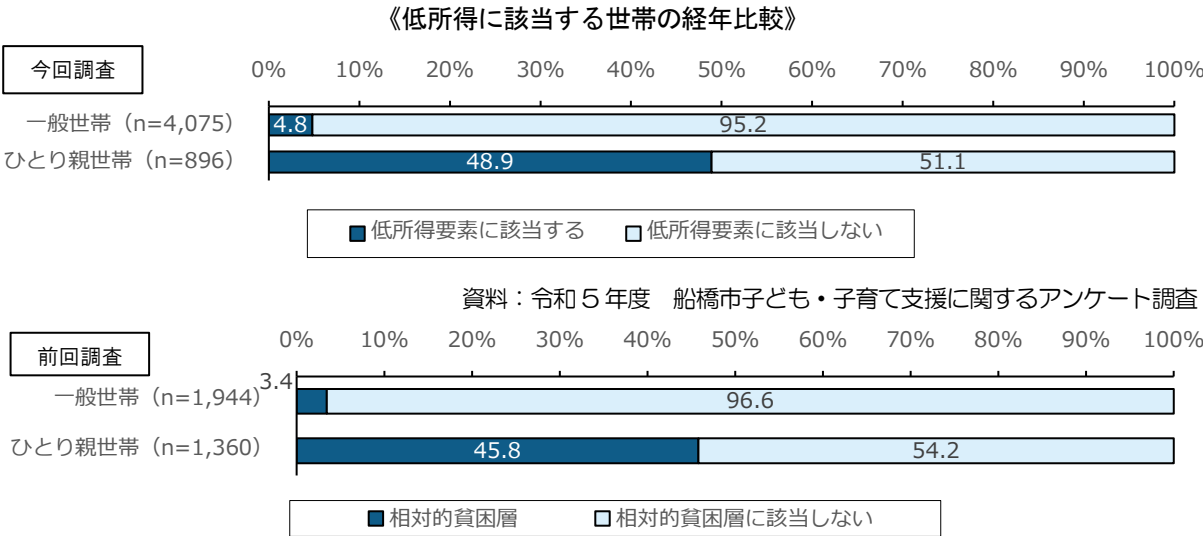
一般世帯とひとり親世帯を生活困難度で分類した結果、ひとり親世帯の方が、「困窮層」「周辺層」の割合が高い傾向にあります。

《生活困難度指標に基づく分類の割合（再掲）》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

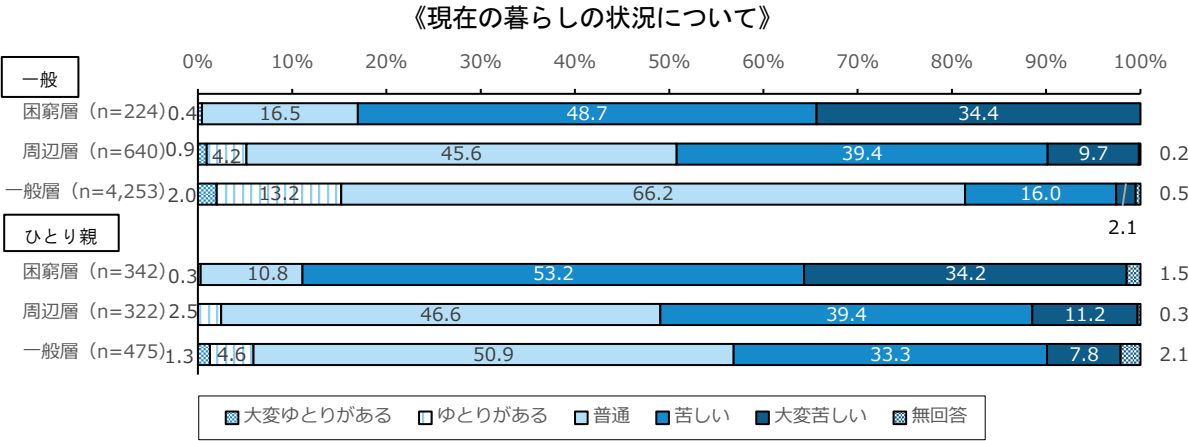
一般世帯とひとり親世帯を低所得要素で比較すると、ひとり親世帯の方が、今回調査の「低所得要素に該当する」の割合が高く、前回調査の「相対的貧困に該当する」の傾向と変わらず割合が高くなっています。



資料：平成30年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

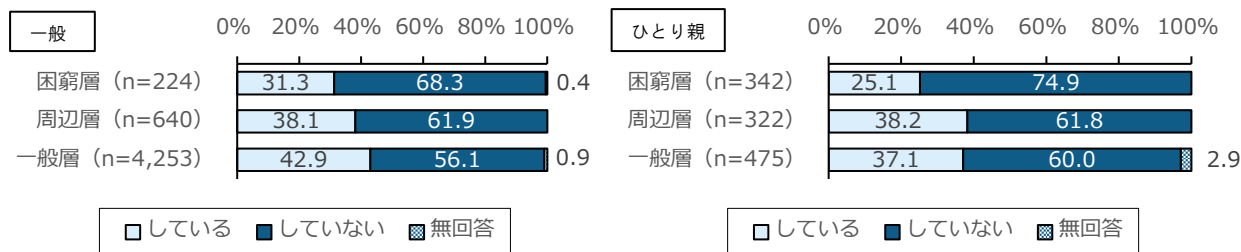
※国の国民生活基礎調査における貧困線を用い、おおむねその貧困線を下回る世帯を「相対的貧困層」として定義しました。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を指し、世帯人員数によって貧困線の等価可処分所得額は異なります。平成30年度アンケート調査実施前の国民生活基礎調査（平成28年調査）によると、平成27年の貧困線は、人員数が2名の世帯は173万円、3名の世帯は211万円、4名の世帯は244万円であり、手取り収入がそれらの金額を下回る世帯を相対的貧困層に分類しました。

家計のひっ迫状況に関して、家計の状況について、「苦しい」「大変苦しい」の割合は、一般世帯よりもひとり親世帯で高く、生活困難度別にみると、「苦しい」「大変苦しい」の割合は、一般世帯、ひとり親世帯とも困窮層で高くなっています。



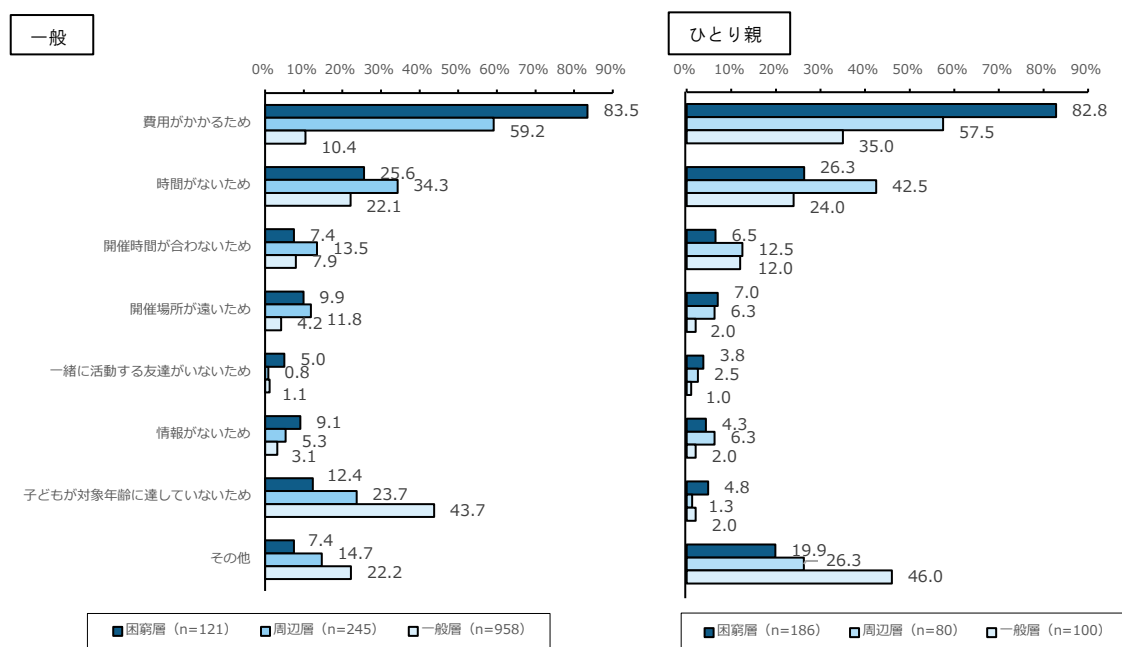
こどもの体験に関して、スポーツに関する習い事やクラブに通うことについては、生活困難度が高いほど、経済的な理由から「したいができなかった」割合が高くなっています。

《スポーツに関する習い事やクラブに通う》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

《体験をしたいができなかった場合の理由》



資料：令和5年度 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

こども・子育て世帯の貧困の状況を踏まえ、本計画の基本方針をもとに、重要な視点として「こどもの貧困対策」を、次の5つの分野において推進します。

1 教育の支援＜こども＞

経済的理由等の家庭の状況によって教育機会の差が生まれないような環境を整える必要があります。どんな環境下であっても、こども自身が満足できる学習機会や体験機会の提供や将来を考える場づくりを進めます。

本市では、学習のサポートを行うほか、学習スペースの提供や、体験格差の解消を図るための機会提供などに努め、こどもが希望する進路選択の支援の充実を図ります。

2 生活の安定に資するための支援＜こども＞＜親・家庭＞

社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況におかれてしまうことがないように、生活の安定に資するための支援を実施します。

本市では、住宅の確保や相談体制の整備、母子保健の充実やこどもの居場所づくりなど、多様な支援の提供に努めます。

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援＜親・家庭＞

世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援とともに、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保につながる取り組みに努めます。

本市では、就業支援の充実と経済的自立への支援を通じて、保護者に対する就労支援を行います。

4 経済的支援＜親・家庭＞

世帯の日々の生活を安定させる観点から、経済的支援は重要です。こどもの育ちに影響を与える家庭環境を考慮し、金銭面だけでなく、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていきます。

本市では、関連する支援と組み合わせ、児童扶養手当や奨学金貸付など、様々な経済的支援などの適切な情報提供を行います。

5 社会の理解・つながりの強化＜地域・社会＞

こどもの貧困対策の推進にあたっては、社会全体がこどもの貧困に対する理解を深めることが欠かせません。こどもを応援する機運を高め、こどもを支援する環境を社会全体で構築します。

本市では、地域活動団体と連携を強化し、子育て支援ネットワークを構築することにより、こどもや子育てを支援する地域社会づくりの推進を図ります。

《本章で掲げた事業のうちこどもの貧困対策に関連する施策・事業》

分野	基本施策	主な取り組み・関連する取り組み	事業
1. 教育の支援	2 こどもの健全な育成の充実	学習機会・学習スペースの提供	学習支援事業
			高校生キャリア支援事業
			サポートルーム
			こどもの自習スペース提供事業
		体験機会の提供	ハッピーサタデー事業
			小中学校一宮ふれあいキャンプ（不登校児童生徒対象）
			ひとり親家庭向けデイキャンプ（親子交流デイキャンプ）
			青少年キャンプ場イベント事業
			ふなっこ未来大学
			文化活動普及事業
		悩みごと、困りごとを抱えるこどもへの支援	ヤングケアラー支援事業
			スクールソーシャルワーカー事業
			スクールカウンセラー事業
2. 生活の安定に資するための支援	2 こどもの健全な育成の充実	こどもの居場所づくり	児童ホーム事業
			放課後子供教室事業（船っ子教室）
	4 母子保健の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進	助産事業
			初回産科受診料の助成
		食育の推進	保健センター、児童ホーム、子育て支援センターにおける食育講座（離乳食（3回食）と歯磨きの教室）
		歯科保健の推進	乳幼児歯科保健指導
			2歳6か月児歯科健診
			小学校におけるフッ化物洗口事業
	5 親子のふれあいの場づくり	親子のかかわり促進のための支援	家庭訪問指導
			ブックスタート事業
			就学時健診時における子育て学習事業
			家庭教育相談事業
			家庭教育セミナー
	6 多様な子育て支援サービスの充実	相談体制の整備・充実	民生委員・児童委員による相談支援
			こども家庭センター開設による相談体制強化
			教育相談
			SNS相談@船橋
			青少年の問題行動に関する相談
	9 子育てを支援する地域社会づくり	関係機関の連携強化	帰国・外国人児童生徒の教育に関する相談
			市民公益活動公募型支援事業
			地域福祉活動助成金

分野	基本施策	主な取り組み・関連する取り組み	事業
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	8 経済的支援の実施	経済的自立への支援	就労の支援等に関する講座の開催
			生活困窮者自立支援制度の推進
			ふなばし地域若者サポートステーション事業
4. 経済的支援	8 経済的支援の実施	住宅の確保支援	市営住宅
			生活困窮者住居確保給付金の支給
			生活困窮者居住支援事業
			家賃債務保証支援事業
			家賃低廉化住宅
			住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅
		低所得者への経済的支援の実施 (情報提供と周知の徹底)	保育料の軽減
			児童育成料（放課後ルーム利用料）の減免
			就学援助（学用品費等）
			特別支援教育就学奨励費
			国民健康保険料、国民年金保険料の減免
			ファミリー・サポート・センター事業の実施（利用料の減免）
			子育て短期支援事業の実施（利用料の減免）
			各種健診費用の免除
			駐輪場利用料金の免除
			奨学金貸付
			生活保護
5. 社会の理解・つながりの強化	9 子育てを支援する地域社会づくり	子育て支援ネットワークの構築	子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や子育て世帯の支援につながる地域活動団体の活動に関する周知の協力及び開催に関する支援等を含む連携
			包括連携協定やプロスポーツチームとの協働により実施する、体験機会の提供を含めた子育て支援事業

※こどもの貧困対策に関連する施策のうち、ひとり親家庭等への支援については、基本施策7で掲載しています。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の創設

少子化の進行とともに家庭や地域を取り巻く環境が変化する中で、こどもが安心して健やかに育まれるよう、こどもの育ちと子育てを支援していくために、子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が平成27年（2015年）4月にスタートしました。

この新制度では、（1）幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等への給付（子どものための教育・保育給付）の創設、（2）認定こども園制度の改善、（3）地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図るとしています。

子ども・子育て支援法

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

(2) 新制度の概要

新制度では、就学前のこどもに教育・保育を行う「子どものための教育・保育給付」として、①幼稚園・保育所等の教育・保育施設を利用する場合には「施設型給付費」が、②小規模保育事業等の地域型保育事業を利用する場合には「地域型保育給付費」が支給されます。この新制度の給付対象となる教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

また、在宅で子育てを行っている家庭等を支援する「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が主体となって実施します。

さらに、令和元年（2019年）の子ども・子育て支援法の一部改正により同年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴って、「子育てのための施設等利用給付」が新設され、幼稚園（私学助成）※、一時預かり事業、認可外保育施設等を利用した場合に施設等利用費が支給されています。

※幼稚園には、新制度に移行し「子どものための教育・保育給付」を受ける施設【幼稚園（新制度移行）】と、同給付によらず千葉県私学助成を受けている施設【幼稚園（私学助成）】があります。

2. 新制度における認定区分等

(1) こどもの認定区分

子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされ、併せて保育必要量の認定を行うこととされています。

■ 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量（内容）	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの	教育標準時間	幼稚園（新制度移行） 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u>	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

保育の必要性の認定（2号及び3号認定）にあたっては、以下の点を考慮して行われます。

保育を必要とする事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労（本市では、月64時間以上の就労をしていること） ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
保育必要量	①保育標準時間認定 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（1日最大11時間） ②保育短時間認定 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（1日最大8時間） ※最大時間は延長保育を除きます。

2. 新制度における認定区分等

■ 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園（私学助成）
新2号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

（2）幼児教育・保育の無償化について

令和元年（2019年）の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、子育てに係る経済的負担を軽減するため、同年10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されています。

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育サービスを利用する3歳から5歳児クラスの子どものすべて、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもの利用料が無償化の対象となります。

■ 幼児教育・保育の無償化対象（概要）

	保育所等	幼稚園（新制度移行） 認定こども園（1号）		幼稚園（私学助成）		認可外 保育施設等
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	
3～5歳児クラス	◎	◎	○※ （上限11,300円）	○ （上限25,700円）	○※ （上限11,300円）	○※ （上限37,000円）
市民税課税世帯の 満3歳児		◎	×	○ （上限25,700円）	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児		◎	○※ （上限16,300円）	○ （上限25,700円）	○※ （上限16,300円）	
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	◎					○※ （上限42,000円）

◎：全額無償 ○：月額上限あり ×：無償化対象外 ※の箇所は「保育の必要性の認定」を受ける必要あり

3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）とともに、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保方策の内容」、「実施時期」を定めます。

また、提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な提供区域を定めるとされています。

■ 教育・保育提供区域設定の考え方

第2期計画

教育・福祉に関する計画等に共通して用いられている最も一般的な区域単位が5行政ブロックであることから、第2期計画においては、5行政ブロックを提供区域としました。

本計画

人口や入所児童数の動向等、一定の傾向をとらえた中期的な計画であることから、第2期計画に引き続き、5つの行政ブロックの単位で、量の見込みを算定します。

なお、施設等の整備にあたっては、保育所等待機児童の状況を踏まえ、今後も引き続き保育需要が見込まれる地域において重点的に保育所等の整備を図ることとします。

(2) 事業別の教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域について、国の基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本としていますが、教育・保育の認定区分や事業ごとに、利用の実態に即した設定を行うことを可能としています。

本計画では、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を教育・保育提供区域として設定します。

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

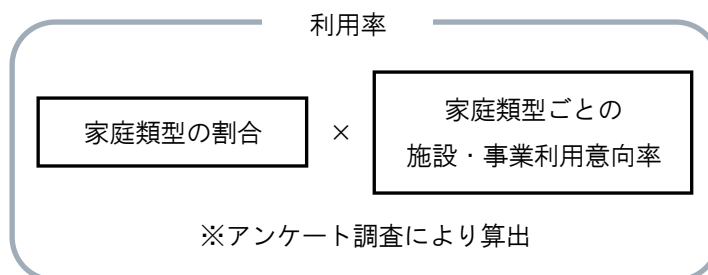
(1) 量の見込み算定の考え方

国の基本指針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和7年度（2025年度）を初年度とする5年間の、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和5年（2023年）12月に実施した「船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果及び国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等を踏まえ、保育については5行政ブロックを提供区域として、教育については市全域を提供区域として、各年度当初における量の見込みを設定します。

- 「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に示されている、アンケート調査を活用した算出方法

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{利用率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$



(2) 確保方策算定の考え方

計画期間中に各教育・保育提供区域及び認定区分ごとに確保方策の値が量の見込みを上回る確保を図ります。

■ 保育（3号0歳、3号1歳、3号2歳、2号）の確保方策の考え方

- ① 3号認定子どもの本計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である保育所、認定こども園の整備と特定地域型保育事業である小規模保育事業の整備で対応します。
- ② 2号認定子どもの本計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である保育所、認定こども園の整備で対応します。

■ 教育（1号、教育利用希望の2号）の確保方策の考え方

- ① 1号認定子どもの本計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である認定こども園の整備で対応します。
- ② 教育利用希望の2号の本計画期間中の確保方策については、特定教育・保育施設である認定こども園の整備や、長時間・通年で実施され保育を必要とするこどもの預かりニーズに対応可能な一時預かり事業（幼稚園型）の拡充で対応します。

- 保育所や小規模保育事業については、保育所等待機児童の状況を踏まえ、今後も引き続き保育需要が見込まれる地域において重点的に整備を図ります。
- 認定こども園については、保育所等待機児童の状況、一時預かり事業（幼稚園型）の利用状況等、地域や施設の状況を踏まえ、幼稚園から認定こども園への移行を基本に、幼稚園の意向に基づき、設置を促進します。その定員については、量の見込みとともに利用状況を踏まえ、設定します。

(3) 保育（3号0歳、3号1歳、3号2歳、2号）

① 3号認定子ども（0歳）

単位：人

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		4,026	4,010	3,998	3,983	3,969
利用率		19.5%	20.0%	20.4%	20.9%	21.3%
A 量の見込み		785	802	815	832	845
確保 方策	特定教育・保育施設	1,171	1,174	1,177	1,180	1,183
	特定地域型保育事業	116	128	140	152	164
	上記以外	32	32	32	32	32
B 確保数 合計		1,319	1,334	1,349	1,364	1,379
B－A		534	532	534	532	534

単位：人

南 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		861	858	856	852	849
A 量の見込み		203	207	211	215	219
確保 方策	特定教育・保育施設	330	333	333	333	336
	特定地域型保育事業	30	30	30	33	33
	上記以外	12	12	12	12	12
B 確保数 合計		372	375	375	378	381
B－A		169	168	164	163	162

単位：人

西 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		1,147	1,142	1,139	1,135	1,131
A 量の見込み		219	223	227	232	235
確保 方策	特定教育・保育施設	336	336	336	336	336
	特定地域型保育事業	18	24	30	33	39
	上記以外	11	11	11	11	11
B 確保数 合計		365	371	377	380	386
B－A		146	148	150	148	151

単位：人

中 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		454	452	450	449	447
A 量の見込み		86	88	89	91	92
確保 方策	特定教育・保育施設	154	154	154	157	157
	特定地域型保育事業	1	1	1	1	1
	上記以外	0	0	0	0	0
B 確保数 合計		155	155	155	158	158
B－A		69	67	66	67	66

単位：人

東 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		944	940	937	934	930
A 量の見込み		206	211	214	219	222
確保 方策	特定教育・保育施設	259	259	259	259	259
	特定地域型保育事業	46	49	55	58	61
	上記以外	8	8	8	8	8
B 確保数 合計		313	316	322	325	328
B－A		107	105	108	106	106

単位：人

北 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		620	618	616	613	612
A 量の見込み		71	73	74	75	77
確保 方策	特定教育・保育施設	92	92	95	95	95
	特定地域型保育事業	21	24	24	27	30
	上記以外	1	1	1	1	1
B 確保数 合計		114	117	120	123	126
B－A		43	44	46	48	49

※上表における「上記以外」の欄は、平成28年（2016年）に内閣府が開始した「企業主導型保育事業」の地域枠を指します。（3号認定子ども（1歳）、（2歳）、2号認定子どもの表においても同様）

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

② 3号認定子ども（1歳）

単位：人

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		4,069	4,037	4,022	4,010	3,994
利用率		59.9%	61.4%	62.8%	64.3%	65.7%
A 量の見込み		2,437	2,478	2,525	2,578	2,624
確保 方策	特定教育・保育施設	2,136	2,163	2,181	2,199	2,217
	特定地域型保育事業	267	299	331	363	395
	上記以外	44	44	44	44	44
B 確保数 合計		2,447	2,506	2,556	2,606	2,656
B－A		10	28	31	28	32

単位：人

南 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		788	782	779	776	773
A 量の見込み		614	625	636	650	661
確保 方策	特定教育・保育施設	559	568	568	577	586
	特定地域型保育事業	57	57	57	65	65
	上記以外	10	10	10	10	10
B 確保数 合計		626	635	635	652	661
B－A		12	10	▲ 1	2	0

単位：人

西 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		1,137	1,128	1,124	1,121	1,116
A 量の見込み		678	689	703	717	730
確保 方策	特定教育・保育施設	607	616	616	616	616
	特定地域型保育事業	40	56	72	80	96
	上記以外	19	19	19	19	19
B 確保数 合計		666	691	707	715	731
B－A		▲ 12	2	4	▲ 2	1

単位：人

中 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		467	463	461	460	458
A 量の見込み		290	295	301	307	313
確保 方策	特定教育・保育施設	307	307	307	316	325
	特定地域型保育事業	9	9	9	9	9
	上記以外	6	6	6	6	6
B 確保数 合計		322	322	322	331	340
B－A		32	27	21	24	27

単位：人

東 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		1,032	1,024	1,020	1,017	1,013
A 量の見込み		600	610	621	634	646
確保 方策	特定教育・保育施設	483	483	492	492	492
	特定地域型保育事業	107	115	131	139	147
	上記以外	7	7	7	7	7
B 確保数 合計		597	605	630	638	646
B－A		▲ 3	▲ 5	9	4	0

単位：人

北 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		645	640	638	636	634
A 量の見込み		255	259	264	270	274
確保 方策	特定教育・保育施設	180	189	198	198	198
	特定地域型保育事業	54	62	62	70	78
	上記以外	2	2	2	2	2
B 確保数 合計		236	253	262	270	278
B－A		▲ 19	▲ 6	▲ 2	0	4

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

③ 3号認定子ども（2歳）

単位：人

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		4,160	4,081	4,049	4,033	4,021
利用率		64.9%	66.9%	68.9%	70.9%	72.9%
A 量の見込み		2,699	2,730	2,789	2,859	2,931
確保 方策	特定教育・保育施設	2,446	2,476	2,497	2,518	2,539
	特定地域型保育事業	302	334	366	398	430
	上記以外	50	50	50	50	50
B 確保数 合計		2,798	2,860	2,913	2,966	3,019
B－A		99	130	124	107	88

単位：人

南 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		818	802	796	793	791
A 量の見込み		667	675	689	707	725
確保 方策	特定教育・保育施設	630	642	642	651	663
	特定地域型保育事業	62	62	62	70	70
	上記以外	7	7	7	7	7
B 確保数 合計		699	711	711	728	740
B－A		32	36	22	21	15

単位：人

西 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		1,175	1,153	1,144	1,139	1,136
A 量の見込み		728	736	752	771	790
確保 方策	特定教育・保育施設	686	695	695	695	695
	特定地域型保育事業	52	68	84	92	108
	上記以外	15	15	15	15	15
B 確保数 合計		753	778	794	802	818
B－A		25	42	42	31	28

単位：人

中 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		489	480	476	474	472
A 量の見込み		351	356	363	372	382
確保 方策	特定教育・保育施設	341	341	341	353	362
	特定地域型保育事業	12	12	12	12	12
	上記以外	14	14	14	14	14
B 確保数 合計		367	367	367	379	388
B－A		16	11	4	7	6

単位：人

東 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		996	977	969	965	962
A 量の見込み		654	661	676	693	710
確保 方策	特定教育・保育施設	557	557	566	566	566
	特定地域型保育事業	114	122	138	146	154
	上記以外	13	13	13	13	13
B 確保数 合計		684	692	717	725	733
B－A		30	31	41	32	23

単位：人

北 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		682	669	664	662	660
A 量の見込み		299	302	309	316	324
確保 方策	特定教育・保育施設	232	241	253	253	253
	特定地域型保育事業	62	70	70	78	86
	上記以外	1	1	1	1	1
B 確保数 合計		295	312	324	332	340
B－A		▲ 4	10	15	16	16

④ 2号認定子ども

単位：人

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		13,776	13,138	12,739	12,361	12,233
利用率		53.7%	55.3%	56.9%	58.4%	60.0%
A 量の見込み		7,397	7,265	7,248	7,218	7,339
確保 方策	特定教育・保育施設	7,979	8,015	8,051	8,087	8,123
	上記以外	104	104	104	104	104
B 確保数 合計		8,083	8,119	8,155	8,191	8,227
B - A		686	854	907	973	888

単位：人

南 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		2,426	2,314	2,244	2,179	2,156
A 量の見込み		1,978	1,943	1,938	1,930	1,962
確保 方策	特定教育・保育施設	2,194	2,230	2,230	2,230	2,266
	上記以外	14	14	14	14	14
B 確保数 合計		2,208	2,244	2,244	2,244	2,280
B - A		230	301	306	314	318

単位：人

西 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		3,810	3,633	3,523	3,417	3,382
A 量の見込み		1,906	1,872	1,868	1,860	1,891
確保 方策	特定教育・保育施設	2,180	2,180	2,180	2,180	2,180
	上記以外	34	34	34	34	34
B 確保数 合計		2,214	2,214	2,214	2,214	2,214
B - A		308	342	346	354	323

単位：人

中 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		1,741	1,661	1,610	1,562	1,546
A 量の見込み		1,028	1,009	1,007	1,003	1,020
確保 方策	特定教育・保育施設	1,040	1,040	1,040	1,076	1,076
	上記以外	33	33	33	33	33
B 確保数 合計		1,073	1,073	1,073	1,109	1,109
B－A		45	64	66	106	89

単位：人

東 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		3,380	3,223	3,125	3,032	3,000
A 量の見込み		1,624	1,595	1,591	1,585	1,611
確保 方策	特定教育・保育施設	1,707	1,707	1,707	1,707	1,707
	上記以外	22	22	22	22	22
B 確保数 合計		1,729	1,729	1,729	1,729	1,729
B－A		105	134	138	144	118

単位：人

北 部		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
推計児童数		2,419	2,307	2,237	2,171	2,149
A 量の見込み		861	846	844	840	855
確保 方策	特定教育・保育施設	858	858	894	894	894
	上記以外	1	1	1	1	1
B 確保数 合計		859	859	895	895	895
B－A		▲ 2	13	51	55	40

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

＜参考＞第2期計画の実績

単位：人

市全体			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3号 (0歳)	計画	量の見込み	1,041	1,074	1,093	1,102	1,085
		確保方策	1,334	1,394	1,454	1,504	1,534
	実績	需要数	875	839	781	756	773
		確保数	1,336	1,337	1,345	1,316	1,301
3号 (1・2歳)	計画	量の見込み	5,216	5,447	5,635	5,783	5,797
		確保方策	4,901	5,198	5,465	5,721	5,868
	実績	需要数	5,120	5,016	5,036	5,141	5,212
		確保数	4,926	5,046	5,069	5,101	5,121
2号	計画	量の見込み	7,550	7,851	8,155	8,361	8,473
		確保方策	7,975	8,275	8,575	8,825	8,975
	実績	需要数	7,199	7,168	7,294	7,282	7,441
		確保数	7,964	7,927	8,024	8,069	8,011

※各年度4月1日時点

(4) 教育（1号、教育利用希望の2号）

単位：人

市全体			令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)		
			1号	教育利用 希望の2号	計	1号	教育利用 希望の2号	計	1号	教育利用 希望の2号	計
3～5歳推計児童数			13,776			13,138			12,739		
利用率			31.9%	11.9%	43.8%	30.3%	11.9%	42.2%	28.7%	11.9%	40.6%
A 量の見込み			4,394	1,639	6,033	3,981	1,563	5,544	3,656	1,516	5,172
確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	738	384	1,122	738	384	1,122	738	384	1,122
		幼稚園	1,037	368	1,405	1,037	368	1,405	1,037	368	1,405
	幼稚園（私学助成）		8,146	984	9,130	8,146	984	9,130	8,146	984	9,130
B 確保数 合計			9,921	1,736	11,657	9,921	1,736	11,657	9,921	1,736	11,657
B－A			5,527	97	5,624	5,940	173	6,113	6,265	220	6,485

市全体			令和10年度 (2028 年度)			令和11年度 (2029 年度)		
			1 号	教育利用 希望の2号	計	1 号	教育利用 希望の2号	計
3～5 歳推計児童数			12, 361			12, 233		
利用率			27.2%	11.9%	39.1%	25.6%	11.9%	37.5%
A 量の見込み			3,362	1,471	4,833	3,131	1,456	4,587
確保 方策	特定教育・ 保育施設	認定こども園	738	384	1,122	738	384	1,122
		幼稚園	1,037	368	1,405	1,037	368	1,405
	幼稚園（私学助成）		8,146	984	9,130	8,146	984	9,130
B 確保数 合計			9,921	1,736	11,657	9,921	1,736	11,657
B－A			6,559	265	6,824	6,790	280	7,070

<参考> 第2期計画の実績

単位：人

市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
計画	量の見込み	8,475	8,215	7,956	7,795	7,611
	確保方策	12,201	12,141	12,111	12,081	12,081
実績	需要数	8,554	8,192	7,649	7,071	6,513
	確保数	12,201	12,242	12,187	11,980	11,657

※各年度5月1日時点

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業概要	子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 また、本事業と連携し既存施設を活用した地域子育て相談機関の実施も推進します。 ●基本型 子育て支援センター2 施設・地域子育て支援課の計3か所 (子育て支援コーディネーターを配置し利用者支援と地域連携を実施) ⇒ 事業掲載 第4章 52 ページ ●地域子育て相談機関 子育て支援センター、児童ホームの活用を基本に実施を推進 ⇒ 事業掲載 第4章 52 ページ ●特定型 保育入園課1 か所 (市窓口保育コンシェルジュを配置し利用者支援を実施) ⇒ 事業掲載 第4章 52 ページ ●こども家庭センター型 子育て世代包括支援センター(こども家庭センターに移行後はこども家庭センター) 1 か所 ⇒ 事業掲載 第4章 43 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	●基本型 子育て支援センター2 施設及び地域子育て支援課の計3か所で事業を実施します。 ●地域子育て相談機関 概ね「中学校区に1 か所」を目標とし、子育て支援センターや児童ホームの活用を基本に実施を推進します。 ●特定型 保育入園課窓口での相談に対応するため、継続して実施します。 ●こども家庭センター型 令和8 年度(2026 年度)より、母子保健機能と児童福祉機能を統一し、こども家庭センターを1 か所設置する予定です。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

●基本型

単位：か所（実施か所数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

●地域子育て相談機関

単位：か所（実施か所数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	8	12	16	20	24
確保方策	8	12	16	20	24

●特定型

単位：か所（実施か所数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

●こども家庭センター型

単位：か所（実施か所数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	7	1	1	1	1
確保方策	7	1	1	1	1

<参考>第2期計画の実績

●基本型・特定型

単位：か所（実施か所数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4	4	4	4	4
確保状況	4	4	4	4	

●母子保健型

単位：か所（実施か所数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保状況	1	7	7	7	

(2) 延長保育事業

事業概要	教育・保育施設及び地域型保育事業において、認定された保育利用時間を超えて保育を必要とするこどもに、引き続き保育を実施します。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	令和5年度（2023年度）の実利用人数と、入所児童数（令和6年3月1日時点）から5行政ブロック別の延長保育事業の利用率（公私合算）を算出し、2・3号認定子どもの量の見込みに、当該利用率を乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人（利用人数）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	量の見込み 確保方策	6,676	6,654	6,704	6,760	6,886
南部	量の見込み 確保方策	1,879	1,873	1,886	1,901	1,936
西部	量の見込み 確保方策	1,740	1,735	1,749	1,764	1,797
中部	量の見込み 確保方策	964	960	966	974	992
東部	量の見込み 確保方策	1,416	1,412	1,424	1,437	1,464
北部	量の見込み 確保方策	677	674	679	684	697

＜参考＞第2期計画の実績

単位：人（利用人数）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	9,116	9,497	9,841	10,088	10,165
	利用実人数	6,441	6,419	6,934	6,912	
南部	量の見込み	2,691	2,846	2,993	3,112	3,156
	利用実人数	1,851	1,709	1,783	1,877	
西部	量の見込み	2,433	2,532	2,616	2,675	2,703
	利用実人数	1,576	1,549	1,773	1,779	
中部	量の見込み	1,183	1,211	1,237	1,250	1,253
	利用実人数	840	984	1,033	1,017	
東部	量の見込み	1,866	1,947	2,021	2,076	2,085
	利用実人数	1,458	1,574	1,592	1,500	
北部	量の見込み	943	961	974	975	968
	利用実人数	716	603	753	739	

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後ルーム）

事業概要	保護者が就労等により、放課後、家庭でこどもだけになってしまう小学生に、遊びと生活の場を用意し、心身の健全な育成を図ります。 ⇒ 事業掲載 第4章 33 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	〈1年生〉 保育園申請者の学区データを使用し学区別に振り分け、各地区の需要数を放課後ルーム利用申請割合の実績等から算定しました。 〈2年生から6年生〉 前年度から学年が上がるごとの継続利用率を考慮し算定しました。
確保方策 算定の考え方	学校ごとに入所状況が異なることから、待機児童の状況を勘案し、放課後ルームの整備により事業量の確保を図ります。

単位：人（A：利用人数 B：受け入れ枠）

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	A 量の 見込み	1年生	2,221	2,173	2,219	2,174	2,209
		2年生	1,659	1,915	1,870	1,903	1,856
		3年生	1,351	1,263	1,450	1,413	1,428
		4年生	691	677	628	715	690
		5年生	196	182	181	156	172
		6年生	60	39	27	20	11
		合計	6,178	6,249	6,375	6,381	6,366
	B 確保方策	6,091	6,310	6,477	6,536	6,920	
B－A		▲ 87	61	102	155	554	
南部	A 量の 見込み	1年生	460	433	463	456	444
		2年生	358	386	370	393	383
		3年生	287	270	299	286	300
		4年生	161	142	133	146	136
		5年生	51	44	41	39	42
		6年生	19	15	7	6	6
		合計	1,336	1,290	1,313	1,326	1,311
	B 確保方策	1,284	1,308	1,388	1,397	1,424	
B－A		▲ 52	18	75	71	113	

単位：人（A：利用人数 B：受け入れ枠）

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
西部	A 量の見込み	1年生	567	524	542	573	556
		2年生	442	501	459	475	500
		3年生	387	347	385	353	362
		4年生	173	191	172	190	171
		5年生	42	43	48	39	43
		6年生	8	3	4	3	1
		合計	1,619	1,609	1,610	1,633	1,633
	B 確保方策		1,509	1,589	1,615	1,615	1,720
	B－A		▲110	▲20	5	▲18	87
中部	A 量の見込み	1年生	293	298	306	279	279
		2年生	256	254	258	261	238
		3年生	185	196	193	196	197
		4年生	91	95	100	96	96
		5年生	34	26	25	25	22
		6年生	9	8	5	6	3
		合計	868	877	887	863	835
	B 確保方策		852	932	932	932	958
	B－A		▲16	55	45	69	123
東部	A 量の見込み	1年生	581	589	584	573	624
		2年生	419	512	514	512	498
		3年生	332	323	389	392	388
		4年生	176	166	158	190	193
		5年生	45	43	42	35	43
		6年生	10	8	5	3	0
		合計	1,563	1,641	1,692	1,705	1,746
	B 確保方策		1,544	1,567	1,602	1,652	1,845
	B－A		▲19	▲74	▲90	▲53	99
北部	A 量の見込み	1年生	320	329	324	293	306
		2年生	184	262	269	262	237
		3年生	160	127	184	186	181
		4年生	90	83	65	93	94
		5年生	24	26	25	18	22
		6年生	14	5	6	2	1
		合計	792	832	873	854	841
	B 確保方策		902	914	940	940	973
	B－A		110	82	67	86	132

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第2期計画の実績

単位：人（量の見込み：利用人数）

			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	低学年	4,996	5,053	5,093	4,960	4,884
		高学年	954	1,017	1,086	1,183	1,104
		合計	5,950	6,070	6,179	6,143	5,988
	実績	需要数	6,089	5,802	5,980	6,106	6,167
		確保数	5,617	5,575	5,637	5,727	5,765
南部	量の見込み	低学年	1,293	1,191	1,243	1,234	1,211
		高学年	273	290	313	346	344
		合計	1,566	1,481	1,556	1,580	1,555
	実績	需要数	1,594	1,337	1,370	1,411	1,397
		確保数	1,451	1,263	1,283	1,314	1,323
西部	量の見込み	低学年	1,117	1,280	1,280	1,282	1,278
		高学年	176	203	218	230	205
		合計	1,293	1,483	1,498	1,512	1,483
	実績	需要数	1,335	1,407	1,509	1,593	1,608
		確保数	1,226	1,392	1,393	1,445	1,481
中部	量の見込み	低学年	835	829	796	737	727
		高学年	155	156	172	184	164
		合計	990	985	968	921	891
	実績	需要数	836	852	841	846	895
		確保数	790	792	789	808	818
東部	量の見込み	低学年	1,166	1,157	1,178	1,135	1,125
		高学年	225	250	256	292	267
		合計	1,391	1,407	1,434	1,427	1,392
	実績	需要数	1,501	1,470	1,473	1,468	1,492
		確保数	1,386	1,392	1,394	1,383	1,386
北部	量の見込み	低学年	585	596	596	572	543
		高学年	125	118	127	131	124
		合計	710	714	723	703	667
	実績	需要数	823	736	787	788	775
		確保数	764	736	778	777	757

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、一定期間、養育・保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	近年の利用実績（要支援児童等の利用人数）に、虐待相談件数（家庭児童相談室）の増減率を乗じ、量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	施設の1日当たりの最大利用人数は6人で、本事業のほか子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の利用者も含みます。 特に、年間のうち需要の多い休日の利用をはじめ、社会情勢に対応した柔軟な利用枠の確保に努めます。

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	469	472	475	478	481
確保方策	・需要の多い休日の利用枠の確保 ・社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保				

<参考> 第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	359	379	400	423	449
利用実績	311	395	512	528	

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	原則生後 60 日までの乳児がいる全家庭に妊産婦・新生児訪問指導員、赤ちゃん訪問員、保健師が訪問し、不安や悩みの相談を受けるとともに、養育環境を把握し、必要に応じて子育て支援情報の提供等を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 43 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	すべての乳児のいる家庭に訪問するため、出生数（見込み）を量の見込みとして設定します。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人（訪問人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	4,026	4,010	3,998	3,983	3,969
確保方策	実施体制：妊産婦・新生児訪問指導員（助産師） 赤ちゃん訪問員（看護師） 地区担当保健師				

<参考> 第2期計画の実績

単位：人

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4,674	4,545	4,422	4,335	4,224
訪問実績	4,433	4,334	4,067	4,039	

(6) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止に努めます。 ⇒ 事業掲載 第4章 73 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	過去の実績（直近 5 か年）の平均件数に対し、本市の要保護児童数及び市川児童相談所（船橋支所）で取り扱った本市の児童虐待件数の増加率を考慮して算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人（実人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	26	28	30	32	35
確保方策	訪問員（助産師等）を派遣する				

<参考> 第2期計画の実績

単位：人（実人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	18	20	22	24	26
訪問実績	36	34	60	40	

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	市内に2か所ある子育て支援センターにおいて、遊びの場の提供や子育てのアドバイス、情報提供を行います。 また、市内に21か所ある児童ホームにおいて、遊びの場の提供とともに、親子の集いや親子教室等の事業を開催しています。 ⇒ 事業掲載 第4章 46 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	提供区域ごとに、就学前児童人口に対する利用人数の割合（実績）を、将来の就学前児童人口に乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	育児の不安や悩みを相談できる拠点として、子育て支援センター及び児童ホームの事業内容の充実とともに実施体制を確保します。

単位：人（延べ利用人数）

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	量の見込み	子育て支援センター	21,775	21,140	20,761	20,412	20,271
		児童ホーム	122,919	119,290	117,112	115,116	114,309
		合計	144,694	140,430	137,873	135,528	134,580
	確保方策（施設数）		23 か所	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所
南部	量の見込み	子育て支援センター	8,185	7,956	7,820	7,695	7,643
		児童ホーム	15,005	14,585	14,337	14,107	14,012
		合計	23,190	22,541	22,157	21,802	21,655
	確保方策（施設数）		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
西部	量の見込み	子育て支援センター	3,693	3,584	3,520	3,460	3,437
		児童ホーム	29,677	28,808	28,293	27,812	27,620
		合計	33,370	32,392	31,813	31,272	31,057
	確保方策（施設数）		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
中部	量の見込み	子育て支援センター	3,214	3,117	3,056	3,003	2,981
		児童ホーム	18,272	17,721	17,379	17,077	16,950
		合計	21,486	20,838	20,435	20,080	19,931
	確保方策（施設数）		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
東部	量の見込み	子育て支援センター	3,320	3,222	3,163	3,109	3,086
		児童ホーム	38,843	37,693	37,002	36,372	36,110
		合計	42,163	40,915	40,165	39,481	39,196
	確保方策（施設数）		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
北部	量の見込み	子育て支援センター	3,363	3,262	3,201	3,145	3,124
		児童ホーム	21,122	20,483	20,101	19,748	19,617
		合計	24,485	23,745	23,302	22,893	22,741
	確保方策（施設数）		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

＜参考＞第2期計画の実績

		単位：人（延べ利用人数）				
		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	181,186	181,385	181,600	181,828	179,779
	利用実績	子育て支援センター	8,416	16,626	20,883	23,236
		児童ホーム	43,952	98,875	120,709	129,806
		合計	52,368	115,501	141,592	153,042
	施設数	23 か所	23 か所	23 か所	23 か所	
南部	量の見込み	31,482	32,213	32,954	33,695	33,631
	利用実績	子育て支援センター	3,890	6,428	7,918	8,593
		児童ホーム	6,008	11,128	13,388	16,055
		合計	9,898	17,556	21,306	24,648
	施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	
西部	量の見込み	37,459	37,415	37,369	37,321	37,018
	利用実績	子育て支援センター	1,280	2,916	3,931	3,975
		児童ホーム	9,928	23,866	30,755	33,596
		合計	11,208	26,782	34,686	37,571
	施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	
中部	量の見込み	27,674	27,221	26,759	26,308	25,850
	利用実績	子育て支援センター	1,254	3,285	3,590	3,597
		児童ホーム	7,517	18,903	22,262	20,786
		合計	8,771	22,188	25,852	24,383
	施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
東部	量の見込み	56,960	57,459	57,971	58,485	57,836
	利用実績	子育て支援センター	823	1,648	2,514	3,572
		児童ホーム	13,094	26,742	32,387	37,303
		合計	13,917	28,390	34,901	40,875
	施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
北部	量の見込み	27,611	27,077	26,547	26,019	25,444
	利用実績	子育て支援センター	1,169	2,349	2,930	3,499
		児童ホーム	7,405	18,236	21,917	22,066
		合計	8,574	20,585	24,847	25,565
	施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	

(8) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

- A 幼稚園型Ⅰ等
- B 幼稚園型Ⅱ

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

- A 保育所等における一時預かり事業
- B ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童のみ）
- C 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

① 一時預かり事業（幼稚園型）

A 幼稚園型Ⅰ等

事業概要	保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児について、通園する幼稚園において、教育時間を超えて一時的に預かり、必要な保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の利用実績をもとに平均増加率を算出し、需要は令和6年度（2024年度）から毎年同程度増加していくと見込み算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	212,598	214,929	217,285	219,666	222,074

<参考> 第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	221,041	229,265	237,819	246,723	255,986
利用実績	169,027	204,035	216,568	208,013	

B 幼稚園型 II

事業概要	保育が必要な満3歳未満児の幼児を対象に、一部の幼稚園で定期的な預かりを行います。3歳児以降につきましても継続的に幼稚園に通うことができ、長時間の預かり保育を利用することが可能です。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み算定の考え方	令和5年度（2023年度）の実績をもとに量の見込みを算定しました。
確保方策算定の考え方	施設毎の利用定員に年間実施日数を乗じて算定しました。

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	5,259	5,259	5,259	5,259	5,259
確保方策	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200

＜参考＞第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み					
利用実績		938	4,124	5,259	

※本事業は令和3年度10月より開始しました。

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

A 保育所等における一時預かり事業

事業概要	保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に幼稚園・保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	5行政ブロック
量の見込み 算定の考え方	令和5年（2023年）4～6月分と令和6年（2024年）4～6月分の実績の増加率から令和6年度（2024年度）の量の見込みを算出した上、令和6年度（2024年度）からは人口減少率と同程度に減少していくと見込み算定しました。
確保方策 算定の考え方	令和元年度（2019年度）と令和6年度（2024年度）の実施施設数を比較し、減少施設分の利用者数を令和元年度（2019年度）の実績から減少させて算定しました。

単位：人（延べ利用人数）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	量の見込み	19,189	18,625	18,289	17,978	17,852
	確保方策	27,919	27,919	27,919	27,919	27,919
南部	量の見込み	3,646	3,539	3,475	3,416	3,392
	確保方策	5,305	5,305	5,305	5,305	5,305
西部	量の見込み	5,373	5,215	5,121	5,034	4,999
	確保方策	7,817	7,817	7,817	7,817	7,817
中部	量の見込み	2,303	2,235	2,195	2,157	2,142
	確保方策	3,350	3,350	3,350	3,350	3,350
東部	量の見込み	4,605	4,470	4,389	4,315	4,284
	確保方策	6,701	6,701	6,701	6,701	6,701
北部	量の見込み	3,262	3,166	3,109	3,056	3,035
	確保方策	4,746	4,746	4,746	4,746	4,746

<参考>第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	33,062	33,703	34,504	35,480	36,646
	利用実績	16,787	13,430	15,899	17,637	
南部	量の見込み	3,160	3,217	3,290	3,384	3,497
	利用実績	1,419	1,903	2,019	2,710	
西部	量の見込み	11,970	12,341	12,793	13,330	13,962
	利用実績	5,547	4,821	5,913	6,764	
中部	量の見込み	2,894	2,960	3,043	3,144	3,265
	利用実績	615				
東部	量の見込み	5,630	5,715	5,830	5,979	6,165
	利用実績	2,547	2,173	2,692	3,217	
北部	量の見込み	9,408	9,470	9,548	9,643	9,757
	利用実績	6,659	4,533	5,275	4,946	

B ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童のみ）

事業概要	幼稚園・保育所等の開始前後の預かりや送迎、保護者の体調不良等による預かり等、「子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」が会員となり、地域での会員相互の援助活動を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	新型コロナウイルス感染症による利用の増減の影響を抑えるため、平成28年度（2016年度）から令和5年度（2023年度）の利用人数の増減率をもとに、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの増減率を算出し、これを実績数に乗じて量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	9,744	10,626	11,588	12,637	13,781

＜参考＞第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	7,265	7,518	7,781	8,052	8,333
利用実績	3,433	5,757	5,070	8,193	

C 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった児童について、平日の夜間又は休日に養育・保護を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	近年の利用実績（要支援児童等の利用人数）に、虐待相談件数（家庭児童相談室）の増減率を乗じ、量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	施設の1日当たりの最大利用人数は6人で、本事業のほか子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の利用者も含みます。 特に、年間のうち需要の多い休日の利用をはじめ、社会情勢に対応した柔軟な利用枠の確保に努めます。

単位：人（延べ利用人数）					
市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	129	132	134	137	140
確保方策	・ 需要の多い休日の利用枠の確保 ・ 社会情勢に応じた柔軟な利用枠の確保				

＜参考＞第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）					
市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	139	153	168	184	202
利用実績	137	149	123	124	

(9) 病児保育事業

事業概要	●病児・病後児対応型 病状の急変はないものの病気の回復期に至っていない場合や、病気の回復期にある場合に、幼稚園・保育所等での集団保育や家庭での保育ができない期間、一時的にこどもを預かる事業です。 ●体調不良児対応型 保育所等に在園する児童が保育中に発熱等による体調不良となった場合において、隔離された専用のスペースにおいて看護師が保育することで、安心かつ安全な体制を確保する事業です。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	●病児・病後児対応型 5行政ブロック ●体調不良児対応型 市全体
量の見込み 算定の考え方	●病児・病後児対応型 第2期計画の期間のうち、令和4年度（2020 年度）までは新型コロナウイルス感染症の流行により利用者数が大幅に減少していたことから、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、利用者数が回復した令和5年度（2023 年度）の利用人数をもとに、利用対象者数（保育の需要数と放課後ルームの需要数を合算した数値）に対する利用見込み率を算出し、令和7年度（2025 年度）から令和11年度（2029 年度）の利用対象者数に乗じて算定しました。 ●体調不良児対応型 既に開設された保育所等において実施する付帯的なサービスであることや、広く地域の児童を対象とするものではなく、当該保育所等に在園する児童を対象とするものであることに鑑み、現時点（令和6年7月1日時点）での実施施設数を維持するものとし、令和2年度（2020 年度）から令和5年度（2023 年度）までの実績（1施設あたりの利用人数）の平均を実施施設数に乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	●病児・病後児対応型 施設毎の利用定員に令和5年度（2023 年度）の開所日数を乗じて算定しました。 ●体調不良児対応型 定員を設けた受け入れではなく、利用申込に応じて受け入れを行っているため、量の見込みと同数としました。

●病児・病後児対応型

単位：人（延べ利用人数）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全体	量の見込み	2,003	2,012	2,043	2,050	2,077
	確保方策	6,867	6,867	6,867	6,867	6,867
	実施施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
南部	量の見込み	493	490	497	501	507
	確保方策	1,374	1,374	1,374	1,374	1,374
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
西部	量の見込み	532	528	533	538	547
	確保方策	873	873	873	873	873
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
中部	量の見込み	269	270	272	271	272
	確保方策	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
東部	量の見込み	477	486	496	498	508
	確保方策	873	873	873	873	873
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
北部	量の見込み	232	238	245	242	243
	確保方策	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

●体調不良児対応型

単位：人（延べ利用人数）

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み		10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
確保方策						
実施施設数		79 か所	79 か所	79 か所	79 か所	79 か所

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

<参考>第2期計画の実績

単位：人（延べ利用人数）

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	2,012	2,078	2,138	2,162	2,166
	利用実績	377	1,154	1,174	1,968	
	実施施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	
南部	量の見込み	524	535	562	578	582
	利用実績	162	440	417	612	
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
西部	量の見込み	500	533	546	555	559
	利用実績	4	35	34	56	
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
中部	量の見込み	301	305	307	303	302
	利用実績	85	380	469	957	
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
東部	量の見込み	466	480	496	501	502
	利用実績	7	48	33	64	
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
北部	量の見込み	221	225	227	225	221
	利用実績	119	251	221	279	
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

事業概要	放課後ルーム、習い事等への送迎、保護者の体調不良等による預かり等、「子育てのお手伝いをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）」が会員となり、地域での会員相互の援助活動を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	新型コロナウイルス感染症による利用の増減の影響を抑えるため、平成28年度（2016年度）から令和5年度（2023年度）の就学後全体の利用人数の増減率をもとに、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの増減率を算出し、これを実績数に乗じて量の見込みを算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

●低学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	2,103	2,097	2,092	2,087	2,082

●高学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	658	656	654	653	651

<参考>第2期計画の実績

●低学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	4,027	4,245	4,474	4,715	4,970
利用実績	1,780	2,510	2,831	2,113	

●高学年

単位：人（延べ利用人数）

市全体	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	187	181	176	171	166
利用実績	224	255	330	661	

(11) 妊婦健康診査事業

事業概要	妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な出産ができるよう、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施します。 ⇒ 事業掲載 第4章 42 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）における量の見込みの算定に使用した出生数（見込み）に令和5年度（2023 年度）の妊婦健康診査受診率 98.1%を乗じて算定しました。健康診査回数は、受診票交付者数に平均受診回数 12.1 回を乗じて算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：上段：人、下段：回

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	受診票 交付者数	3,950	3,934	3,922	3,907	3,894
	健康診査 回数	47,795	47,601	47,456	47,275	47,117
確保方策		実施場所：千葉県内・県外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める標準的項目				

<参考>第2期計画の実績

単位：上段：人、下段：回

市全体		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量 の 見 込 み	受診票 交付者数	4,589	4,463	4,342	4,256	4,147
	健康診査 回数	57,362	55,787	54,275	53,200	51,837
実績	受診票 交付者数	4,731	4,473	4,512	4,351	
	健康診査 回数	55,416	54,003	52,646	51,736	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成します。

また、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費に係る費用を保護者の世帯所得の状況等を勘案して助成します。

⇒ 事業掲載 第4章 67 ページ

(13) 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

事業概要

多様な事業者の新規参入を促進するため、新規参入事業者に対し、事業開始前後における事業運営等に関する相談・助言など支援を行います。

⇒ 事業掲載 第4章 29 ページ

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止に努めます。

⇒ 事業掲載 第4章 73 ページ

提供区域

市全体

量の見込み
算定の考え方

過去の実績（直近 5 か年）の平均件数に対し、本市の要保護児童数及び市川児童相談所（船橋支所）で取り扱った本市の児童虐待件数の増加率を考慮して算定しました。

確保方策
算定の考え方

量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人（実人数）					
市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	16	17	18	19	21
確保方策	訪問員（ヘルパー等）を派遣する				

(15) 児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家族が抱える多様な課題に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家族の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。 ⇒ 事業掲載 第4章 35 ページ及び75 ページ
------	---

(16) 親子関係形成支援事業

事業概要	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 73 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	過去の実績（直近 3 か年）の平均件数に対し、本市の要保護児童数及び市川児童相談所（船橋支所）で取り扱った本市の児童虐待件数の増加率を考慮して算定しました。
確保方策 算定の考え方	職員が親子関係形成支援プログラム資格習得の研修を受講し、事業実施に必要な人材の養成を行います。

単位：人（参加者数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	19	21	23	25	27

(17) 産後ケア事業

事業概要	産後、家族等からの支援を受けられない・育児に対して不安があるなど、育児支援を必要とする方に対し、産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 43 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	産婦数の見込みに対し、利用見込産婦数や、平均利用日数を考慮して算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：人日（延べ日数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	1,907	1,892	1,881	1,867	1,853

(18) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や伴走型相談支援を行います。妊婦のための支援給付で行う経済的支援と伴走型支援を組み合わせることにより、効果的な妊娠期からの切れ目ない支援を行います。 ⇒ 事業掲載 第4章 43 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	0歳児の見込みをもとに、面談の実施回数を考慮して算定しました。
確保方策 算定の考え方	量の見込みに対応するための実施体制を確保します。

単位：回（面談実施回数）

市全体	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み 確保方策	8,543	8,541	8,540	8,487	8,456

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	普段保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労等の要件を問わず保育所等への通園を可能とし、年齢の近い他児とのかかわりを通じて、こどもの成長発達の促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図ります。 ⇒ 事業掲載 第4章 51 ページ
提供区域	市全体
量の見込み 算定の考え方	未就園児見込みや、月の利用時間、アンケート調査のニーズ等を勘案して算定しました。
確保方策 算定の考え方	既存施設を活用し、量の見込みに見合った事業量の確保を図ります。

単位：人日（延べ人数）

市全体		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳児	量の見込み	42	42	41	40	40
	確保方策	10	16	24	32	40
1歳児	量の見込み	52	50	48	46	44
	確保方策	10	18	26	35	44
2歳児	量の見込み	46	43	40	37	35
	確保方策	10	14	21	28	35

第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

本計画第4章の各基本施策の取り組み及び第5章の確保方策については、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その内容を船橋市子ども・子育て会議に報告し、公表します。

2. 計画の推進とともに対応を検討する事項

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、算定した量の見込みが実績値と比較し大きく乖離する場合は、実際の利用状況や実績値の推移の傾向等を把握したうえで、必要に応じて見直しを行います。

また、就学前児童人口の減少等により、教育・保育施設や地域型保育事業において需要量が低下し、特定の地域で供給過剰となった場合又は供給過剰となることが見込まれる場合には、教育・保育施設等の認可を行わないことや定員を引き下げること等によって供給量の適正化を図ることを、必要に応じて検討します。

なお、こども基本法に基づく市町村こども計画を策定する場合、これを関連計画として位置づけ、本計画と相互に参照し合うことを、必要に応じて検討します。

資料編

1. 用語解説

※令和6年（2024年）4月以降の事業内容で記載しています。

あ行

○**育児休業制度** いくじきゅうぎょうせいど 労働者が事業主に申し出ることにより、原則として子どもが1歳に達するまでの間、その子どもを養育するために休業できる制度。

○**意見表明等支援事業** いけんひょうめいとうしえんじぎょう 社会的養護や一時保護中の子どもや若者が自分の意見を安心して表明できるように支援する事業。

○**遺児手当** いしてあて 両親、父若しくは母が死亡した、義務教育終了前の児童に対して、生活の安定と健全な育成を支援するための手当。

○**一時保護** いちじほご 子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図ること及び子どもの心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため、必要に応じて子どもを家庭から離し、一時的に保護すること。

○**一般事業主行動計画** いっぱんじぎょうぬしこうどうけいかく 次世代育成支援対策推進法において、従業員が101人以上の企業に策定・公表を義務付けている、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための計画。なお、100人以下の企業についても策定に努めることとされている。

○**医療的ケア** いりょうてき 胃ろうからカテーテルを通して胃に直接栄養を注入する経管栄養や、鼻や切開した喉元にチューブを挿入してたんを吸引するなどの、医療的な生活援助行為。

○**医療的ケア児等コーディネーター** いりょうてき じどう 保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族を繋いでいる。

○**SNS相談@船橋** そうだん ふなばし 幅広い世代で日常的なコミュニケーションツールとして利用されている SNS（LINE）を活用した無料相談事業。

○**親子交流** おやここうりゅう こどもと離れて暮らしている父母の一方がこどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。面会交流ともいう。

か行

○**学習支援事業** がくしゅうしえんじぎょう 生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯等の中学生を対象に、個別に学習指導を行うほか、進学、進路、その他の相談を行う事業。

○**確認（制度）** かくにん せいど 教育・保育施設や、地域型保育事業を行う者及び子ども・子育て支援施設等に対して、その申請に基づき、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となることを確認すること及びその制度。

○**各保健センターでの窓口健康相談** かくほけん まどぐちけんこうそうだん 保健センターにおいて、妊産婦や母子の妊娠・出産・子育てに関する相談や、心身の発達・健康に関する相談を行う事業。

○**確保方策** かくほほうさく 量の見込みに対応する、教育・保育などの将来の提供体制と実施時期の見込み。

○**家庭教育セミナー** かていきょうい こどもが健全に成長するための家庭教育の果たす役割等に関して、PTA 等と連携し公民館で開催するセミナー。

○**家庭教育相談事業** かていきょういくそうだんじぎょう 幼児から高校生までの保護者を対象に、しつけや不登校等の家庭教育上の悩みや問題について、家庭教育指導員等が、電話相談や、公民館等において面接相談を行う事業。

○**家庭児童相談室** かていじどうそうだんしつ 家庭における養育や児童虐待等に関する相談に応じ、必要な調査、訪問等を行う市の機関。

○**家庭的保育事業** かていきょうい 家庭的保育者が、自宅の居室等を保育室として使い、保護者に代わって家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。地域型保育事業の一つ。

1. 用語解説

○**帰国・外国人児童生徒の教育に関する相談** 公立小学校・中学校への受け入れ、適応、日本語指導に関する相談を行う事業。

○**休日保育事業** 保育所等の在園児が保護者の就労等により、1月1日から3日を除く日曜及び祝日（振替休日を含む）、年末（12月29日から31日まで）に、家庭において保育を受けることができない場合に、保護者に代わり保育を実施する事業。

○**教育相談** 主として市内在住の小・中学生及び保護者、教職員を対象に、学校生活、家庭生活、心身障害に関する問題について、総合教育センターが相談、援助、助言を行う。

○**教育・保育施設** 幼稚園、保育所、認定こども園の総称。

○**教育・保育施設等の利用支援（基本施策3）** 発達において支援が必要なこどもが教育・保育施設等を利用する際に、健康保育研究協議会の意見を取り入れ、集団生活において安全に、安心して過ごせるよう支援を行う。

○**教育・保育施設等の利用支援（基本施策7）** ひとり親家庭が子育てと就業を両立しながら安心して生活できるよう、教育・保育施設等を適切に利用するための支援を行う。

○**居宅訪問型保育事業** こどもの障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う。地域型保育事業の一つ。
※認可外保育施設の居宅訪問型保育事業（ベビシッター）とは別。

○**結婚新生活支援事業** 結婚して新生活を始める若年世帯に対し、住居確保に係る初期費用を助成する事業。

○**健康講座（母子）** 保護者の育児不安の解消や、正しい知識の普及等のため、保健センターに講師を招いて開催する講座。

○**高校生キャリア支援事業** 児童扶養手当受給世帯、生活保護受給世帯、就学援助認定相当の収入の

世帯等の高校生に対して、学習サポーターによる悩み相談や、進路に関するテーマに精通した専門家によるセミナーなどのイベントを提供する事業。

○**高等職業訓練促進給付金事業** ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため、養成機関で6か月以上修業する場合に、一定期間、給付金を支給する事業。

○**子育てサロン** 主に未就園児の親子を対象とした、子育てに関する情報交換や育児相談、親子同士の交流ができる場。地区社会福祉協議会が実施している。

○**子育て支援センター** 子育てに関するアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会やこどもの遊びの場を提供する地域子育て支援拠点。

○**子育て世代包括支援センター（ふなここ）** 保健師等が妊娠期から子育て期に関する相談に応じたり、関係機関と連携を取りながら支援を行う窓口。

○**子ども医療費助成** 0歳から高校3年生の年齢（18歳到達後最初の3月31日）までのこどもの医療費の一部を助成する事業。自己負担金は、市民税所得割非課税世帯を除き、入院1日300円、通院1回300円（保険調剤は無料）。

○**こども家庭センター** 母子保健と児童福祉の機能を統合し、妊産婦や子育て世帯、こどもに対して、相談・助言・情報提供を行い、関連機関と連携した包括的な支援等を行う施設。

○**こども基本法** 令和5年（2023年）4月に施行された、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すための包括的な基本法。

○**子ども・子育て会議（地方版子ども・子育て会議）** 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例により設置する合議制の機関。船橋市では、平成25年（2013年）9月に設置。

○**子ども・子育て関連3法** 平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（通称：認

定こども園法の一部改正法)、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称。

○**子ども・子育て支援施設等** こ こそだ しえんしせつとう 認定こども園(国立、公立大学法人立)、幼稚園(私学助成)、特別支援学校幼稚部、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の総称。

○**子ども・子育て支援法** こ こそだ しえんほう 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及びこどもやこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。

○**こども大綱** たいこう 令和5年(2023年)12月に閣議決定された、すべてのこどもが健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会を目指すための政府全体のこども施策の基本的な方針を定めたもの。

○**こどもの自習スペース提供事業** じしゅう ていきょうじぎょう こどもたちの学習の促進を図ることを目的として、市内の24公民館のフリースペース等を活用して自習スペースを提供する事業。

○**こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律** ひんこん かいしょう ほうりつ 平成25年(2013年)に制定された、こどもの貧困を解消し、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を目指すための法律。令和6年(2024年)に改正され、現在の名称となった。

○**こども発達相談センター** はつたつそうだん 心理発達相談員、言語聴覚士等が、就学前のこどもの発達に関する心配事の相談に応じる公設施設。

○**こどもまんなか社会** しゃかい すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来わたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指す取り組み。

○**里親制度** さとおやせいど 保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができないこどもを保護者に代わって、一時的あるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育するための制度。

○**サポートルーム** 総合教育センターに相談をしている児童生徒を対象に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・指導を行い、社会的自立へ向けての支援をする事業。

○**産婦健康診査** さんぶけんこうしんさ 産後間もない母親の心身の健康保持や、産後うつ病の予防等を図るため、出産後に行う健康診査。

○**市営住宅** しえいじゅうたく 住宅に困っている一定基準以下の所得の方に対して、低廉な家賃で提供される公営住宅。

○**資格取得支援事業** しかくしゅとくしえんじぎょう 保育士試験に合格したのち市内の保育所等に保育士として、継続して1年以上勤務する見込みの人を対象として、保育士試験受験のために要した講座受講費用の一部を補助する事業。

○**事業所内保育事業** じぎょうしょないほいくじぎょう 事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の3号認定を受けたこどもの保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**次世代育成支援対策推進法** じせだいいくせいしえんたいさくすいしんほう 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年(2003年)7月に制定された法律。当初は平成27年(2015年)3月31日までの時限立法であったが、2度改正され、令和17年(2035年)3月31日まで延長となった。

○**施設型給付費** しせつがたきゅうふい 特定教育・保育施設を対象とした給付。

○**施設等利用費** しせつとうりようひ 幼児教育・保育の無償化の対象者が、特定子ども・子育て支援施設等において、対象となるサービス等を利用した際に受ける給付。

1. 用語解説

○**児童虐待** じどうぎやくたい 保護者等が児童に対し行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の総称。

○**児童相談所** じどうそうだんじょ こどもに関する相談に応じ、こどもが心身ともに健やかに育つことができるようこどもや家庭を援助する機関。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市も設置することができる。

○**児童手当** じどうてあて 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資することを目的に、高校生年代（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している家庭に支給される手当。

○**児童発達支援事業** じどうはつたつしえんじぎょう 未就学の障害のあるこどもを通所させて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行う事業。

○**児童発達支援センター** じどうはつたつしえん 児童発達支援事業に加え、地域支援を行う中核的な療育支援施設。

○**児童扶養手当** じどうふようてあて ひとり親家庭及び祖父母等の養育者の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。

○**児童ホーム** じどう 0歳から18歳未満の児童が、誰でも自由に遊べる施設。児童館。地域子育て支援拠点として子育てに関する情報提供や保護者同士の交流の機会を提供している。

○**児童養護施設** じどうようごしせつ 保護者のいない児童や、家庭環境が不適切で養護が必要な児童を保護し、養育するための施設。

○**市民公益活動公募型支援事業** し みんこうえきかつどうこうほがたしえんじぎょう 市民活動団体から提案のあった、公益性や必要性等があるとされた事業に対して支援金を交付する事業。

○**社会的養護自立支援拠点事業** しゃかいてきようごじりつしえんきよてんじぎょう 措置解除者等や虐待経験がありながらも、公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言等により、将来の自立に結

びつけることを目的とした事業。

○**就学援助** しゅうがくえんじょ 経済的な理由で、学校で必要となる諸経費について支払うことが困難な保護者に対して、その一部を援助する制度。

○**就学时健診等における子育て学習** しゅうがく けんしんとう こそだ がくしゅう 就学时健康診断や学校説明会に合わせて、市内全ての小学校で実施する、子育てに関する講演会。

○**就学相談** しゅうがくそうだん 障害のある、又はあるかもしれない幼児、児童、生徒の就学に関する相談。総合教育センターにおいて行う。

○**就学相談会** しゅうがくそうだんかい 特別な支援を要するこどもの就学及び教育に関する相談。総合教育センターにおいて、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図り開催している。

○**就業継続に資する研修事業** しゅうぎょうけいぞく し けんしゅうじぎょう 市内で勤務する保育士の就業継続を支援するため、文章の書き方やコミュニケーション能力の向上等さまざまなテーマの研修を開催する事業。

○**就業・自立支援センター事業** しゅうぎょう じりつしえん じぎょう ひとり親家庭等及びその児童や離婚前の方の就業を効果的に促進するために実施する事業。

○**就職準備・離転職セミナー** しゅうぎょうじゅんび りてんしよく ひとり親家庭等及びその児童や離婚前の方を対象に開催する就職・転職活動等に関するセミナー。

○**住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅** じゅうたくかくほようはいりょしやえんかつにゅうきやうちんだいじゅうたく 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等、住宅の確保に配慮が必要な人々の入居を拒まない住宅。

○**巡回相談** じゅんかいそうだん こども発達相談センターの専門職員が市内の幼稚園・保育所などを巡回し、施設職員に対して、発達の気になるこどもへの対応等に関する相談を行う。

○**障害児通所支援** しょうがいじつうしよしえん 未就学児が利用する児童発達支援や、就学児が利用する放課後等デイサービス等の

支援。

○**障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助** 障害児等の幼児教育・保育の充実を図るため、障害児等を受け入れている幼稚園や私立保育所、認定こども園等に対し交付する補助金。

○**障害児等療育支援事業** 在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、訪問・外来により相談を行う。また、施設職員等に対して療育に関する技術指導を実施するほか、各種サービス利用の援助・調整等を行う事業。

○**障害児福祉手当** 在宅で20歳未満の常時介護を必要とする心身障害児に支給する手当（所得制限あり）。

○**障害児を対象とした一時預かり事業** 障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、障害児を対象とした一時預かり事業である、短期入所（障害福祉サービス）、日中一時支援（地域生活支援サービス事業）、心身障害者一時介護料の助成を実施している。

○**小中学校一宮ふれあいキャンプ** 不登校及び不登校傾向を持つ児童生徒、関係諸機関に通所する児童生徒、並びにそれらの保護者にキャンプへの参加を勧める活動を展開し、現状から動き出そうとするきっかけや、新たな目標づくりの機会の場とする事業。

○**小規模保育事業** 少人数（6人以上19人以下）の保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**自立支援教育訓練給付金事業** ひとり親家庭の親が、介護職員初任者研修等の技能習得や資格取得のため、指定講座を受講する場合に、受講料の一部を助成する事業。

○**自立支援プログラム策定事業** ひとり親家庭の親と離婚前の方の経済的自立を促進するため、それぞれの状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を行う事業。

○**心身障害児福祉手当** 在宅で20歳未満の心身障害児を監護している保護者に支給する手当（併給制限あり）。

○**スクールカウンセラー事業** 市立小・中・高校及び特別支援学校全校に、公認心理師・臨床心理士の資格や豊富な相談経験を持つスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に応じる事業。心や体の悩みやいじめ、不登校等さまざまな問題の未然防止、早期発見、解決につなげていく。

○**スクールソーシャルワーカー事業** 総合教育センターに、福祉の専門的な知識や経験を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、市立学校に通う児童・生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向けた支援を行う事業。

○**生活困窮者住居確保給付金** 離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由や都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又はそのおそれのある方に、一定期間、家賃額相当分の給付金を支給する制度。令和7年（2025年）4月からは家賃が低廉な住宅への転居費用も対象となる。

○**生活困窮者自立相談支援事業（「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」）** たくさんの課題が複雑にからみ合いどこに相談したらよいかわからない場合や、生活に困窮している場合など、内容を限定せず無料で相談を受け、関係機関と連携して、解決できる方法を考え、寄り添った支援を行う事業。

○**生活保護** 病気や失業などで収入がなくなったり、あるいは減少して生活に困った人が、自分の資産や能力を活用したり、親族の援助を受けたりしてもなお、暮らしていけない場合に、その程度に応じて最低限の生活を保障して、自立できるように援助する制度。

○**青少年の問題行動に関する相談** 小学校就学の始期から19歳までの青少年を相談対象として、家庭での教育やしつけ、こどもの学校生活、家族関

1. 用語解説

係をはじめこどもや家庭に関する相談を受ける事業。

た行

○**男女共同参画** だんじょうきょうどうさんかく 男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できること。

○**地域型保育給付費** ちいきがたほいくきゅうふひ 特定地域型保育事業を対象とした給付。

○**地域型保育事業** ちいきがたほいくじぎょう 少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とするこどもを預かる、児童福祉法に基づき市町村が認可する事業の総称。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がある。

○**地域子ども・子育て支援事業** ちいきこ こそだ しえんじぎょう 市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

○**地域生活支援サービス事業** ちいきせいかつしえん じぎょう 障害者等日中一時支援事業、障害者等移動支援事業、重度身体障害者等入浴サービス事業、重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業、重度障害者等就労支援特別事業のこと。

○**地域福祉活動助成金** ちいきふくしかつどうじょせいきん 地域福祉の推進を図ることを目的に、船橋市福祉基金の運用益等を活用して、市民活動団体が行う地域福祉活動に対して必要な費用の一部を助成する制度。

○**地区健康教育** ちくけんこうきょういく 児童ホームや自治会館等を利用して行う、心身の健康や育児等に関する学習会。

○**地区健康相談** ちくけんこうそうだん 公民館等において、乳幼児の心身発達や健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。

○**特定教育・保育施設** とくていきょういく ほいくしせつ 施設型給付費の支給対象となる施設として、市町村長の確認を受けた教育・保

育施設。

○**特定子ども・子育て支援施設等** とくていこ こそだ しえんしせつとう 施設等利用費の支給対象となる施設等として、市町村長の確認を受けた子ども・子育て支援施設等。

○**特定地域型保育事業** とくていちいきがたほいくじぎょう 地域型保育給付費の支給対象となる事業を行う者として、市町村長の確認を受けた事業者が行う地域型保育事業。

な行

○**乳児院** にゅうじいん 主に0歳から2歳までの保護者のいない乳幼児や、家庭での養育が困難な乳幼児を保護し、養育するための施設。

○**乳幼児健康診査** にゅうようじけんこうしんさ 乳幼児の健全な育成を促すとともに、育児不安の軽減や虐待等の早期発見、早期対応を図るために実施する、0歳児乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査。

○**乳幼児歯科健康診査** にゅうようじし けけんこうしんさ 乳幼児期からの歯科疾患予防、歯科保健に関する知識の普及・啓発のため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で併せて実施する歯科健康診査。乳歯列完成の重要な時期に実施する2歳6か月児歯科健康診査（希望者にはフッ化物塗布を実施）。

○**乳幼児歯科保健指導（こどもの歯科相談）** にゅうようじし かほけんしどう こどもし かそうだん 0歳から3歳未満児を対象とした個別歯科保健指導。

○**認可外保育施設** にんかがいほいくしせつ 保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設。

○**認可外保育施設に対する補助** にんかがいほいくしせつ たい ほじょ 認可外保育施設に通園するこどもや職員の健康診断費に対する補助金。

○**妊娠・出産支援プラン** にんしん しゅつさんしえん 母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師等が面談をし、安心して出産や子育てに臨めるよう作成する支援プラン。

○**認定こども園** にんてい こどもえん 就学前のこどもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うことを目的

として、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定こども園法）に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可・認定を受ける施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

○**妊婦歯科健康診査** にんぶし かけんこうしんさ 歯科疾患が重篤化しやすい時期である妊婦を対象に、歯科疾患の早期発見と予防を行う歯科健康診査。

○**妊婦訪問指導** にんぶほうもんしどう 保健指導が必要な妊婦に対し、正しい知識を伝え、妊娠中や育児についての不安の軽減を図るために行う訪問指導等。

は行

○**パソコン技能習得講習** ぎのうしゅうとくこうしゅう ひとり親家庭等及びその児童や離婚前の方を対象に、実践的なパソコンのスキルを身につけることを目的とした講習会。

○**ハッピーサタデー事業** じぎょう こどもがスポーツや文化活動に親しめるよう、原則として毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、地域の団体等と連携を図りながら公民館が主体となり開催する事業。

○**パパ・ママ教室** きょうしつ パパとママになる夫婦が出産を迎えるまでの過ごし方や赤ちゃんの接し方等、出産・育児に関する正しい知識を学ぶ教室。

○**ひとり親家庭** おやかてい 母子家庭及び父子家庭。

○**ひとり親家庭等** おやかていとう ひとり親家庭及び寡婦。

○**ひとり親家庭等医療費助成** おやかていとういりょうひじょせい ひとり親家庭、祖父母等の養育者及びその児童に対して、医療費の一部を助成する。

○**ひとり親家庭向けデイキャンプ** おやかていむ こどもの豊かな心をはぐくむために、ひとり親家庭に自然体験や集団遊びなど、親子交流の体験機会を提供する日帰りのキャンプ。

○**フッ化物塗布・フッ化物洗口** かぶつとふ かぶつせんこう フッ化物には歯質を強化、再石灰化の促進、菌の働きを低下させるといったむし歯予防の働きがあり、専門職が歯に塗布する、洗口剤としてブクブクうがいをする、その他に配合歯磨剤を使用するといった利用方法がある。

○**ブックスタート事業** じぎょう 親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや、こどもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布する事業。

○**ふなっこアプリ（子育て応援・情報アプリ）** こそだ おうえん じょうほう 妊娠・出産から育児までの各種情報を発信するスマートフォン向けアプリ。出産予定日やこどもの年齢、居住地等に応じた情報を受け取ることができるほか、成長の記録、予防接種のスケジュール管理や記録等ができる。

○**ふなっこナビ（子育て応援・情報サイト）** こそだ おうえん じょうほう スマートフォンやパソコンから市内の子育て情報が検索できる情報サイト。

○**ふなっ子メール（子育て支援情報メール配信サービス）** こそだ しえんじょうほう はいしん 広報ふなばしに掲載した子育て情報や、子育てに関するワンポイントアドバイス等を電子メールで配信する事業。

○**ふなばし子育てナビゲーション（子育て情報誌）** こそだ じょうほうし 子育て支援サービスや各種相談窓口、家族で行ける公園、幼稚園・保育所、医療機関の情報等を掲載する子育て情報誌。母子保健手帳交付時や子育て支援センター等で配布している。

○**ふなばし地域若者サポートステーション事業** ちいきわかもの じぎょう 若者の職業的自立を支援するため、無料相談やキャリアコンサルティング、ジョブトレーニング、職場実習などを通して就職や進学等を支援する事業。

○**不妊・不育専門相談** ふにん ふいくせんもんそうだん 医師や助産師による不妊・不育や治療に関する個別相談。

○**弁護士による相談** べんごし そうだん 離婚前の方やひとり親家庭等

1. 用語解説

の養育費、離婚等の法律に関する相談に弁護士が応じる事業。

○**保育士養成修学資金貸付事業** ほいくしやうせいしゅうがくしきんかしてけしぎょう 市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある人に、指定保育士養成施設在学中の修学資金として月額3万円を貸し付ける事業。卒業後に市内の保育所等で、修学期間以上勤務すると貸付金の返還が全額免除される。

○**保育所** ほいくしよ 保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、自治体、または都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けた者が設置・運営する施設。

○**保育所等運営に対する補助** ほいくしよとうえんえい たい ほじょ 児童の処遇向上を図るため、保育所等運営にかかる費用に対し交付する補助金。

○**保育所等待機児童** ほいくしよとうたいきじどう 保育所等に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童。

○**保育の必要性の認定** ほいく ひつようせい にんてい 保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき行う、保育の必要性の有無の認定。

○**放課後等デイサービス事業** ほうかごとう じぎょう 就学している障害のあるこどもを通所させて、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な支援や社会との交流の促進等の支援を行う事業。

○**母子生活支援施設** ぼ し せいかつしえんしせつ 母子家庭又はこれに準ずる事情にある母からの申し込みに基づき、母とそのこどもを入所により保護し、自立の促進のために支援する施設。

○**母子父子寡婦福祉資金貸付** ぼ し ふ し か ふ ぶくししきんかしてけ ひとり親家庭の親や寡婦の自立と児童の福祉を増進するために貸付をする制度。目的に応じて貸付限度額等が異なる12種類の資金がある。

○**母子・父子自立支援員** ぼ し ふ し じりつしえんいん ひとり親家庭等や離婚前の方の生活や子育て、住宅、仕事等に関する相談に応じ、自立に向け、総合的に支援を行う者。社会福

祉士等の資格や、児童福祉や各種相談窓口対応の経験がある者が担う。

○**母子及び父子並びに寡婦福祉法** ぼ し およ ふ し なら か ふ ぶくしほう ひとり親家庭や寡婦の生活の安定と向上を目的として昭和39年（1964年）に制定された法律。平成26年（2014年）の改正で現在の名称となった。

○**ホームヘルプサービス** ひとり親家庭の親や寡婦がケガや病気などの時に、ホームヘルパーを派遣して、日常生活の支援をする事業。

ま行

○**民生委員・児童委員** みんせいいいん じどういいん 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。民生委員は児童委員を兼ねている。

や行

○**家賃債務保証支援事業** やちんさいむほしやうしえんじぎょう 住み替えにあたって、家賃債務保証会社と家賃債務保証契約を締結する対象世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等）に対して、費用の一部を助成する事業。

○**家賃低廉化住宅** やちんていれんかじゅうたく 賃貸人に月々の家賃の一部を補助することにより、所得が低く住まい探しが困難な世帯が入居しやすくした住宅。

○**ヤングケアラー支援事業** しえんじぎょう 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うこどもや若者を支援するための事業。

○**養育費・親子交流セミナー** よういくひ おやここうりゅう 離婚後の親子関係や養育費についての基本的な知識を提供するセミナー。

○**養育費確保のための同行支援** よういくひかくほ どうこうしえん 養育費にかかる公正証書の作成のために公証役場へ行く際や、調停の申し立てのために家庭裁判所へ行くことが不安な方に、必要に応じて母子・父子自立支援員が現地まで同行する支援。

○**幼稚園** ようちえん 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳のこどもを対象とする施設。

○**幼稚園運営に対する補助** ようちえんうんえい たい ほしよ 幼稚園運営に係る費用負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資するため、幼稚園の運営費に対して交付する補助金。

○**要保護児童及びDV対策地域協議会** ようほごじどうおよ たいさくちいききょうぎかい 地域のさまざまな関係機関、関係者と連携して、児童虐待と関連の深いDV対策も含め、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置した協議会。

○**幼保小連携** ようほしょうれんけい こどもが、幼児期の教育・保育から小学校教育に円滑に移行することができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の間で行われる連携した取り組み。

○**4か月児健康相談** げっしけんこうそうだん 保健センターで実施している、乳児の発育・発達に関する相談事業。

ら行

○**ライフサポートファイル** 障害のあるこどもや特別な配慮を必要とするこどもたちが、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるように、こどもの生育歴や受けてきた支援内容などを記録・管理できるファイル。

○**療育施設** りょういくしせつ 児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施する障害児通所支援事業所。

○**量の見込み** りょう みこ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における将来需要量の見込み。これまでの利用状況、利用希望等を踏まえて算出する。

○**労働力率** ろうどうりょくりつ 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

わ行

○**ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和を意味する。ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。

2. 計画策定の体制と経緯

(1) 計画の策定体制

① 船橋市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第61条第7項において、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方版の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければならないこととなっています。

本市では、「船橋市子ども・子育て会議」を条例により設置し、計画素案に対する意見の聴取を行いました。

② 船橋市子ども・子育て支援事業等計画策定委員会

市の庁内に、計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、こども家庭部長及び関係各課長による「船橋市子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置しました。また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

③ 本計画案に対する意見募集（パブリック・コメント）の実施

令和6年（2024年）12月 日（ ）に本計画案を公表し、同日から令和7年（2025年）1月 日（ ）までを期間として、意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。

(2) 船橋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第25号

改正 令和5年3月28日条例第7号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令5条例7・一部改正）

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

（令5条例7・一部改正）

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第4条 委員は、法第6条第2項に規定する保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

（会長及び副会長）

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができる。

（会議）

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

（資料提出の要求等）

2. 計画策定の体制と経緯

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(3) 船橋市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年（2023年）9月1日～令和7年（2025年）8月31日

※役職等は委員委嘱日現在のものです。

（敬称略・50音順）

氏名	役職等	備考
いくた くにひこ 生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問	
おぎ しゅうすけ 尾木 修介	船橋市私立幼稚園連合会会長	
こいで まさあき 小出 正明	船橋市社会福祉協議会常務理事	
こだま りょう 児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長	
さくま つとむ 佐久間 勉	船橋市認可外保育所連絡会会長代理	
さとう ゆか 佐藤 有香	和洋女子大学教授	副会長
すすき さつき 鈴木 五月	船橋市小学校長会	
すすき ひろこ 鈴木 ひろ子	船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会会長	
たけその こういちろう 竹園 公一朗	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長	
たなか よしゆき 田中 善之	全千葉県私立幼稚園連合会理事	
つるさき さくらこ 鶴崎 桜子	ふなばしファミリー・サポート・センター（育児）協力会員	
なかはら よしえ 中原 美恵	東洋大学名誉教授	
はら あやこ 原 綾子	船橋市PTA連合会事務局長	
ふるかわ あやこ 古川 綾子	市民委員	
ほしの たかこ 星野 孝子	市民委員	
まつざき そういち 松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長	
やまぎし ひでき 山岸 秀規	船橋市中学校長会副会長	
やまなか ひろひと 山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長	
やまもと ゆうこ 山本 裕子	青い鳥ホーム施設長	
よこやま ようこ 横山 洋子	千葉経済大学短期大学部教授	会長

(4) 船橋市子ども・子育て支援事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づき令和2年に策定した、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の期間満了に伴い第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「第3期事業計画」という。）の原案を、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」の内容を包含して作成するため、船橋市子ども・子育て支援事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども家庭部長を、副委員長はこども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 策定部会に部会長を置き、部会長は、こども政策課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局こども家庭部こども政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表

局及び部等	委員
企画財政部	政策企画課長、行政経営課長、財政課長
総務部	人事課長
市民生活部	市民協働課長
福祉サービス部	福祉政策課長、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長
健康部	地域保健課長、健康づくり課長
こども家庭部	こども家庭部長、こども政策課長、こども家庭支援課長、子育て給付課長、児童相談所開設準備課長、保育運営課長、保育入園課長、地域子育て支援課長、療育支援課長
経済部	商工振興課長
建築部	住宅政策課長
管理部	教育総務課長
学校教育部	学務課長、指導課長、保健体育課長、総合教育センター所長
生涯学習部	社会教育課長、青少年課長、中央公民館長

(5) 策定経過

年度	年月日	内容
令和5年度 (2023年度)	令和5年 8月9日	令和5年度第1回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について
	11月16日	第2回子ども・子育て会議 ・子ども・子育てに関するアンケート調査について
	12月13日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施(12月31日まで)
	令和6年 2月9日	第3回子ども・子育て会議 ・船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について(速報)
	3月	グループインタビューの実施
令和6年度 (2024年度)	令和6年 5月16日	令和6年度第1回子ども・子育て会議 ・次期計画の策定について ・船橋市の子ども・子育てを取り巻く状況について ・次期計画の基本理念、基本方針及び基本施策について
	8月6日	第2回子ども・子育て会議 ・次期計画の現状、課題及び方向性について ・次期計画の教育・保育の量の見込みについて
	10月10日	第3回子ども・子育て会議 ・次期計画の基本施策について ・次期計画の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
	11月15日	第4回子ども・子育て会議 ・次期計画の素案について
	12月15日	計画案の公表と意見募集 (パブリック・コメント)(令和7年1月14日まで)
	令和7年 2月12日	第5回子ども・子育て会議 ・第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(案)について
	3月	計画策定

(6) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要

1. 調査の目的

子ども・子育て支援事業計画、ひとり親家庭等自立促進計画、こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を統合した計画を策定するにあたり、市民へアンケート調査を行い、意識やニーズの分析を行うことにより、基礎資料とするために実施しました。

2. 調査の設計

(1) 調査対象： 船橋市全域・市内在住の10歳～18歳の子ども、及びその保護者。

調査対象（調査票種類）は以下の10種（総計21,155件）。

調査票種類	調査対象
①母子健康手帳交付者	母子健康手帳交付者（第1子）
②就学前児童保護者	一般世帯の就学前子どもの保護者
③小学生保護者	一般世帯の小学校1年生～6年生の保護者
④中学生保護者	一般世帯の中学校1年生～高校3年生相当年齢の保護者
⑤ひとり親家庭保護者	ひとり親手当（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費・遺児手当）の認定を受けている保護者
⑥ひとり親家庭保護者（就学前児童）	①と⑤で、重複して対象となった保護者
⑦ひとり親家庭保護者（小学生）	②と⑤で、重複して対象となった保護者
⑧ひとり親家庭保護者（中学生）	③と⑤で、重複して対象となった保護者
⑨子ども（小学生）	小学校5年生～6年生の子ども （一般世帯・ひとり親世帯共通）
⑩子ども（中学生）	中学校1年生～高校3年生相当年齢の子ども （一般世帯・ひとり親世帯共通）

(2) 調査方法： 郵送配布・用紙及びWEB アンケート方式で回収。

(3) 調査期間： 令和5年12月13日～12月31日

2. 計画策定の体制と経緯

(4) 回収率： 総計 8,234 件の有効回答（有効回収率 38.9%）。

調査対象（調査票種類）	配布数	有効回答数	有効回収率	前回（H30） 回収率
①母子健康手帳交付者	219	81	37.0%	38.0%
①就学前児童保護者	5,853	2,693	46.0%	53.9%
②小学生保護者	2,855	1,350	47.3%	51.3%
③中高生保護者	2,756	1,074	39.0%	-
④ひとり親家庭保護者	2,904	960	33.1%	38.0%
⑤ひとり親家庭保護者（就学前児童）	132	50	37.9%	
⑥ひとり親家庭保護者（小学生）	143	52	36.4%	
⑦ひとり親家庭保護者（中高生）	242	77	31.8%	
⑧子ども（小学生）	1,390	506	36.4%	-
⑨子ども（中高生）	4,661	1,391	29.8%	-

※有効配布数：配布数から、あて先不明等を除いた数

有効回収数：回収調査票から、記入のない（又は少ない）票（無効票）を除いた数

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画
第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画
船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
令和7年度～令和11年度
(2025年度～2029年度)

発 行：令和7年(2025年)3月
企画・編集：健康福祉局 こども家庭部 こども政策課
〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
電 話 047-436-2796
FAX 047-436-2797